

| 番号 | 御意見(提出者) | 御意見に対する考え方 |
|----|---|--|
| 1 | <p>○ 全般</p> <p>AM 放送の難聴対策、災害対策のための FM 波の利用について早急な制度整備を求めてまいりましたが、今回、この(案)が提示されたことに感謝いたします。引き続きラジオ送信所やバックアップ設備の整備、災害時における放送継続機能の整備等についても、それぞれの放送事業者の地域性を考慮しつつ、国庫補助や税制支援などを含め、適切な制度整備が行われるよう要望いたします。</p> <p>○ 周波数の割当てに関する基本的方針(案)</p> <p>民放中波放送の都市型難聴対策と、津波等の災害対策に係る FM 中継局が、「90MHz 超え 95MHz 以下」に割り当てられているが、周波数に余裕があり 90MHz 以下の周波数が割り当て可能な地域においてはまずその使用をお願いしたい。現在 90MHz 超え周波数対応受信機の普及が進んでいない状況では災害時のラジオ放送の役割を削ぐものと考えます。</p> <p>地域の周波数事情に応じて 90MHz 以下の周波数を使えるようにしていただきたい。また 90MHz 超え周波数対応受信機の普及へ向けた対応も進めていただきたい。</p> <p>【青森放送】</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>90MHz 以下の超短波放送用の周波数については、まずは FM 放送の難聴対策や災害対策に係る放送局、コミュニティ FM 局の開設等に加え、AM 放送の難聴(地理的・地形的難聴、外国波混信)対策に係る FM 方式の中継局(空中線電力が小さいものに限る)に割り当てることが適当と考えます。</p> <p>90MHz 超え 95MHz 以下の周波数については、新たに民間放送事業者の AM 放送の都市型難聴対策等や災害対策に係る FM 方式の中継局及びコミュニティ FM 局の開設等に割り当てることが適当と考えます。</p> <p>なお、周波数の割当て方針については、各放送局の置局状況等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うこととし、その旨追記し</p> |

| | | |
|---|--|---|
| | | ます。 |
| 2 | <p>○ 99MHz 超～108MHz 以下</p> <p>この周波数帯域を基幹放送局の設備提供事業者である『地方ブロック向けマルチメディア放送に係る放送局及びデジタルコミュニティ放送に係る放送局』に割り当てることに異論はありませんが、認定業務いわゆるソフト事業においては放送対象地域を柔軟に設定できる制度整備を望みます。とりわけ、以下の理由により県域を対象とした安心・安全のためのマルチメディア放送が実現できるような制度整備を希望します。</p> <p>平成23年3月の東日本大震災で、東北地方の太平洋側では多くの方が犠牲になり、当社も送信設備を中心に被災しました。その時の経験を教訓として、翌年2月には宮城 V-Low マルチメディア放送実験協議会を設立。宮城県をエリアとするマルチメディア放送の実証実験を行なってきました。</p> <p>実験の前提ともなったのが、「被災直後に被災者が本当に必要なのは、東京で集約された大まかな情報ではなく、県内地元市町村からの細やかな情報」という情報の受信者からの意見であり、「被災直後の混乱の中では市町村職員も対応に追われるため、一回の入力で多様なメディアに発信できる仕組みが必要だ」とする情報の発信者からの意見でした。</p> <p>また「操作が簡単で、電池で長時間駆動するような『安心安全端末』や「スマートフォンやタブレット端末上で動作する『安心安全アプリ』」など、受信機も具体的な形になりました。</p> <p>これらの安心安全に関する情報を確実に伝達する「仕組み」にはマルチメディア放送が最適であり、県域あるいは市町村など細かい地域を対象としたメディアの役割と考えています。</p> <p>現時点でこそ、一斉参入を希望しない県域放送ですが、近い将来は県域放送も参入できるような制度整備あるいはセグメント割を希望します。</p> <p>さらに、この周波数帯域で地方ブロック向けマルチメディア放送がデジタルコミュニティ放送を締めだし、地域の安心安全のための放送が阻害される結果とならないよう十分な配慮をお願いします。</p> <p>○ 95MHz 超～99MHz 以下</p> <p>『99MHz～108MHz を使用する地方ブロック向けマルチメディア放送に係る放送局等と 90MHz～95MHz を使</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>放送対象地域については、参入希望調査の結果等を勘案し、地方ブロック単位としています。なお、各地方ブロック向け放送で提供される番組の一部において、特定の地域向けの情報を提供することを妨げるものではありません。</p> |

用する中波放送の難聴対策等に係る FM 方式の中継局等との間』で、相互干渉が発生しないようにガードバンドとすることに賛成です。

ただし、『今後、地方ブロック向けマルチメディア放送に係る放送局の置局を行う過程で混信又は混信の可能性が発生し、これを回避するために真に必要な場合には、当該周波数帯域を用いる』とありますが、この周波数帯域は本来ガードバンドであり、そのことが両者の混信の原因とならないよう十分な配慮が必要で、優先順位をもって中波放送の FM 補完側に妨害することのないような割当てを実施すべきであると考えます。

その際には、季節的に変動するスプラディック E 層による異常伝搬など、圏内周波数の割当ての混信対策に十分ご配慮願います。

○ 90MHz 超～95MHz 以下

この周波数帯域を『民間放送事業者の中波放送の難聴対策、津波等の災害への対策』として FM 放送を活用することについて、異論ありません。

また、90MHz を超える周波数について、親局の放送区域を補完するために比較的大きい空中線電力で送信する事についても賛成です。

サービスエリア(放送対象区域)が大きい首都圏で普及すれば、一部外国向けの FM 受信機や、日本でもアナログ TV 音声を聴くために生産されていた FM 受信機などの機能拡張にも期待が持て、V-Low 帯域対応 FM 受信機の普及につながると考えます。

また、ラジオテレビ兼営局から見れば、これまでのアナログ TV の施設が有効利用できることにもつながると考えられます。

○ その他

『NHK の中波放送の難聴対策等及び国内放送を行う短波放送の扱い』について、『FM 方式による中継局及びコミュニティ放送局の置局状況を考慮し』とあるように、優先度を下げたことについては賛成です。

NHK に関しては、中波放送は NHK 第 1 第 2、超短波放送は FM 放送と、多様なメディアを持ち合わせており、

| | | |
|---|---|---|
| | <p>必要であればこれらの親局あるいは中継局の置局等で十分な強靱化対策(難聴対策を含む)を実施する事が可能だと考えます。また、経営の強靱化についても事業形態が異なる民間放送とは一線を画するべきであり、プライオリティーを下げて検討することについて賛成です。</p> <p>【東北放送】</p> | |
| 3 | <p>○ 76MHz 超～85MHz 以下、85MHz 超～90MHz 以下、90MHz 超～95MHz 以下</p> <p>「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」中間取りまとめ(平成25年7月)—災害時のファーストインフォーマーとしてのラジオの強靱化—の第4章4.新たなアイデアによる事業展開の推進(3)受け手側の強靱化 ②受信機の普及(P45の注釈51)では、<u>現在市販されている受信機はV-Low帯(90MHz～108MHz)に対応していない場合が多い。</u>とされている。</p> <p>このため、この周波数帯域を使用しての災害放送、難聴対策放送については、十分な機能を果たし得ない可能性がある。</p> <p>したがって、より減災を進めるため、より難聴世帯を少なくするためには、現在の市販受信機で受信可能な周波数帯 <u>76MHz 超え90MHz 以下</u>においても空中線電力の大小を問わず周波数を割り当て、地域住民へ広く聴取の機会を与えることが国益に適うと考えます。</p> <p>【秋田放送】</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>周波数の割当てについては、1 番の回答をご覧ください。</p> |
| 4 | <p>○ 76MHz 超～85MHz 以下、85MHz 超～90MHz 以下、90MHz 超～95MHz 以下</p> <p>基本的方針(案)では、90MHzを超え95MHz以下が難聴対策と津波等の災害への対策となっているものの、85MHzを超え90MHz以下は難聴対策となっており、津波等の災害への対策としての使用が織り込まれていません。</p> <p>V-Low 帯域の一部を使用してガードバンドとする措置は評価できるものですが、放送ネットワークの強靱化を速やかに進める為には、聴取者が所有する既存の受信設備を活用することが好ましいと考えます。したがって周波数の割当てに於いて、3の90MHzを超え95MHz以下の割当てと4の85MHzを超え90MHz以下の割当てを差替えるよう要望いたします。</p> <p>また、放送ネットワークの強靱化については中継局に係わる問題以上に難聴対策と津波等の災害への対策</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>周波数の割当てについては、1 番の回答をご覧ください。</p> <p>放送ネットワークの強靱化に関する支援措置については、必要な施策を検討し、対応してまいります。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| | <p>を中波親局についても同時に解決すべき事項と考えられ、親局に係わる周波数割り当てについても基本方針に盛り込む必要が有ります。</p> <p>加えて、中波放送の置かれている経営環境からすれば中波放送を継続しながらFMによる補完放送を恒久的に行うことは現実的ではなく、放送ネットワークの強靱化は中波放送の今後のあり方と一体で検討すべきものと考えます。</p> <p>放送ネットワークの強靱化を促進する観点から、整備への国庫補助や税制支援などを要望いたします。</p> <p>以上を勘案した本要望が可能となれば、弊社でも現ガードバンド周波数における親局のFM補完1kWも検討したいと考えます。</p> <p>【新潟放送】</p> | |
| 5 | <p>○ 全般、周波数の割当てに関する基本的方針(案)</p> <p>1. はじめに</p> <p>これまでの様々な検討や調査、提言を踏まえて、社会に必要であるラジオ放送の存続のために、FM 活用を含めた現実的な制度整備を行おうとされていることに賛同する。</p> <p>示された(案)を総体で、特に FM 放送について見れば、日本の FM バンドを 76～95MHz に拡張すると捉えられる。一般の聴取者もそのように対応するであろう。</p> <p>2. 主旨</p> <p>(案)では周波数帯がいくつか区切られ、民放中波放送の都市型難聴対策と災害対策に係る FM 中継局は「90MHz 超え 95MHz 以下」に割り当てられている。しかし 90MHz 以下の周波数が割り当て可能な地域においてはこれに拘らず、90MHz 以下の割り当て可能な周波数を使えるようにしていただきたい。</p> <p>3. 理由</p> <p>90MHz 以下においては既に受信機が普及しており、地域の周波数事情に応じて割り当て可能であれば、即座に災害対策の実効を上げることが出来る。さらにはその地域では聴取者に新たな受信機購入の負担をかけることがないのでラジオ放送全体の活性化が期待出来る。</p> <p>大都市圏にもましてラジオローカル局の営業事情は厳しい。受信機普及などの負担が少しでも減ることが地</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>周波数の割当てについては、1 番の回答をご覧ください。</p> |

域での役割を果たすことに繋がり、ひいてはそれがラジオ放送全体にとってプラスになると考える。

特に地方においては車が主要な移動手段で、カーラジオの役割は非常に大きくライフラインとも言える。この辺りは都会地とは全く違うところである。

全国一律の基準を当てはめるのではなく、地域の事情に応じて現実に即した周波数の割当てを行うことが真の意味で合理的であると考えます。

4. 当地の場合

当社のAMラジオ親局は富山湾より5km、海拔9mの平野部に位置しており津波の被害が完全には払拭できず、地震の際には地盤が液状化する危険性も指摘されている。また外国波混信対策のために県の東部と西部の高台に「新川FM中継局」「砺波FM中継局」の2局を開設しているが、当該エリアでは非常に有効で住民から高く評価されているが、それ以外の富山平野周辺部ではいまだに混信障害が継続している。さらに近年、富山県においても住宅のマンション化やIT機器等の普及が進み、AMの受信環境は年々悪化している。

そこで当社は災害・外国波混信・難聴の対策のために、富山市の高台にある既存のTV送信所にFM方式の補完中継局を設置したいと考えている。上記2局の周波数80.1MHzでシミュレーション計算(空中線電力は1kW)を行ったところ、既存局への混信条件は関係審査基準を満たし設置可能であった。このように90MHz以下においても周波数の割当ては可能である。

5. 「90～95MHz」に収容しきれるか

さらには、「90MHz 超え 95MHz 以下」の帯域だけで、(案)が想定する全国の局に周波数割当て出が来るかどうか疑問である。調査ではFM方式による放送局の設置を希望する社は多数あり、加えて(案)第6項ではNHKの対策局等も検討するとされている。

しかもこの「90MHz 超え 95MHz 以下」の帯域は国際的なFM放送バンドであり、近隣諸国のFM放送局からの混信が発生すると考えられる。当社は以前にアナログテレビ放送をこの帯域で行っていたが、毎年春から夏にかけてスプラディックE層伝搬による混信に悩まされてきた。混信が激しいときにはテレビから中国語の音声も聞えることもあった。そのような混信を起こす大電力局はこの帯域に多数あり、その同一周波数は避けるべきだと考えるが、その分、割当て可能な周波数は少なくなる。

| | | |
|---|---|---|
| | <p>6. まとめ</p> <p>当社は今回の制度整備を踏まえて今後とも地域社会に期待される役割を果たすべく真摯に取り組んでいきたいと考えている。地域のラジオ局が引き続きその役割を担っていけるように、その地域の事情に応じた現実的で合理的な制度整備を求める。</p> <p>【北日本放送】</p> | |
| 6 | <p>○ 76MHz 超～90MHz 以下、90MHz 超～95MHz 以下</p> <p>今回の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割り当て・制度整備に関する基本方針(案)」に対して、基本的に賛成であります。特に「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」の中間取りまとめの意見がよく取り入れられており、あらためて敬意を表します。ただ、その中で、1、2の意見がありますので、述べたいと思います。</p> <p>3の周波数帯は、従来のアナログテレビの1chに相当する帯域で、ここに中波親局のエリアを補完する FM 中継局を、チャンネルの混み具合の濃淡と、広域、県域に関係なくすべて落とし込むように見えます。また、5の既存のアナログFM帯域には、空中線電力が小さく、変調機能のない中継局(サテライト局)を割り当てる計画のようにも思えます。</p> <p>当社は、県域中波局であり、赤本による簡易な机上検討を行った結果、76.0MHz から 89.9MHz のFM周波数帯で、当エリアにおいて使用可能と考えられるチャンネルを数十チャンネル分抽出しております。エリアにおけるチャンネルの混み具合に関係なく、一律に県域中波親局クラスの既存FM帯域への新規参入が実質的に制限されますと、大規模災害時に低地に集中している中波局送信施設が被災して送信電波が途絶した場合、多くの県域中波局が持つ災害報道等における取材力や、放送ノウハウを生かすことが困難となり、聴取者(被災者)に多大な損失を与えることにもなります。果たしてその時、常設の報道組織を持たないラジオ局等が十分な災害報道機能を果たすことが出来るでしょうか。</p> <p>災害報道体制は、一朝一夕の構築が困難であり、FM帯域の周波数事情が許すエリアにおいては、災害報道ノウハウを持つ県域中波局に対して、「・・・空中線電力が小さいものとする」という範囲を、たとえば、「1KW未満の中継局・・・」とすれば、かなりの県域中波親局のFM補完中継局が、5の周波数帯に収容できる可能性</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>周波数の割り当てについては、1番の回答をご覧ください。</p> <p>なお、90MHz 以下の周波数については、コミュニティ放送局が未だに開設されていない市区町村における開設要望や災害時に臨時災害放送局に使用する周波数の確保について、留意する必要があります。</p> <p>受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | <p>があると考えられます。これは、貴重な周波数の有効利用に資することにもなります。実際の県域中波局の申請時(事前確認)においては、既存FM局に与える十分な混信検討(長期間の潜在電界の測定など)や、空中線電力検討を行わせ、必要に応じてデータ等の提出を義務づける必要があると考えます。万一、その検討過程で既存FM局に定常時におけるエリア内混信を惹起する虞のある場合は、3の帯域への変更を可能とすることが望ましいと思われま。</p> <p>3の帯域に開設せざる得ない場合は、既存のカーラジオでは全く受信できない状態が長く続くことから、災害時におけるラジオネットワーク強靱化対策の効果が半減することにもなります。このような状況を極力短縮するため、メーカーなどに対して、受信可能なカーラジオ普及の強力な働きかけを行い、且つ、県域中波局に対しては、中波放送設備の延命補強のための助成等お願いしたいと思ひます。</p> <p>また、必要であれば、ラ・テ兼営局に対しては、テレビのワンセグセグメントの一部(例:1/4Seg)を音声放送に充てるなど、既にインフラが整っているメディアを活用した補完対策も推進すべきと考えます。いずれの対策をとる場合においても、災害時以外の圧倒的に多くの時間を占める平常時から、「いかにラジオを身近に感じてもらうか」が重要であります。そのためには、FM局、中波局を問わず、良質な聴取環境と音質を確保し、有用、有益なコンテンツを24時間提供していくことが必要と考えます。</p> <p>【北陸放送】</p> | |
| 7 | <p>○ 全般</p> <p>AM放送の難聴対策、災害対策としてのFM波を活用した制度整備、周波数割り当ての基本方針案が提示された事を評価致します。</p> <p>今後も上記について、国庫補助や税制支援を含めた制度整備をお願いします。</p> <p>○ 周波数の割り当てに関する基本的方針(案)</p> <p>AM放送の難聴対策、災害対策として90MHz～95MHzが割り当てられていますが、この周波数帯で聴取できる機器は普及が十分ではない事もあり抜本的な解決策にはなりません、地域の周波数事情に応じ90MHz以下での割り当てを検討願ひます。</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>周波数の割当てについては、1番の回答をご覧ください。</p> <p>放送ネットワークの強靱化に関する支援措置については、必要な施策を検討し、対応してまいります。</p> |

| | | |
|----------|---|---|
| | <p>【福井放送】</p> | |
| <p>8</p> | <p>○ 全般 AM放送の難聴対策、災害対策のためのFM波の利用について、今回の案が提示されたことはその第一歩として評価する。</p> <p>○ 周波数の割り当てに関する基本方針（案） 地理的・地形的要因により受信電界レベルに余裕がない地方都市において、電子機器の増加により受信状況が悪化する事が懸念され、今後弊社でも FM 波での難聴対策を検討する可能性がある。先に行なわれた「ラジオ強靱化に関するアンケート」で、今の時点ではFM波でのAM補完を希望しなかった局についても、今後AM波を取り巻く環境が悪化しFM波による補完を選択せざるを得ない状況も懸念される事から、将来のFM波による補完の増加を見据えたチャンネルプランを要望する。</p> <p>現に AM 波が聞きづらい視聴者にとって一刻も早い対応が求められる。また、津波等の災害は今日にも起こる可能性があり、地域の周波数事情に応じて 90MHz 以下の周波数についても割り当て可能な方針を望む。</p> <p>○ その他 90MHz 以上の周波数も受信可能な端末の普及について、放送局と国が一体となって取り組む事が必要と考える。</p> <p>【山梨放送】</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>周波数の割当てについては、1 番の回答をご覧ください。</p> <p>受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。</p> |
| <p>9</p> | <p>○ 90MHz超～95MHz以下 「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」(案)(以下、「割当て・制度整備基本方針案」とともに示された「民間地上基幹放送事業者の活力の再生に向けた基本指針(事業分野別指針)」(案)(以下、「活力再生基本方針案」)では、地上基幹放送を「災害情報の提供を始めとして、国民が安心・安全で豊かな生活を送る上で必要不可欠な存在である。」とし、「国民の生命・財産の安全確保に関わる情報の提供手段として、極めて重要な役割を担っている。」ことを認めていま</p> | <p>AM放送が行うFM方式による中継局の周波数の割当てについては、概ね賛成の御意見として承ります。</p> <p>周波数の割当てについては、1 番の回答をご覧ください。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| | <p>す。そして「首都圏直下型地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害が想定される中、民間地上基幹放送事業者が、今後とも、平時の生活情報や災害発生時の被災情報、避難情報といった国民に必要な情報を適切に提供し続けるようにするためには、こうした課題に対応した放送ネットワークの強靱化を早急に行うことが求められている。」としています。</p> <p>「割当て・制度整備基本方針案」では津波等の災害への対策に係る FM 方式の中継局への周波数割り当てとして V-Low 帯の一部である <u>90MHz 超え 95MHz 以下</u> が示されていますが、同帯域に対応した受信機の普及は進んでいません。<u>被災・放送不能となった AM 中継局に代わり緊急性の高い情報をより多くの国民へ提供する役割を担う FM 補完中継局に割り当てる帯域をここに限ることは、「活力再生基本方針案」で示された地上基幹放送への期待、及び放送ネットワーク強靱化の趣旨を踏まえると必ずしも最適とはいえないと考えます。</u></p> <p>○ 76MHz超～90MHz以下</p> <p>「割当て・制度整備基本方針案」に示された規定によれば現用FM帯域（76～90MHz）にある周波数を利用したFM補完中継局の用途は外国波混信と難聴対策となります。しかしながら、前項でも述べたように、<u>津波等の災害対策に係るFM補完中継局は「国民の生命・財産の安全確保に関わる情報の提供手段」であり、大規模災害を想定した「放送ネットワークの強靱化」ではこれを「早急に行う」ことを求めています。</u></p> <p>大都市圏には現用FM帯域で新たな周波数を確保する余裕がないエリアもありますが、地方によっては状況も変わってきます。国民の利益に鑑み、津波等の災害への対策に係るFM中継局についても、<u>地域の周波数事情が許す限り現用FM帯域である76-90MHzを利用できる制度設計を希望いたします。</u></p> <p>また、<u>AM 親局が補完対象となる場合も想定されることから、「小さいもの」とある FM 補完中継局の空中線電力については、これも地域の周波数事情を勘案し可能であれば、補完される AM 局が持つ放送エリアと同等の広さをカバーできるだけの出力を確保できるよう検討をお願いいたします。</u></p> <p>【静岡放送】</p> | <p>なお、90MHz 以下における AM 放送の地理的・地形的難聴対策に係る FM 方式の中継局の空中線電力については、当該帯域においては、FM 放送事業者やコミュニティ FM が既に放送局を開設しており、これらとの共存を図るために、現在、免許されている AM 放送の外国波混信対策に係る FM 方式の中継局の電力程度（最大で約 100W）とする予定です。一方で、90MHz 超え 95MHz 以下の周波数においては、AM 放送の難聴（都市型難聴、地理的・地形的難聴、外国波混信対策）及び災害対策に係る FM 方式の中継局の空中線電力については、他局に混信を与えない場合に限り、これを超えるものも可能とする予定です。</p> |
| 10 | 今回示された基本的方針(案)はAM放送の難聴対策・災害対策に、いわゆるV-Low帯を含むFM放送の周 | 本方針案に賛同の御意見とし |

| | | |
|----|---|--|
| | <p>波数帯が割当てられたと理解しています。</p> <p>今後の、放送ネットワークの強靱化に係る具体的なFM放送周波数の割当てにあたっては、次のとおり要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AM放送の難聴対策・災害対策に係るFM中継局の周波数割当て等に際しては、県域エリアの既存放送事業者の意向を十分に尊重していただきたいと考えます。 ・放送ネットワークの強靱化を促進するため、AM放送のFM中継局の設置やバックアップ設備等の整備に際しましては、地方放送事業者の経営体力に鑑み、国庫補助や税制支援などの手厚い施策を要望いたします。 ・いわゆるV-Low帯のFM放送周波数割当てに際しては、受信機器の速やかなる普及に格段の配慮を願いたく存じます。 <p>【京都放送】</p> | <p>て承ります。</p> <p>放送ネットワークの強靱化に関する支援措置については、必要な施策を検討し、対応してまいります。</p> <p>受信機器の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。</p> |
| 11 | <p>○ 90MHz超～95MHz以下</p> <p>阪神・淡路大震災、そして東日本大震災では、ラジオが国民の生命と財産を守るうえで極めて重要なメディアであることが強く認識された。その一方で AM ラジオの送信所は低地、水辺に立地していることから、津波や浸水をはじめとする防災対策が改めて求められている。また、建築物の構造変化や電子機器の普及で AM ラジオの難聴は拡大しており、その情報発信力が十分に発揮できない状況下に置かれている。</p> <p>その中で、今回出された「V-Low 帯の 90MHz 超え 95MHz 以下の帯域を民放 AM ラジオの難聴対策、津波等の災害への対策に係る FM 中継局に割り当てる」という基本方針(案)は、90MHz 以下では新たな FM 中継局用の帯域確保が困難な近畿の広域局にとって、大いに歓迎したい。</p> <p>ただ、放送ネットワークの強靱化を図るためには、いくつかの課題があると考えます。</p> <p>1. FM 中継局の放送エリアについて</p> <p>弊社は FM 中継局を生駒山頂に置局することを計画しているが、その放送エリアが課題となる。AM 親局が被災し停波した場合を想定すると、少なくとも近畿広域エリアのうち京阪神地区をはじめとする人口集中エリアを FM 中継局でカバーできることが望ましい。ラジオは習慣性のメディアであり、リスナーには普段か</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、AM 放送の都市型難聴対策に係る FM 方式の中継局に関しては、90MHz 超え 95MHz 以下の 5MHz 幅という制約の中で、他局に混信を与えないという前提に基づき、都市型難聴の発生地域について FM 波でカバーするため、AM 放送の難聴状況等を踏まえて、可能な出力を確保するように検討を進めます。</p> <p>放送ネットワークの強靱化に</p> |

| | | |
|----|---|--|
| | <p>ら接している放送局やパーソナリティからの情報に信頼を寄せられている。従って、災害時のみならず平常時においてもラジオがその役割を発揮するために FM 中継局の放送エリアは親局のエリアを考慮すべきと考える。</p> <p>2. 受信機の普及について</p> <p>90MHz 以上の FM 放送に対応する受信機は少なく、送信側の対策のみならずその受信機の普及なしに放送ネットワークの強靱化は成り立たない。災害時に AM 親局が被災し停波した場合でも、FM によって必要な情報が得られる環境を早く整える必要がある。制度整備の方向が固まり次第、官民協力してカーラジオも含めた受信機メーカーへの働きかけを行うべきと考える。</p> <p>3. 公的支援に関して</p> <p>多くの AM ラジオ放送事業者の経営状況を鑑みると、親局の維持に加え新たな FM 中継局への設備投資は非常に負担が大きく、さらなる経営への圧迫要因になりかねない。早期に放送ネットワークの強靱化を図るためにもなんらかの公的支援が必要と考える。</p> <p>弊社はラジオ・テレビ兼営局であるがゆえの高い取材力と情報発信力を持っており、災害時における国民の生命と財産を守る使命があると自認している。その役割を果たすためにも基本方針(案)の実現を強く希望する。</p> <p>【毎日放送】</p> | <p>関する支援措置については、必要な施策を検討し、対応してまいります。</p> <p>受信機器の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。</p> |
| 12 | <p>○ 全体</p> <p>V-Low 帯域において、AM ラジオ事業者の FM 方式を使った中継局に周波数の割り当てを認める今回の基本方針案は、放送ネットワークの強靱化を図る上で極めて有効な解決策であり、大いに評価いたします。</p> <p>○ 95MHz 超～99MHz 以下</p> <p>近畿地方では、すでに 76MHz から 90MHz の帯域で放送用の周波数が逼迫しています。近畿地方における</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、95MHz 超え 99MHz 以下については、今後、地方ブロック向けマルチメディア放送に係る放送局の置局の際に混信を回</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>当該周波数帯域については、隣接する周波数帯域の放送に影響を与えない範囲で、コミュニティ放送や一定の地理的、地形的な条件のもとでの小電力の FM 中継局用にも使用できるよう検討をお願いします。</p> <p>○ 90MHz 超～95MHz 以下</p> <p>当該周波数帯域において、空中線電力の大きな FM 方式の中継局の設置が可能になることを評価します。なお、広域 AM 局の FM 方式の中継局については、都市型難聴の改善と津波対策などの広域防災の観点から、府県を跨いだ都市圏を放送対象地域とする制度整備が必要であると考えます。</p> <p>○ その他</p> <p>1. 民放 AM ラジオは、これまで大災害発生時には地域に密着した災害情報を放送してきました。FM 方式による中継局は、大災害発生時の送信施設のバックアップとなり、大都市では難聴取の解消に大きな力となることは間違いありません。しかし AM ラジオの送信施設を維持・更新しながら、新たに FM 中継局に投資することは、厳しい経営環境に置かれている AM ラジオにとって、大きな負担でもあります。AM ラジオが行う災害情報発信の第一の目的は、国民の生命と財産の保護であり、FM 方式の中継局の設置に当たっては、国による補助や、優遇税制、あるいは自治体が補助しやすいような環境整備などについても検討をお願いします。</p> <p>2. 民放 AM ラジオは NHK に比べて送信出力が小さく、都市難聴の面でより厳しい条件にさらされているため、民放 AM ラジオの FM 方式による中継局及びコミュニティ放送局の置局状況をまず最初に検討することに賛同します。</p> <p>【朝日放送】</p> | <p>避するために真に必要な場合に用いることとしていますが、コミュニティ放送や小電力の FM 中継局用に使用可能とすべきという御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>都市型難聴については、11 番の回答をご覧ください。</p> <p>放送ネットワークの強靱化に関する支援措置については、必要な施策を検討し、対応してまいります。</p> |
| 13 | <p>○ 90MHz 超～95MHz 以下</p> <p>中波放送の外国波混信対策に限られていた FM 方式による中継局の開設が、難聴対策や津波等の災害への対策に係わるものまで拡大する提案に賛同します。</p> <p>しかしながら、既に出回っている FM ラジオ受信機で 90MHz 以上の周波数の FM 放送を受信可能なラジオ受</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>周波数の割当てについては、1 番の回答をご覧ください。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>信機の台数は極めて少なく、大半のFMラジオ受信機は、既存の超短波放送帯（76MHz～90MHz 以下）のものです。</p> <p>90MHz を超え 95MHz 以下の帯域でFM方式による放送を行うためには、この帯域を受信可能なFMラジオ受信機の普及が不可欠となりますが、東南海地震等の発生が予測されている中、放送ネットワークの強靱化は極めて緊急性の高い課題であり、新たな受信機の普及を待っている状況ではないと考えます。</p> <p>まずは、既に受信機の普及している既存のFMラジオ放送で使用している超短波放送帯での周波数の割当を優先すべきと考えます。</p> <p>また、山陰地区は日本海に面し、季節的な気象条件によって、88MHz 以上の周波数では、韓国等の諸外国から強力なFM放送波が飛来している事をFMラジオ受信機等で確認しています。</p> <p>過去、送信チャンネル1チャンネルの当社アナログテレビ中継局の放送エリアにおいて、外国FM波の飛来により長時間にわたってエリア内混信が発生し、多くの視聴者が多大な影響を受けました。</p> <p>AMラジオ放送の放送ネットワークの強靱化としてFM方式による中継局を設置しても、外国波混信を受けて難聴となつては強靱化の意味がありません。</p> <p>このような外国FM波による混信の発生が懸念される地区における周波数割当に際しては、外国FM波の放送周波数帯域を避けた割当を希望します。</p> <p>○ 85MHz 超～90MHz 以下、76MHz 超～90MHz 以下</p> <p>周波数の有効利用と、受信者への負担軽減のため、割当周波数が逼迫していない地域においては以下の用途についても割当を認めていただきたい。</p> <p>(1) 中波放送の難聴対策に係るFM方式の中継局について、地理的・地形的難聴対策に係るもののほか、外国波混信対策や津波等の災害への対策に係るもの。</p> <p>(2) (1)に係る空中線電力の大きい基幹局相当の中継局</p> <p>また、山陰地区は日本海に面し、季節的な気象条件によって、88MHz 以上の周波数では、韓国等の諸外国から強力なFM放送波が飛来している事をFMラジオ受信機等で確認しています。</p> | <p>空中線電力の大きさについては、9 番の回答をご覧ください。</p> <p>90MHz 超え 95MHz 以下におけるAM放送の難聴対策等に係る FM 方式の中継局のチャンネルプラン作成においては外国等の電波の到来状況も調査して検討します。</p> |
|---|--|

| | | |
|----|---|--|
| | <p>AMラジオ放送の放送ネットワークの強靱化としてFM方式による中継局を設置しても、外国波混信を受けて難聴となっては強靱化の意味がありません。</p> <p>このような外国FM波による混信の発生が懸念される地区における周波数割当に際しては、外国FM波の放送周波数帯域を避けた割当を希望します。</p> <p>「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」からの「難聴対策・災害対策として整備するFM波による中継局の周波数については、まずは、現在FMラジオ放送で使用している帯域(76.1MHz～89.9MHz)を利用可能とする事が適当」との提言は、現状の受信環境での聴取者の事を考えた提言として賛同するものです。</p> <p>FM放送への割当帯域が増えることは、周波数が逼迫した地区での割当周波数の緩和につながり賛同しますが、この帯域での受信機の普及が整わない環境で、各対策ごとに割当帯域が異なる事により情報格差を生じることになり、強靱化や聴取者にとって好ましい環境となるのか疑問を感じます。</p> <p>各対策としての周波数の割当は、現在FMラジオ放送で使用している帯域での割当を基本とし、周波数が逼迫し割当不能な場合には、この帯域外に割り当てるなど、聴取者への確実な情報伝達を第一義に考えた柔軟な制度整備を望みます。</p> <p>【山陰放送】</p> | |
| 14 | <p>○ 90MHz 超～95MHz 以下、85MHz 超～90MHz 以下</p> <p>中波放送の難聴対策、津波等の災害への対策に係るFM方式の中継局に 90MHz 超え 95MHz 以下の周波数確保・割り当てに賛同する。</p> <p>FM方式の中継局置局に関しては、ラジオの現在の経営基盤を考えると追加投資が厳しい状況であることから、是非とも補助金制度を望みたい。</p> <p>90MHz 超えの周波数は現在のカーラジオは対応しておらず、新しい受信機普及に国のバックアップが必要。</p> <p>置局した場合、AMとFMのサイマル放送が続くことになるが、ラジオの経営状況から長期のサイマル放送は不可能。国の財政支援をお願いしたい。</p> <p>南海沖トラフ地震発生の確率が高まる中、早期の災害対策や難聴対策でFMを活用するために、聴取者に</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>周波数の割当てについては、1 番の回答をご覧ください。</p> <p>放送ネットワークの強靱化に関する支援措置については、必要な施策を検討し、対応してまいります。</p> <p>受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に</p> |

| | | |
|----|--|---|
| | <p>対して極力新たな費用負担が少なく、より多くの聴取者に対応できるよう、現時点で普及している受信機で聴取可能な 90MHz 以下の帯域を優先的に割り当てることが望ましい。出来れば相応の出力の局も 85MHz 超え 90MHz 以下の周波数使用を希望したい。既存FM局との調整等で割り当て困難な地域については 90MHz 超え 95MHz 以下の周波数割り当てを望む。</p> <p>【山陽放送】</p> | <p>進めてまいります。</p> <p>空中線電力の大きさについては、9 番の回答をご覧ください。</p> |
| 15 | <p>○ 全体 本基本的方針により、放送ネットワークの強靱化を進めるための帯域使用について具体的方向が示されていることを高く評価します。</p> <p>○ 90MHz 超～95MHz 以下 V-Lowマルチメディア放送を魅力あるメディアに成長 させるため、多様な事業者の参入が可能となる制度整備を希望します。 中波放送の難聴対策・災害対策・混信対策のため、本帯域の周波数の割り当てが行われることを高く評価します。</p> <p>○ 90MHz 超～95MHz 以下 また、多くの中波放送局が放送ネットワークの強靱化に 対応できる様、以下の事項について希望します。</p> <p>①官民一体となった、本帯域に対応した受信機普及の推進 ②放送区域をより効率的に補完するための、地域事情に 応じた送信所や空中線電力等についての柔軟な対応 ③地上デジタルテレビジョン放送への移行の際と同様の各種支援措置</p> <p>○ 85MHz 超～90MHz 以下 本帯域での放送は、現在普及しているほとんどの受信機で受信が可能のため、直ちに放送ネットワークの強</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>放送ネットワークの強靱化に関する支援措置については、必要な施策を検討し、対応してまいります。</p> <p>空中線電力の大きさについては、9 番の回答をご覧ください。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>靱化に資することが可能となります。</p> <p>よって中波放送の難聴対策に係るFM方式の中継局に、本帯域の周波数の割り当てが行われることを高く評価します。</p> <p>○ 76MHz 超～90MHz 以下</p> <p>中波放送の難聴対策に係るFM方式の中継局について、外国波混信に係るものだけでなく、地理的・地形的難聴対策に係るものにも、本帯域の周波数の割り当てが行われることを高く評価します。</p> <p>【中国放送】</p> | |
| 16 | <p>今回の基本方針案では、民放中波放送の難聴対策と災害対策に係るFM中継局は「90MHz超え95MHz以下」を割り当てるとしているが「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」の中間とりまとめが示していたように、90MHz以下の周波数利用が可能な地域においては、まずこの帯域から空中線電力の大小に係わらず活用すべきである。</p> <p>【山口放送】</p> | <p>AM 放送が行う FM 方式による中継局の周波数の割り当てについては、概ね賛成の御意見として承ります。</p> <p>周波数の割り当てについては、1 番の回答をご覧ください。</p> <p>空中線電力の大きさについては、9 番の回答をご覧ください。</p> |
| 17 | <p>○ 全般</p> <p>何時発生してもおかしくない状態にある東南海道地震の被災対象地域である当県において、津波等からの避難先である自治体指定ビルは中波を通しにくい堅牢な鉄筋コンクリートの構造となっています。避難先での情報確保を考えた場合、中波のFM方式中継局に周波数割当てを頂いた今案に賛同致します。</p> <p>但し、当地区もそうですが地域によっては90MHz 以下の帯域において、かなりの周波数の空きが存在します。そのような地区においては90MHz 以下の帯域での親局補完のFM方式置局も可能として頂ければと思います。</p> <p>県内の他のFM放送事業者との中継局共建及び空中線共用等を行うことにより、送信側(放送事業者)の建</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>周波数の割り当てについては、1 番の回答をご覧ください。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| | <p>設費及びランニングコストの低減が可能となります。また、従来型の受信機使用による受信側(聴取者)の費用負担減が図られます。</p> <p>このようなメリットがあることを鑑み、周波数に空きがある地域への割当てを今案検討の一考にして頂ければと思います。この提案が放送ネットワークの強靱化、ひいては国民の生命、財産を守るということに、より近づけるものと確信しておりますので是非ともご考慮頂ければと思います。</p> <p>【四国放送】</p> | |
| 18 | <p>○ 全般</p> <p>「安心安全の国づくり」のために、放送ネットワークの強靱化が必要であるとの観点から、早いスピード感で、基本方針案の策定まで至っていることを評価いたします。この強靱化が官民ともに「まったなし」の課題であることを共有できていることを強く認識し、安心いたしました。</p> <p>又、「民間地上基幹放送事業者の活力の再生に向けた基本指針」では、放送事業者の実情を正しく捉えられており、そのうえで国庫補助、税制支援まで考慮されているなど高く評価いたします。</p> <p>当社は、ローカル情報の送り手として地域とともに60年の歴史を重ねてきましたが、今後はFM活用(FM補完)を前向きに視野に入れ、次の時代に向けてラジオ放送を充実させていきたいと考えています。</p> <p>○ 90MHz 超～95MHz 以下</p> <p>整備されるFM波の周波数は、現在の帯域(76MHz～90MHz)を使用することが適当である…という方針が先の「取り纏め」で発表されましたが、今回の「方針案」では一転してFM中継局(含む親局補完)の周波数は、このV-Low帯(90～95MHz)に限定されています。</p> <p>V-Low帯の効果的な利用を大所高所から考えられた末の方針変更と思いますが、ローカル局の我々から見れば、大都市中心の全国統一的な方法論と映り、「次善の策」と考えざるをえません。</p> <p>何よりも現行のFM受信機(カーラジオなど)がそのまま利用できることは聴取者メリットも高く、新・デバイスの普及を待つ“時差”が防げます。</p> <p>※地域特性と思いますが、当社の最新調査では、全リスナーの7割を「カーラジオ聴取者」が占めています。</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>周波数の割当てについては、1 番の回答をご覧ください。</p> <p>空中線電力の大きさについては、9 番の回答をご覧ください。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| | <p>四国地域においては、切迫している「南海トラフの巨大地震」への対応・準備という意味でも一日も早いFM補完と聴取者サービスを実現すべきと考えておりますので、現在のFM放送帯域の確保が可能ならば、「取り纏め案」にそって再考いただきたいと考えます。</p> <p>○ 76MHz 超～90MHz 以下</p> <p>以上述べましたように、「都市型難聴」の対策に係るものについても、「85MHz超え90MHz以下」及び「76MHz超え85MHz以下」の帯域内での割り当てをいただけますよう強く要望いたします。</p> <p>当帯域において空中線電力を小さいものと限定せず、諸条件を勘案の上、相当の出力まで可能となるよう柔軟な制度を要望いたします。</p> <p>【南海放送】</p> | |
| 19 | <p>○ 周波数の割当てに関する基本方針(案)</p> <p>民間放送事業者の中波放送の災害対策に係るFM方式の中継局が「90MHz超え95MHz以下」に限定して割り当てられている。</p> <p>しかしながら、地域によっては90MHz以下の周波数でも割り当てが可能であり、現在、市販されている受信機のほとんどが受信周波数90MHz以下である。</p> <p>災害対策としては、できる限り早期に送受信環境が整備されるべきであり、割り当てが可能な地域においては90MHz以下の周波数の使用を認めるべきと考えます。</p> <p>【高知放送】</p> | <p>AM放送が行うFM方式による中継局の周波数の割当てについては、概ね賛成の御意見として承ります。</p> <p>周波数の割当てについては、1 番の回答をご覧ください。</p> |
| 20 | <p>○ 85MHz 超～90MHz 以下</p> <p>「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」では、「難聴対策、災害対策として整備するFM波による中継局に用いる周波数については、まずは、現在FMラジオ放送で使用している帯域(76.1MHz～89.9MHz)を利用可能とすることが適当である。」と提言されていることから中波放送の難聴対策としての FM 方式の中継局の内、空中線電力が大きい中継局も対象にすべきであり、この周波数帯域での割り当てを優先的に検討すべきと考えます。</p> | <p>AM放送が行うFM方式による中継局の周波数の割当てについては、概ね賛成の御意見として承ります。</p> <p>周波数の割当てについては、1 番の回答をご覧ください。</p> |

また、ラジオ局が置かれた状況を勘案すると FM 中継局への設備投資、ランニングコストなどの経営的な負担だけでなく、開局後の受信機の普及が大きな問題となります。この周波数帯域を使用することで、90MHzを超える周波数を使用するよりもより早く聴取者サービスを行うことが可能となり、ローカル局の経営面の強靱化の観点からも望ましく、更には聴取者のメリットも大きいと考えます。

更に、中波放送は、その特性からも県域にとどまらず隣接する地域にもサービスを行っており、事実上、隣接県も含めた広域のエリアをカバーしています。また、これらのエリア内では、都市型難聴だけでなく、外国波混信による難聴も多く、聴取者からの相談も多数寄せられています。

このため中波放送を補完する大電力 FM 方式の中継局においてはできるだけ広範囲のエリアカバーを実現するための周波数割り当てを切望いたします。

○ 90MHz 超～95MHz 以下

「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」の提言からも、中波放送の難聴対策としての FM 方式の中継局の内、空中線電力が大きい中継局の周波数割当てについては、まず、「4 85MHz 超え 90MHz 以下」の帯域で検討すべきです。その結果、周波数割当てが困難な場合は、この帯域で再検討することが妥当と考えます。また、90MHz 以下の周波数が切迫する地域の問題を考慮した場合、この帯域を中波放送を補完する大電力 FM 方式の中継局に割り当てることは、評価できるものと考えます。

また、中波放送は、その特性からも県域にとどまらず隣接する地域にもサービスを行っており、事実上、隣接県も含めた広域のエリアをカバーしています。また、これらのエリア内では、都市型難聴だけでなく、外国波混信による難聴も多く、聴取者からの相談も多数寄せられています。このため中波放送を補完する大電力 FM 方式の中継局においてはできるだけ広範囲のエリアカバーを実現するための周波数割り当てを切望いたします。

○ 全体

90MHz を超える帯域でアナログラジオ放送が行われる場合の対応受信機、特に車載受信機に関し、速やかに“普及策”や“普及見通し”の具体的なプランを提示して頂き、かつ普及に努めて頂くよう

受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。

都市型難聴については、11 番の回答をご覧ください。

| | | |
|----|---|--|
| | <p>強く求めます。</p> <p>経営面での強靱化の観点から、コストの最小化が可能な置局ができるよう、最大限の配慮を強く求めます。</p> <p>国民の生命や財産を守るため、FM 補完局の追加、被災時対策としての予備送信機、或いは、発電機整備や燃料タンク増量など、今後、放送ネットワークの強靱化を実施する予定です。</p> <p>しかしながらラジオ放送を取り巻く環境は必ずしも良好とは言えず、経営的にも今後更に困難な状況が予想されています。この為、各設備設置に係わる費用やランニングコスト等についての補助金制度や税制上の優遇制度などを強く求めます。</p> <p>【RKB 毎日放送】</p> | |
| 21 | <p>○ 90MHz 超～95MHz 以下</p> <p>「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」(以下、「中間とりまとめ」)では、「難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局については、<u>まずは、現在 FM ラジオ放送で使用している帯域(76.1～89.9MHz)を利用可能とすることが適当である</u>」とされています。にもかかわらず、都市型難聴対策の場合は、一律、「90MHz 超～95MHz 以下」を割り当てるとされているのは「中間取りまとめ」の趣旨に反する、と考えます。</p> <p>90MHz を超える帯域でアナログラジオ放送が行われる場合、対応受信機の普及は大きな課題と言わざるを得ません。</p> <p>現在の普及状況では、都市型難聴の対策として「FM 波の利用」を進めても、当面、多くの方が聴取できない状況に変わりはなく、結果、災害時に必要な情報を地域住民に伝える事が困難になります。災害時のラジオの有用性を認めながらも、都市型難聴対策として 90MHz 超の帯域を割り当てるのは「放送ネットワークの強靱化」の趣旨に反する、と考えます。</p> <p>上記の点から、難聴対策、災害対策として整備する FM 波の中継局については、全国一律に周波数帯を割り当ててのではなく、当該エリアで帯域の確保が可能な場合は、90MHz 以下の周波数帯を割り当てるのが妥当であると考えます。</p> | <p>周波数の割当てについては、1 番の回答をご覧ください。</p> <p>受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>○ 全体</p> <p>90MHz を超える帯域でアナログラジオ放送が行われる場合の対応受信機、特に車載受信機に関し、速やかに“普及策”や“普及見通し”の具体的なプランを提示して頂き、かつ普及に努めて頂くよう強く求めます。</p> <p>本方針に基づき、「90MHz 超～95MHz 以下」の帯域の割当てとなった場合、経営面での強靱化の観点から、コストの最小化が可能な置局ができるよう、最大限の配慮を強く求めます</p> <p>【九州朝日放送】</p> | |
| 22 | <p>○ 85MHz 超～90MHz 以下、76 MHz 超～90MHz 以下</p> <p>空中線電力が小さなものという抽象的な表現では、放送現場に混乱をもたらすものと思われ、明確化する必要があると考えます。</p> <p>「中波放送の難聴(地理的・地形的難聴、外国波混信)対策に係る FM 方式の中継局に割り当てる」とする一方、「中波放送の FM 方式の中継局については、空中線電力が小さいものとする」とあります。真に周波数が空いているならば、受信者負担の軽減の観点から、(3)90MHz 超え 95MHz 以下 にある記述と同様に、親局の放送区域の一部を補完するもので空中線電力が大きいものについても割り当てを可能とする制度にするべきと考えます。</p> <p>今回の V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針(案)には記載がありませんが、中波放送の難聴対策の FM 方式の中継局と従前の AM 局とのサイマル放送は経営的に大きな負担となることも踏まえ、今後の検討をお願い致します。</p> <p>【長崎放送】</p> | <p>AM 放送が行う FM 方式による中継局の周波数の割当てについては、概ね賛成の御意見として承ります。</p> <p>周波数の割当てについては、1 番の回答をご覧ください。</p> <p>放送ネットワークの強靱化に関する支援措置については、必要な施策を検討し、対応してまいります。</p> <p>空中線電力の大きさについては、9 番の回答をご覧ください。</p> |
| 23 | <p>○ 76MHz 超～90MHz 以下、85MHz 超～90MHz 以下、90MHz 超～95MHz 以下</p> <p>「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間とりまとめ」において、「難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数については、まずは、現在 FM ラジオ放送で使用している帯域(76.1MHz～89.9MHz)を利用可能とすることが適当である。」と提言している。</p> <p>このことから、割当てが可能な地域においては、中波放送の災害・難聴対策としての FM 方式の中継局のう</p> | <p>AM 放送が行う FM 方式による中継局の周波数の割当てについては、概ね賛成の御意見として承ります。</p> <p>周波数の割当てについては、</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>ち、送信電力 1kW 程度までの中継局については、すでに受信機が普及している 76MHz 超え 90MHz 以下の帯域を優先的に割り当てべきと考えます。</p> <p>その上で、周波数割当てが困難な場合は、90MHz 超え 95MHz 以下の帯域で検討するのが適当と考えます。</p> <p>○ 全体</p> <p>災害情報の伝達においては、国民に漏れなく伝えることが求められます。そのためには、受信機が広く普及していることが前提条件となります。</p> <p>このことから、90MHz を超える帯域で災害・難聴対策としての FM 方式の中継局を設置する場合は、対応受信機、特に車載受信機の速やかな普及に努めていただくよう要望します。</p> <p>ラジオ局を取り巻く経営環境には極めて厳しいものがあります。早期に FM 中継局整備を行うため、設備設置に関わる費用の補助金制度などの整備を要望します。</p> <p>【熊本放送】</p> | <p>1 番の回答をご覧ください。</p> <p>放送ネットワークの強靱化に関する支援措置については、必要な施策を検討し、対応してまいります。</p> <p>受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。</p> |
| 24 | <p>○ 全体</p> <p>海岸など低地に送信所を立地する中波放送にとっては、高所に建設できるFM方式の中継局による災害対策は効果的かつ現実的であり、今回の方針案を評価するものです。</p> <p>しかし、AM親局の放送エリアをカバーするために、多くのFM中継局を整備しなければならない地域では、補完のための設備投資負担を担えない現状があることから、強靱化対策のための公的支援を要望いたします。</p> <p>○ 76MHz 超～90MHz 以下、85MHz 超～90MHz 以下、90MHz 超～95MHz 以下</p> <p>南海トラフ巨大地震等の大地震やそれに伴う津波がいつ発生しても不思議ではない状況だけに、強靱化対策は、短期間でより実効あるものにすることが求められます。津波などの災害対策に設置する放送局の周波数は、周波数の空きがある地域については、空中線電力の大小を問わず、すでに広く受信機が普及している既存FM帯域を含めて割り当てを行うことが可能になるよう、柔軟な対応を要望いたします。</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>周波数の割当てについては、1 番の回答をご覧ください。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>【南日本放送】</p> | |
| 25 | <p>○ 90MHz 超～95MHz 以下 AM放送の難聴対策や災害対策として、FM波を利用することは、大変有効と考えており、放送ネットワーク強靱化の施策として賛同いたします。</p> <p>しかしこの度の基本的方針(案)の中で、都市型難聴と災害対策に係るFM中継局については、受信機が普及していない帯域「90MHz超～95MHz以下」に限られています。現行FM帯域内での混信問題等を考慮しての方針(案)と推察いたしますが、難聴等解消の早期実現や聴取者への利便性の観点から効果的でないと考えます。周波数の割当てについては、地域性を考慮のうえ、可能な限り、現行FM帯域内で対応するよう要望いたします。</p> <p>○ 76MHz 超～90MHz 以下 空中線電力の小さいFM中継局は、カバーエリアが狭く、全聴取者の約半数にも及ぶドライバー聴取者は移動とともに、チャンネル切替えが頻繁になると予想され、聴取者の利便性を損なう可能性があります。</p> <p>このため、空中線電力においても、小さいものに限定せず、地域ごとの周波数割り当て状況など諸条件を勘案のうえ、相応の出力まで可能となるよう、柔軟な制度を要望いたします。</p> <p>【STV ラジオ】</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>周波数の割当てについては、1 番の回答をご覧ください。</p> <p>空中線電力の大きさについては、9 番の回答をご覧ください。</p> |
| 26 | <p>○ 99MHz 超～108MHz 以下 技術基準、制度が明確化されていないデジタルコミュニティ放送についてはできる限り早く検討を進め、V-Lowマルチメディア放送の全貌を示していただきたいと考えます。</p> <p>○ 76MHz 超～90MHz 以下、85MHz 超～90MHz 以下、90MHz 超～95MHz 以下 従来のFM帯及びV-Low帯の一部を中波放送局のFM方式の中継局やコミュニティFM局に割り当てる今回の基本方針(案)は、中波放送局の難聴対策、津波・洪水等の災害対策を進める上できわめて有効であり高く評価します。</p> | <p>AM放送が行うFM方式による中継局の周波数の割当てについては、概ね賛成の御意見として承ります。</p> <p>デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めることとしており、御意見の点</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>一方、カーナビやカーコンポ、カーラジオなど車載型受信機の多くは 90～95MHz の帯域を受信できないのが現状です。</p> <p>東日本大震災では多くの車が津波に飲み込まれ尊い命が犠牲となりました。放送ネットワークの強靱化に当たり車載型受信機に情報を届ける事は極めて重要です。90～95MHz 帯が受信可能な受信機の普及に向けて特段の配慮をお願いいたします。</p> <p>また、地域によっては 76～90MHz 帯であっても空中線電力の大きな局が置局可能なエリアもあると思われます。4及び5の※がついた「中波放送の FM 方式の中継局については、空中線電力が小さいものとする」との条件は、地域の周波数事情を考慮し、放送ネットワークの強靱化が最大限効力を発揮する弾力的な運用を希望します。</p> <p>更に、放送ネットワークの強靱化を促進する観点から、ラジオ送信所や予備機器などの整備に対する国庫補助や税制支援などを要望します。</p> <p>○ その他</p> <p>1) ケーブルテレビなどの回線を使用した FM 放送のギャップフィラー開局について、簡易な手続きで開局できる制度整備を希望します。</p> <p>2) 受信障害対策中継局は、基本事項の中で「地上基幹放送事業者が放送している全ての放送番組に変更を加えないで同時再放送するもので、独自の放送を行う事はできない」と条件が付されていますが、災害発生等緊急時には市町村等が独自に自治体情報を住民に提供できる割込み可能な受信障害対策中継局を設置できるよう要望します。</p> <p>【ラジオ福島】</p> | <p>は、制度整備の段階で必要性を判断します。</p> <p>周波数の割当てについては、1 番の回答をご覧ください。</p> <p>放送ネットワークの強靱化に関する支援措置については、必要な施策を検討し、対応してまいります。</p> <p>受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。</p> <p>空中線電力の大きさについては、9 番の回答をご覧ください。</p> |
| 27 | <p>○ 全体</p> <p>本方針(案)は、先般公表された『「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」中間取りまとめ』の提言に示された大要に沿ったものであり、かつ、当社も加盟する一般社団法人日本民間放送連盟が先の「中間取りまとめ(案)」への意見募集に際し提出した「AM 放送(短波放送を含む)の難聴対策、災害対策のための FM 波の利</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>周波数の割当てについては、1 番の回答をご覧ください。</p> |

用については、V-Low マルチメディア放送との両立に配慮しつつ、早急に制度整備を行っていただきたい。」という意見が反映されたものとして、賛同、評価いたします。

同時に、近い将来発生する可能性が指摘されている首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害への有効な備えとするためにも、「早急な制度整備」も重ねて要望いたします。

○ 90MHz 超～95MHz 以下

関東地方における「都市型難聴対策」及び「津波等の災害への対策」として、親局の放送区域の一部を補完する FM 方式の中継局(空中線電力が大きいもの)の整備を推進するにあたっては、混信問題が発生する可能性の低い「90MHz 超え 95MHz 以下」の帯域を使用することは効果的であると考えられることから、賛同いたします。

この場合、関東広域エリア内において東京都を始めとする首都圏の人口集中エリアを効率良くカバーできるだけの相応の出力を備えた FM 方式中継局を、都内高台(タワー等)に設置、運用することが可能となるようなチャンネルプラン策定を重ねてお願いいたします。

「90MHz 超え 95MHz 以下」の帯域を使用した FM 方式中継局の運用にあたっては、現在市販されている受信機は当該帯域に対応していない場合が多いことから、その受信端末の普及に関しては、民放自身による最大限の努力を前提とした上で、広報活動、及び災害時対応としての公的機関への備蓄、配布など、国による強力なサポートを要望いたします。

○ 85MHz 超～90MHz 以下

「85MHz 超え 90MHz 以下(アナログテレビ放送とのガードバンドとされていた周波数に限る)」の帯域の FM 方式中継局への割り当て用途として、従来の「外国波混信対策」に係るものへの割り当てに加え、「地理的・地形的難聴対策」が加えられたことは、高く評価いたします。

一方で、本方針(案)では、当帯域の割り当て用途として、民間放送事業者の『中波放送の都市型難聴対策、津波等の災害への対策に係る、親局の放送区域の一部を補完する空中線電力が大きい FM 方式の中継局』

放送ネットワークの強靱化に関する支援措置については、必要な施策を検討し、対応してまいります。

受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。

空中線電力の大きさについては、9 番の回答をご覧ください。

NHK の中波放送の難聴対策等への周波数の割当ては、NHK が FM 放送を行っていることも踏まえ、民間放送事業者の中波放送の FM 方式による中継局及びコミュニティ放送の置局等を考慮し、検討することとしています。

が含まれないと理解できます。

一部地域を除けば、既に受信機が十分に普及している当帯域での『中波放送の都市型難聴対策、津波等の災害への対策に係る、親局の放送区域の一部を補完する空中線電力が大きい FM 方式の中継局』の実現も可能と想定されます。

このことから、今後の制度整備にあたっては、全国の民間中波放送事業者の負担軽減、及び、放送ネットワークの強靱化の早期実現のためにも、既存 FM 局との混信回避を前提に、当帯域すなわち「85MHz 超え 90MHz 以下(アナログテレビ放送とのガードバンドとされていた周波数に限る)」の帯域の割り当て用途に関してさらなる検討を要望いたします。

○ 76MHz 超～90MHz 以下

「85MHz 超え 90MHz 以下(アナログテレビ放送とのガードバンドとされていた周波数を除く)」および「76MHz 超え 85MHz 以下」の帯域の FM 方式中継局への割り当て用途として、従来の「外国波混信対策」に係るものへの割り当てに加え、「地理的・地形的難聴対策」が加えられたことは、高く評価いたします。

一方で、本方針(案)では、当帯域の割り当て用途として、民間放送事業者の『中波放送の都市型難聴対策、津波等の災害への対策に係る、親局の放送区域の一部を補完する空中線電力が大きい FM 方式の中継局』が含まれないと理解できます。

一部地域を除けば、既に受信機が十分に普及している当帯域での『中波放送の都市型難聴対策、津波等の災害への対策に係る、親局の放送区域の一部を補完する空中線電力が大きい FM 方式の中継局』の実現も可能と想定されます。

このことから、今後の制度整備にあたっては、放送事業者の負担軽減、及び、放送ネットワークの強靱化の早期実現のためにも、既存 FM 局との混信回避を前提に、当帯域すなわち「85MHz 超え 90MHz 以下(アナログテレビ放送とのガードバンドとされていた周波数を除く)」および「76MHz 超え 85MHz 以下」の帯域の割り当て用途に関してさらなる検討を要望いたします。

| | | |
|----|---|--|
| | <p>○ その他</p> <p>「90MHz 超え 95MHz 以下」の帯域を使用する FM 方式中継局を運用する民間放送事業者にとって、同帯域での NHK の FM 方式中継局の運用は、受信端末普及促進のための重要な要素の一つであると考えられます。</p> <p>従って、民間 AM および FM 放送局の FM 方式中継局及びコミュニティ放送局の置局状況を考慮した上で、導入可能なエリアから順次 NHK の FM 方式中継局が置局できるような制度整備ならびにチャンネルプランの策定を要望いたします。</p> <p>全国的な「放送ネットワークの強靱化」の中心課題である、民間中波放送の難聴対策のためには、一局でも多くの事業者がそのための措置を講ずることが必要と考えます。今後、FM 方式中継局設置において、必要とする局への国からの補助が可能となるような予算措置、及び、税制上の措置、さらには FM 方式中継局の開設時期の設定における柔軟性の確保等、各ラジオ放送事業者の財務基盤状況に応じた制度整備を要望いたします。</p> <p>特に、今後の検討の結果、仮に「90MHz 超え 95MHz 以下」の帯域以外での『都市型難聴対策、津波等の災害への対策に係る、親局の放送区域の一部を補完する空中線電力が大きい FM 方式の中継局』の実現が不可であった場合には、端末普及等の面で各ラジオ放送事業者の事業計画に大きな影響を及ぼすことから、上記の予算措置、税制上の措置、又、端末普及に関する国の強力なサポートを強く要望いたします。</p> <p>【ニッポン放送】</p> | |
| 28 | <p>○ 全体</p> <p>今回出された「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基 基本方針(案)」は、民放連の希望であるV-Lowマルチメディア放送と、FM波の活用がともに成立する案として、周波数の割当てに関する考え方が示されており、基本的にはこの方針案を支持いたします。</p> <p>○ 95MHz 超～99MHz 以下</p> <p>この帯域を地方ブロック向けマルチメディア放送に係る放送局と中波放送の難聴対策用のFM中継局との</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>90MHz 超え 95MHz 以下に置局される小電力の FM 中継局を保護する観点から、ガードバンドに開設されるマルチメディア放送の置局については、既設の当</p> |

ガードバンドとすることに賛成いたします。

更に今回の方針では、マルチメディア放送の混信対策のため、本帯域を用いることについて言及されていますが、その場合についてのガードバンドに関する記載がありません。

FM方式の中継局は、災害時にラジオのファーストインフォーマーとしての役割を担うため、地域住民の安全・安心のための情報を確実に届けるため、今後重要なインフラになると考えます。

従って90MHz超え95MHz以下の帯域におけるFM中継局と地方ブロック向けマルチメディア放送に係る放送局とが、お互いに影響することの無いよう、慎重且つ十分な検討の上での施策をお願いしたいと考えます。

○ 90MHz 超～95MHz 以下

今後チャンネルプランが作成される過程において、使用する周波数や空中線電力の設定については、難聴解消や災害時の強靱化に十分機能する中継局が効率的に設置できるよう、設置希望者の要望について、十分配慮していただくことを要望いたします。

今回の周波数割り当て、制度整備に関する基本的方針案では、特に受信機のことについては触れておりませんが、90MHz超え95MHzの周波数をFM中継局に使用した場合、多くの受信機で受信できないことが判明しております。特に車載用のFM受信機は、殆どが90MHzまでしか受信しない仕様になっており、早期の関係各所への対応が不可欠であります。先のパブコメでも申し上げましたとおり、V-Low用FM受信機への対応については、もちろん放送事業者側の積極的な取り組みが不可欠であると考えますが、受信機普及の推進については、国の支援をいただき、受信機メーカーや自動車業界等関係機関へ官民一体となって強く働きかけることを再度要望いたします。

○ その他

地上テレビ放送のデジタル化に当たっては、制作設備や送受信設備の固定資産税や、不動産取得税の軽減などの特例措置や、新設中継局の免許申請の簡素化など、さまざまな支援措置が講じられております。

難聴対策や災害時への強靱化策として、FMを利用した中継局設備を構築する際には、国庫の補助とともに

該補完局に妨害を与えないよう電力や離隔距離等を慎重かつ十分に審査します。

放送ネットワークの強靱化に関する支援措置については、必要な施策を検討し、対応してまいります。

受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。

空中線電力の大きさについては、9番の回答をご覧ください。

| | | |
|----|---|--|
| | <p>に、税制上の特例措置等、同様の支援策を設けていただくことを要望いたします。</p> <p>【TBSラジオ】</p> | |
| 29 | <p>○ 全体</p> <p>災害対策、難聴対策としての AM ラジオ放送の FM 波利用、V-Low 帯域の新たな活用など「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」の中間取りまとめの提言、および民間放送連盟が求めたV-Lowマルチメディア放送と中波放送の難聴解消などを目的としたFM波の活用が両立する制度整備、そのいずれをも反映させた案であり、賛同いたします。</p> <p>一方で、収益改善、端末普及が不透明な状況下での FM 波利用への投資は、ラジオ局にとって過重な負担になることが予想されます。より多くのラジオ局が放送ネットワークの強靱化に寄与できるよう、国庫補助、税制上の特別措置等、国による支援を要望いたします。</p> <p>○ 95MHz 超～99MHz 以下</p> <p>「今後、地方ブロック向けマルチメディア放送に係る放送局の置局を行う過程で混信又は混信の可能性が発生し、これを回避するために真に必要な場合には、当該周波数帯域を用いることとする」とされていますが、「390MHz 超え 95MHz 以下」の規定による置局が、95MHz 超え 99MHz 以下の周波数帯域に配置したマルチメディア放送との干渉により、周波数の割当や出力および設置場所に制約が加わることがないよう、ガードバンド等を精査したうえで、「真に必要な場合」に限り 95MHz 超え 99MHz 以下の周波数帯域をマルチメディア放送に用いることを検討すべきと考えます。</p> <p>○ 90MHz 超～95MHz 以下</p> <p>既存FM局への混信等に配慮しなければならないことなどを勘案すれば、受信端末の問題は残るが、現在“更地”である 90~95MHz 帯に空中線電力の大きい FM 中継局を割当てるという本案は、合理的であると考えます。</p> <p>特に流動人口が多く生活圏、経済圏が広い首都圏においては、中波放送の都市型難聴対策、外国波混信</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>放送ネットワークの強靱化に関する支援措置については、必要な施策を検討し、対応してまいります。</p> <p>都市型難聴については、11 番の回答をご覧ください。</p> <p>ガードバンドの置局については、28 番の回答をご覧ください。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>の解消、および災害による親局送信所機能不全時の補完などの役割を担うFM波による中継局がカバーすべきエリアは、広い地域におよびます。</p> <p>一方、使用できる周波数帯域は5MHzと限られており、地形的な条件により同期放送が難しいことと考え合わせると、複数の周波数で複数の中継局を設置するより、一つの中継局から相応の出力で送信することで、対処すべきエリアをカバーすることが、電波の有効利用の観点から効率的と言えます。</p> <p>災害時に国民の生命・財産の安全確保に必要な情報提供の強化を図る「放送ネットワークの強靱化」の実現のために、『相応の出力』が確保できるチャンネルプランの策定を、強く要望いたします。</p> <p>【文化放送】</p> | |
| 30 | <p>○ 全体</p> <p>放送ネットワークの強靱化を促進するため、FM中継局やバックアップ設備等の整備への国庫補助や税制支援などを行っていただきたい。</p> <p>○ 周波数割当て基本方針(案)</p> <p>基本方針(案)において、民放中波放送の都市型難聴対策と津波等の災害対策に係るFM中継局が、「90MHz 超え 95MHz 以下」に割り当てることとなっていますが、各地区の周波数事情によって90MHz以下に割り当てることが可能な場合、この帯域(90MHz以下)に割り当てるとも考慮いただきたい。</p> <p>【アールエフラジオ日本】</p> | <p>AM放送が行うFM方式による中継局の周波数割当てについては、概ね賛成の御意見として承ります。</p> <p>周波数の割当てについては、1番の回答をご覧ください。</p> <p>放送ネットワークの強靱化に関する支援措置については、必要な施策を検討し、対応してまいります。</p> |
| 31 | <p>○ 76MHz 超～90MHz 以下、85MHz 超～90MHz 以下、90MHz 超～95MHz 以下</p> <p>「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」の中間とりまとめにあるように、強靱化の目的は、東日本大震災において「ファーストインフォーマー」として地域住民の安全・安心を確保する重要な役割を果たしたラジオの機能を強化することである。このラジオの機能強化を実現するために様々な視点から検討が行われ、「難聴対策、災害対策としてのラジオ送信所の整備」の具体的方法としてAMラジオ放送のFM波の利用が提言されて</p> | <p>AM放送が行うFM方式による中継局の周波数割当てについては、概ね賛成の御意見として承ります。</p> <p>周波数の割当てについては、1</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>いる。この提言に則って、今回の「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針」が出されたと理解している。</p> <p>これらのことを前提にして、今回の周波数割当てを大別すると、マルチメディア放送とデジタルコミュニティ放送は99MHz超え108MHz以下、ガードバンドは95MHz超え99MHz以下、コミュニティ放送と難聴対策・災害対策は76MHz超え95MHz以下となっている。しかし、難聴対策・災害対策の詳細では、85MHz超え90MHz以下において、難聴対策のための中波放送のFM中継局は空中線電力が小さいものとなっており、また災害対策については除外されている。これは混信など既存局への影響を出さないための配慮と思われるが、全国一律に90MHzで区切ることは、放送の最大受益者である聴取者の利益を損なう可能性があると考え。具体的な一例としては、災害対策のFM利用が90MHz 超えに限定された場合、喫緊の課題とされている南海トラフ巨大地震発生時に受信機が普及していないことを懸念する。災害時に受信機を持っている聴取者が一部に限られることは、強靱化の目的である地域住民の安全・安心を確保しているとは言い難い。勿論、ラジオ局も90MHz以上の受信機普及に尽力すべきではあるが、受信機普及にはかなりの年月が必要と推測される。</p> <p>従って、難聴対策・災害対策については周波数を90MHzで区切ることなく、76MHzから95MHzの広い帯域において、混信等が発生しないように地域の周波数事情を鑑みながら、地域ごとに地域住民の利益が最大化する柔軟な周波数割当てが為されることを要望する。</p> <p>○ 全般</p> <p>「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」の中間とりまとめは、FM中継局やバックアップ設備の整備など具体案を示している一方で、経営基盤の強靱化にも言及している。この経営基盤の強靱化のためにも、FM中継局整備など放送ネットワークの強靱化を促進する方策に対して国庫補助や税制面での支援を要望する。</p> <p>【CBC ラジオ】</p> | <p>番の回答をご覧ください。</p> <p>放送ネットワークの強靱化に関する支援措置については、必要な施策を検討し、対応してまいります。</p> |
| 32 | <p>○ 90MHz 超～95MHz 以下</p> <p>この帯域をFM方式の中継局に使用することに賛同しますが、この帯域を使用するに当たっては、受信機を早期に普及させる必要があることから、受信機の普及に対する公的支援が欠かせないと考えます。これは防</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>放送ネットワークの強靱化に</p> |

| | | |
|----|---|--|
| | <p>災、減災の観点からも重要であると考えます。</p> <p>○ 全般</p> <p>放送ネットワークの強靱化のために、中波放送の難聴、災害対策としてFM方式の中継局を設置することは大変有効と考えますが、経営環境が特に厳しいラジオ単営社にあつては、中波と二重投資になるFM送信設備の整備は経営的に大変厳しいものがあり、放送ネットワークの強靱化を促進するためには、送信設備に対する公的支援が必要であると考えます。</p> <p>【大阪放送】</p> | <p>関する支援措置については、必要な施策を検討し、対応してまいります。</p> <p>受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。</p> |
| 33 | <p>AM ラジオの津波等の災害への対策に係る中継局に関して、FM 波を利用可能とする制度は極めて有効と考えます。</p> <p>FM 波を活用した津波等の災害への対策に係る中継局に関して、割り当てられる 90MHz 超え 95Mhz 以下の周波数帯域では、災害時に真に役立つメディアであるためには受信機の開発と普及が必要と考えます。受信機対応については放送事業者の積極的な取り組みも不可欠ですが、受信機開発と普及には受信機メーカーや自動車業界、携帯電話メーカーやキャリアなど関係機関への働きかけとともに、何らかの公的支援等の施策が必要と考えます。</p> <p>当該周波数帯域における災害への対策に係る中継局は、その役割から建物や放送設備、それに付帯する設備が十分な耐震性を確保しているなど、災害時における健全性を保っていることが必要であり、災害発生時には都心部や防災拠点を中心とした適切なエリアカバーが重要と考えます。設備の耐災害性やエリアカバーについては放送事業者の取り組みが不可欠ですが、何らかの公的支援等の施策も必要と考えます。</p> <p>また、当該周波数帯域においては、災害時における災害報道、防災情報の発信は必要不可欠ではありますが、日常的な放送波の活用に関しては災害対策のための補完的な役割のみに収まらないような柔軟な制度を希望します。</p> <p>例えば、新たな番組編成や他業種、他メディアとの連携、新規事業への積極的な挑戦などが可能となること、ラジオ放送局の経営の強靱化や受信機の普及を促進し、当該周波数による放送が、災害時だけではなく</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>放送ネットワークの強靱化に関する支援措置については、必要な施策を検討し、対応してまいります。</p> <p>受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| | <p>日常的においても地域に親しまれるメディアであることに繋がると考えます。</p> <p>【ラジオ関西】</p> | |
| 34 | <p>○ 全体</p> <p>今後の放送ネットワークの強靱化に係る周波数割当て・制度整備の検討にあたって、以下の通り要望します。</p> <p>自民党国土強靱化総合調査会(二階俊博会長)や内閣府ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会(座長、藤井聡内閣官房参与・京都大学教授)では、国民の生命と財産を守り抜くための総合的な施策の推進がなされると聞いています。</p> <p>この動きも踏まえていただき、ラジオが引き続き防災情報の提供はもちろん県民生活に密着した身近な情報提供手段としての社会的役割を果たしていくためと、難聴解消に向けてFM中継局やバックアップ設備等を整備することについては、先般公表された「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえて国庫補助や税制上の特例措置、さらに国庫補助を除いた部分への起債等による支援などの財政支援を行っていただきたいことを要望いたしますとともに、その際には電波利用料財源を含む国費による支援を要望いたします。</p> <p>○ 周波数の割当て①</p> <p>周波数の割当てには、様々な要因があり、簡単にいかないことと思います。しかし、非常時の情報は人命を守ってこそ意味を持ちます。</p> <p>南海トラフ巨大地震が発生した場合、最悪で8万人もの死者が想定される和歌山県の県域放送AMラジオ局である当社が、「非常時、県民に命を守るための情報を伝えたい」として難聴(地理的・地形的難聴)対策、津波等の災害対策としてFM波による補完・補強を強く希望していることはすでに『放送ネットワークの強靱化に関する検討会』中間取りまとめ(案)に関する意見書」で表明している通りです。しかし、今回の「基本方針(案)」で示された周波数割当ては、「中間取りまとめ」の第4章・提言で示された「難聴対策、災害対策として整備するFM波による中継局に用いる周波数については、まずは、現在FMラジオ放送で使用している帯域(76.1MHz～</p> | <p>AM放送が行うFM方式による中継局の周波数割当てについては、概ね賛成の御意見として承ります。</p> <p>周波数の割当てについては、1番の回答をご覧ください。</p> <p>放送ネットワークの強靱化に関する支援措置については、必要な施策を検討し、対応してまいります。</p> <p>空中線電力の大きさについては、9番の回答をご覧ください。</p> |

89.9MHz)を利用可能とすることが適当である」との文言と、整合性という観点からみれば、いかがでしょうか。

周波数が逼迫する東名阪の大都市圏では v-low 帯をFM補完・補強で使用する場合もあるかと思えます。しかし、当県では事情が違うと考えます。コミュニティFM局や、対岸の四国、三重県、東海地方、さらには大阪、兵庫という大都市圏に隣接しているとはいえ、大規模災害が発生した場合、確実に甚大な被害が想定される当県では、早急に情報伝達手段の複線化が必要であり、その一つとしてFM波によるAM放送の補完・補強が不可欠と考えます。和歌山県庁は現在、「逃げながら聴く」、「聴きながら逃げる」ためラジオが最低1局聞こえるようにするために「ラジオ通じるサポートセンター」(通称「ラジサポ」)を設置して、ラジオの難聴対策を進めていただいております。当社としては、根本的な難聴対策は難しいと思えますが当面は、FM波によるAM放送の補完・補強がベストな対策と考えております。果樹園芸などの農業が盛んな当県では、ラジオを聴きながら農作業する農家の方々が大勢いらっしゃいます。高齢者の方には特にラジオをよくきいていただいております。そこで現在使用されている周波数以外の波で放送をしても、受信できる端末を持っていない方が大半であります。カーラジオについて、現状では90 MHz~108 MHzでの放送を聴取できません。次の買い替え時には間に合うかもしれませんが、それでは遅いかもしれません。逼迫する周波数事情を勘案しつつも、「まずは、現在FMラジオ放送で使用している帯域(76.1MHz~89.9MHz)」を割り当ていただけるように何卒、調整をお願いいたします。

当県では、南海トラフ巨大地震が発生した場合、東日本大震災での東北3県の被害をはるかに超える死者が想定されています。当社の8か所のAM送信所・中継局の大半は、当県の沿岸部の海岸沿い、川沿いにあつて津波・浸水被害は避けられません。また、2年前の台風12号による紀伊半島大水害では、停電でテレビは見る事ができず、防災行政無線もラジオも聞こえず情報伝達手段が途絶えてしまいました。その結果、役場で陣頭指揮にあつていた那智勝浦町長のご家族(夫人と長女)が流され死亡するなど当県の死者・行方不明者61人の惨事となりました。大規模災害は今日、明日にでも発生する可能性があります。

命を守るための情報インフラとしてのラジオを強靱化する必要が、当県でこそ必要であると考えます。6月和歌山県議会では「災害時に備えたラジオ送信ネットワークの強靱化対策の早期実施を求める意見書」が、全会派一致で採択されましたのも、県民の災害情報伝達手段としてのラジオへの期待の現れであると考えます。

当局におかれましては、各分野、各部門との調整が大変とは思いますが、周波数割当てにあたりましては、特に当和歌山県など災害被災が想定される自治体の県域放送局への格段の配慮をお願いいたします。

○ 周波数の割当て②

今回の「基本方針(案)」では、親局を補完する中継局(空中線電力が大きいもの)は「90MHz 超え 95MHz 以下」、親局以外を補完する中継局(空中線電力が小さいもの)については「85MHz 超え 90MHz 以下」「76MHz 超え 85MHz 以下」とされるようです。上記「周波数の割当て①」で申し述べましたように、「現在FMラジオ放送で使用している帯域(76.1MHz～89.9MHz)」の周波数割当てをよろしくお願い申し上げます。

その上で、さらに難しいお願いとは思いますが周波数の調整ができれば中継局設置経費が相当程度軽減できる方途がありますので意見を述べます。当社技術部スタッフによると、巨額の費用がかかる中継局の設置について検討したところ、経費削減のためにはNHKが当県内に設置している9か所の中継所に、当社の中継局を共建していただくことが一番だとの結論になりました。

現在、NHKが和歌山県内に設置しているのは、和歌山 84.7MHz、田辺 81.8 MHz、御坊 83.9 MHz、新宮 83.8 MHz、串本 85.4 MHz、すさみ 85.2 MHz、本宮 84.4 MHz、九度山 83.2 MHz、紀伊清水西 82.7 MHz の9つの中継局です。立地・防災上の観点や聴取状況などの観点から、おそらくNHKが設置しているこの9カ所がベストのロケーションと思われます。そこで、各中継局から送信する周波数の±3～5MHzの周波数であれば、共建できます。つまり、新たなアンテナ設置は必要なく、NHKのアンテナからその周波数のFM波を送出できます。さらに詳細な調査が必要ですが、NHKは2011年7月24日まで地デジとアナログの2波で放送していたので、局舎のスペースもあり電源及び発電機の容量も余裕があるとみられます。イニシャルコストとともに運用を始めてからのランニングコスト、さらに10～15年後の設備更新の際にもコストダウンを図れる可能性があります。もちろん、NHKとの話し合い、合意、調査、最終合意——が大前提で、軽率に結論を急ぐことは避けなければなりません。あくまで可能性として追及すべきではないか、と考えます。

現在、関係先に調査を依頼しており、実際の設置費用などを改めて積算しつつあります。今後、さらに詰めてまいります。周波数の確保が前提となっております。よろしくお願い申し上げます。

| | 【和歌山放送】 | |
|----|--|---|
| 35 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下 賛同します。原則として別紙「地方ブロック向けマルチメディア放送の制度整備に係る基本的事項」に沿って、速やかに制度案が策定されることを希望します。</p> <p>デジタルコミュニティ放送は、地域密着、国土強靱化に資する有効な手段となることが期待されており、すでに複数の自治体で実証実験も実施され、有効性が確認されています。</p> <p>直下型の地震、津波、記録的集中豪雨、暴風雪による雪害などから北海道民の命を守る為にもデジタルコミュニティ放送の役割は今後高まります。「今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めていく」と記載されているとおり、速やかに制度化されることを希望します。</p> <p>○ 95MHz 超～99MHz 以下 十分な幅のガードバンドを設ける案に賛同します。またデジタルコミュニティ放送は、地域の安心安全情報を配信する上では、現代においては最適な手段です。開設を希望する自治体があれば、可能な限り周波数を割り当てていくことが必要です。その場合はガードバンドとして設定した当該周波数を混信を回避しながら使用許可することを希望します。</p> <p>○ 90MHz 超～95MHz 以下 東日本大震災の折には臨時災害FM局が開設され地域住民に必要な情報を提供しました。大都市圏では予めこの需要を想定した周波数を割当てておく必要があります。国民の生命財産の保護の観点から、必要以上の大電力の無線局を開設することで、臨時災害FM局の開設の可能性を閉ざすことは行うべきではありません。</p> <p>東京や大阪の都心部において、中波放送が受信できなくなっていることは中波放送事業者が主張されている通りです。この不都合解消のためには、通信放送のオールデジタル化が完了した中ではあっても、当分の間、アナログ FM 方式により、当該周波数を暫定利用することに賛同いたします。</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。</p> <p>デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めることとしており、御意見の点は、制度整備の段階で必要性を判断します。</p> <p>90MHz 超え 95MHz 以下については、AM 放送の難聴対策等に係る FM 方式の中継局以外に、コミュニティ放送や臨時災害放送局のための周波数の確保にも利用する予定です。</p> <p>また、90MHz 超え 95MHz 以下において、AM 放送の難聴対策や災害対策に係る FM 方式の中継局のうち、親局の放送区域で補完的に放送を行う主たるものに係る周波数、出力等に関して、国が基幹放送用周波数使用計画に規定することを検討しています。なお、90MHz を超え</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>ただしアナログ放送方式に新たに周波数を割り当てる際には広く国民に情報を開示し、国民の十分な理解を得たうえで活用すべきでしょう。最低限、以下の点を踏まえた上で実施されることを希望します。</p> <p>すなわち中波放送が都市型難聴の実態について、自ら実証的に事実検証を行い、その具体的な調査結果に基づいてFM活用の是非を判断されたい。その上で中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきであります。また当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者(コミュニティ開設を待機している事業者を含む)の、明示的な承諾を得た後に、初めて周波数利用計画に反映されるべきではないでしょうか。</p> <p>また、中波事業者が都市型難聴解消のために、アナログFM方式の「中継局」を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、補完措置であることを再確認するならば、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、将来的にも出力は難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきです。</p> <p>【エフエム北海道】</p> | <p>95MHz 以下の周波数において、AM 放送の FM 方式の中継局を置局する際、混信の可能性がない場合は、90MHz 以下の既存の超短波放送事業者等との出力等の調整は不要と考えます。</p> |
| 36 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下</p> <p>賛同します。原則として別紙「地方ブロック向けマルチメディア放送の制度整備に係る基本的事項」に沿って、可及的速やかに制度案が策定されることを希望します。</p> <p>デジタルコミュニティ放送は、地域密着、国土強靱化に資する大変有効な手段となることが期待されており、すでに複数の自治体で実証実験も実施され、有効性が確認されております。</p> <p>直下型地震、東海 東南海 南海大地震とそれにより発生することが想定される大津波をはじめ、記録的集中豪雨により頻発する水害など大災害に対する減災対策は全国民の、かつ、喫緊の課題です。住民に対しては防災行政無線を補完し、自動車など移動体向けの緊急情報配信にも極めて有効な、デジタルコミュニティ放送については、「今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めていく」と記載されているとおり、可及的速やかに制度化されることを強く希望します。</p> <p>○ 95MHz 超～99MHz 以下</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。</p> <p>デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めることとしており、御意見の点は、制度整備の段階で必要性を判断します。</p> <p>90MHz 超え 95MHz 以下については、35 番の回答をご覧ください。</p> |

十分な幅のガードバンドを設ける案に賛同します。人口の多寡や地形的な特徴差にかかわらず、取得できる情報の量やその対価について、地域間格差が発生する事はあってはならないことです。この平等を確保することは民主主義の基本であり、メディアの使命であると考えます。

電波の有効利用の観点から、可能な限り世帯カバー率を上げることや、それに留まらず道路上や鉄道乗車中における不感を減らし、放送サービスの可用性を高める事はメディアの義務であります。混信解消のために必要最小限の範囲でガードバンドを活用し、地域間の不平等が生じないよう周波数を割り当てる方針は、国民のニーズに適ったものと考えます。

デジタルコミュニティ放送は、地域の安心安全情報を配信する上では、現代においては最適な手段です。開設を希望する自治体があれば、可能な限り周波数を割り当てていくことが、国民的要請です。隣接ブロックに近い自治体がデジタルコミュニティ放送の開設を希望した場合には、必然的に当該周波数を使用しなければ実現することができません。商用放送のガードバンドとして確保した当該周波数を積極的に活用し、国民のニーズに応えて、可能な限り数多くのデジタルコミュニティ放送の開設を図るべきです。

○ 90MHz 超～95MHz 以下

東京や大阪のような大都市周辺においては周波数が枯渇しているため、長らく新規のコミュニティ放送開設ができない状態にあった事実を鑑みると、当該周波数を新たに割り当てることにより、問題解消の道を拓いたものとして歓迎いたします。当該周波数を計画的に活用して、十分な数の開局が実現することを期待します。

また、大地震等の大災害が発生した際には、臨機に臨時災害FM局を多数開設する必要性が生じます。東京大阪等の大都市においては、予めこの需要を想定した周波数の割当をしておく必要があります。国民の生命財産の保護の観点から、必要以上の大電力の無線局を開設することで、臨時災害FM局の開設の可能性を閉ざすことは、絶対に行うべきではありません。

東京や大阪の都心部において、中波放送が全く受信できない現状は、中波放送事業者自身がかねてより主張されている通りです。この不都合解消のためには、通信放送のオールデジタル化が完了した中ではあっても、当分の間、アナログ FM 方式により、当該周波数を暫定利用することに賛同いたします。

| | | |
|----|--|--|
| | <p>ただし、電波は国民の限られた共有の資産であることから、今日の環境において、あえて「アナログ放送方式」に、「新たに」周波数を割り当てる以上、広く国民に情報を開示して、将来の日本の産業政策等も視野に入れた議論を重ね、国民の十分な理解を得たうえで活用すべきことは議論を待たないものです。最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべきです。</p> <p>すなわち、①中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とするべきこと、②当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。③その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。④当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者（コミュニティ開設を待機している事業者を含む）の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきこと。等です。</p> <p>また、中波事業者が都市型難聴解消のために、アナログFM方式の「中継局」を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべきです。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものですから、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきです。</p> <p>【エフエム青森】</p> | |
| 37 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下</p> <p>賛同します。原則として別紙「地方ブロック向けマルチメディア放送の制度整備に係る基本的事項」に沿って、可及的速やかに制度案が策定されることを希望します。</p> <p>デジタルコミュニティ放送は、地域密着、国土強靱化に資する大変有効な手段となることが期待されており、すでに複数の自治体で実証実験も実施され、有効性が確認されております。</p> <p>直下型地震、東海 東南海 南海大地震とそれにより発生することが想定される大津波をはじめ、記録的集中豪雨により頻発する水害など大災害に対する減災対策は全国民の、かつ、喫緊の課題です。住民に対しては防災行政無線を補完し、自動車など移動体向けの緊急情報配信にも極めて有効な、デジタルコミュニティ放送については、「今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めていく」と記載されているとおり、可</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。</p> <p>デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めることとしており、御意見の点は、制度整備の段階で必要性を判断します。</p> <p>90MHz 超え 95MHz 以下につ</p> |

及的速やかに制度化されることを強く希望します。

○ 95MHz 超～99MHz 以下

十分な幅のガードバンドを設ける案に賛同します。人口の多寡や地形的な特徴差にかかわらず、取得できる情報の量やその対価について、地域間格差が発生する事はあってはならないことです。この平等を確保することは民主主義の基本であり、メディアの使命であると考えます。

電波の有効利用の観点を厳守しつつも、可能な限り世帯カバー率を上げることや、それに留まらず道路上や鉄道乗車中における不感を減らし、放送サービスの可用性を高める事はメディアの義務であります。混信解消のために必要最小限の範囲でガードバンドを活用し、地域間の不平等が生じないよう周波数を割り当てる方針は、国民のニーズに適ったものと考えます。

デジタルコミュニティ放送は、地域の安心安全情報を配信する上では、現代においては最適な手段です。開設を希望する自治体があれば、可能な限り周波数を割り当てていくことが、国民的要請です。隣接ブロックに近い自治体がデジタルコミュニティ放送の開設を希望した場合には、必然的に当該周波数を使用しなければ実現することができません。商用放送のガードバンドとして確保した当該周波数を積極的に活用し、国民のニーズに応えて、可能な限り数多くのデジタルコミュニティ放送の開設を図るべきです。

○ 90MHz 超～95MHz 以下

大地震等の大災害が発生した際には、臨機に臨時災害FM局を多数開設する必要性が生じます。都市においては、予めこの需要を想定した周波数の割当をしておく必要があります。国民の生命財産の保護の観点から、必要以上の大電力の無線局を開設することで、臨時災害FM局の開設の可能性を閉ざすことは、絶対に行うべきではありません。

大都市において、中波放送が全く受信できない現状は、中波放送事業者自身がかねてより主張されている通りで、この不都合解消のためには、当分の間、アナログ FM 方式により、当該周波数を暫定利用することに賛同いたします。

いては、35 番の回答をご覧ください。

| | | |
|----|--|--|
| | <p>ただし、電波は国民の限られた共有の資産であることから、今日の環境において「アナログ放送方式」に、「新たに」周波数を割り当てる以上、広く国民に情報を開示し将来の日本の産業政策等も視野に入れた議論を重ねるべきで、国民の十分な理解を得たうえで活用すべきことは議論を待たないものです。最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべきです。</p> <p>①中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とするべきこと。②当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。③その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。④当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者(コミュニティ開設を待機している事業者を含む)の承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきこと。等です。</p> <p>また、中波事業者が都市型難聴解消のために、アナログFM方式の「中継局」を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべきです。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものですから、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきです。</p> <p>【エフエム岩手】</p> | |
| 38 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下</p> <p>賛同します。原則として別紙「地方ブロック向けマルチメディア放送の制度整備に係る基本的事項」に沿って、可及的速やかに制度案が策定されることを希望します。</p> <p>デジタルコミュニティ放送は、地域密着、国土強靱化に資する大変有効な手段となることが期待されており、すでに複数の自治体で実証実験も実施され、有効性が確認されております。</p> <p>直下型地震、東海 東南海 南海大地震とそれにより発生することが想定される大津波をはじめ、記録的集中豪雨により頻発する水害など大災害に対する減災対策は全国民の、かつ、喫緊の課題です。住民に対しては防災行政無線を補完し、自動車など移動体向けの緊急情報配信にも極めて有効な、デジタルコミュニティ放送については、「今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めていく」と記載されているとおり、可</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。</p> <p>デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めることとしており、御意見の点は、制度整備の段階で必要性を判断します。</p> <p>90MHz 超え 95MHz 以下につ</p> |

及的速やかに制度化されることを強く希望します。

○ 95MHz 超～99MHz 以下

十分な幅のガードバンドを設ける案に賛同します。人口の多寡や地形的な特徴差にかかわらず、取得できる情報の量やその対価について、地域間格差が発生する事はあってはならないことです。この平等を確保することは民主主義の基本であり、メディアの使命であると考えます。

電波の有効利用の観点を厳守しつつも、可能な限り世帯カバー率を上げることや、それに留まらず道路上や鉄道乗車中における不感を減らし、放送サービスの可用性を高める事はメディアの義務であります。混信解消のために必要最小限の範囲でガードバンドを活用し、地域間の不平等が生じないよう周波数を割り当てる方針は、国民のニーズに適ったものと考えます。

デジタルコミュニティ放送は、地域の安心安全情報を配信する上では、現代においては最適な手段です。開設を希望する自治体があれば、可能な限り周波数を割り当てていくことが、国民的要請です。隣接ブロックに近い自治体がデジタルコミュニティ放送の開設を希望した場合には、必然的に当該周波数を使用しなければ実現することができません。商用放送のガードバンドとして確保した当該周波数を積極的に活用し、国民のニーズに応じて、可能な限り数多くのデジタルコミュニティ放送の開設を図るべきです。

○ 90MHz 超～95MHz 以下

東京や大阪のような大都市周辺においては周波数が枯渇しているため、長らく新規のコミュニティ放送開設ができない状態にあった事実を鑑みると、当該周波数を新たに割り当てることにより、問題解消の道を拓いたものとして歓迎いたします。当該周波数を計画的に活用して、十分な数の開局が実現することを期待します。

また、大地震等の大災害が発生した際には、臨機に臨時災害FM局を多数開設する必要性が生じます。東京大阪等の大都市においては、予めこの需要を想定した周波数の割当をしておく必要があります。国民の生命財産の保護の観点から、必要以上の大電力の無線局を開設することで、臨時災害FM局の開設の可能性を閉ざすことは、絶対に行うべきではありません。

いては、35 番の回答をご覧ください。

| | | |
|----|--|---------------------|
| | <p>東京や大阪の都心部において、中波放送が全く受信できない現状は、中波放送事業者自身がかねてより主張されている通りです。この不都合解消のためには、通信放送のオールデジタル化が完了した中ではあっても、当分の間、アナログFM方式により、当該周波数を暫定利用することに賛同いたします。</p> <p>ただし、電波は国民の限られた共有の資産であることから、今日の環境において、あえて「アナログ放送方式」に、「新たに」周波数を割り当てる以上、広く国民に情報を開示して、将来の日本の産業政策等も視野に入れた議論を重ね、国民の十分な理解を得たうえで活用すべきことは議論を待たないものです。最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべきです。</p> <p>すなわち、①中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とすべきこと、②当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。③その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。④当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者（コミュニティ開設を待機している事業者を含む）の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきこと。等です。</p> <p>また、中波事業者が都市型難聴解消のために、アナログFM方式の「中継局」を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべきです。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものですから、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきです。</p> <p>【エフエム仙台】</p> | |
| 39 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下 賛同します。原則として別紙「地方ブロック向けマルチメディア放送の制度整備に係る基本的事項」に沿って、可及的速やかに制度案が策定されることを希望します。</p> <p>○ 95MHz 超～99MHz 以下 十分な幅のガードバンドを設ける案に賛同します。人口の多寡や地形的な特徴差にかかわらず、取得でき</p> | 本方針案に賛同の御意見として承ります。 |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>る情報の量やその対価について、地域間格差が発生する事はあってはならないことです。この平等を確保することは民主主義の基本であり、メディアの使命であると考えます。</p> <p>電波の有効利用の観点を守りつつも、可能な限り世帯カバー率を上げることや、それに留まらず道路上や鉄道乗車中における不感を減らし、放送サービスの可用性を高める事はメディアの義務であります。混信解消のために必要最小限の範囲でガードバンドを活用し、地域間の不平等が生じないよう周波数を割り当てる方針は、国民のニーズに適ったものと考えます。</p> <p>【エフエム秋田】</p> | |
| 40 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下</p> <p>賛同します。原則として別紙「地方ブロック向けマルチメディア放送の制度整備に係る基本的事項」に沿って、可及的速やかに制度案が策定されることを希望します。</p> <p>デジタルコミュニティ放送は、地域密着、国土強靱化に資する大変有効な手段となることが期待されており、すでに複数の自治体で実証実験も実施され、有効性が確認されています。</p> <p>直下型地震、東海 東南海 南海大地震とそれにより発生することが想定される大津波をはじめ、記録的集中豪雨により頻発する水害など大災害に対する減災対策は全国民の、かつ、喫緊の課題です。住民に対しては防災行政無線を補完し、自動車など移動体向けの緊急情報配信にも極めて有効な、デジタルコミュニティ放送については、「今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めていく」と記載されているとおり、可及的速やかに制度化されることを強く希望します。</p> <p>○ 95MHz 超～99MHz 以下</p> <p>十分な幅のガードバンドを設ける案に賛同します。人口の多寡や地形的な特徴差にかかわらず、取得できる情報の量やその対価について、地域間格差が発生する事はあってはならないことです。この平等を確保することは民主主義の基本であり、メディアの使命であると考えます。</p> <p>電波の有効利用の観点を守りつつも、可能な限り世帯カバー率を上げることや、それに留まらず道路上や鉄道乗車中における不感を減らし、放送サービスの可用性を高める事はメディアの義務であります。混信解消</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。</p> <p>デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めることとしており、御意見の点は、制度整備の段階で必要性を判断します。</p> <p>90MHz 超え 95MHz 以下については、35 番の回答をご覧ください。</p> |

のために必要最小限の範囲でガードバンドを活用し、地域間の不平等が生じないように周波数を割り当てる方針は、国民のニーズに適ったものと考えます。

デジタルコミュニティ放送は、地域の安心安全情報を配信する上では、現代においては最適な手段です。開設を希望する自治体があれば、可能な限り周波数を割り当てていくことが、国民的要請です。隣接ブロックに近い自治体がデジタルコミュニティ放送の開設を希望した場合には、必然的に当該周波数を使用しなければ実現することができません。商用放送のガードバンドとして確保した当該周波数を積極的に活用し、国民のニーズに応じて、可能な限り数多くのデジタルコミュニティ放送の開設を図るべきです。

○ 90MHz 超～95MHz 以下

東京や大阪のような大都市周辺においては周波数が枯渇しているため、長らく新規のコミュニティ放送開設ができない状態にあった事実を鑑みると、当該周波数を新たに割り当てることにより、問題解消の道を拓いたものとして歓迎いたします。当該周波数を計画的に活用して、十分な数の開局が実現することを期待します。

また、大地震等の大災害が発生した際には、臨機に臨時災害FM局を多数開設する必要性が生じます。東京大阪等の大都市においては、予めこの需要を想定した周波数の割当をしておく必要があります。国民の生命財産の保護の観点から、必要以上の大電力の無線局を開設することで、臨時災害FM局の開設の可能性を閉ざすことは、絶対に行うべきではありません。

東京や大阪の都心部において、中波放送が全く受信できない現状は、中波放送事業者自身がかねてより主張されている通りです。この不都合解消のためには、通信放送のオールデジタル化が完了した中ではあっても、当分の間、アナログ FM 方式により、当該周波数を暫定利用することに賛同いたします。

ただし、電波は国民の限られた共有の資産であることから、今日の環境において、あえて「アナログ放送方式」に、「新たに」周波数を割り当てる以上、広く国民に情報を開示して、将来の日本の産業政策等も視野に入れた議論を重ね、国民の十分な理解を得たうえで活用すべきことは議論を待たないものです。最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべきです。

すなわち、①中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態につ

| | | |
|----|---|---|
| | <p>いて、自ら実証的に事実検証することを条件とするべきこと、②当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。③その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。④当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者(コミュニティ開設を待機している事業者を含む)の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきこと。等です。</p> <p>また、中波事業者が都市型難聴解消のために、アナログFM方式の「中継局」を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべきです。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものですから、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきです。</p> <p>【エフエム福島】</p> | |
| 41 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下 賛同します。「地方ブロック向けマルチメディア放送の制度整備に係る基本的事項」に沿って、できるだけ早期に具体的な制度案を策定していただきたい。</p> <p>○ 95MHz 超～99MHz 以下 新たな置局等を行う過程で混信等を回避する必要性が生じる可能性もあり、十分な幅のガードバンドを設けることに賛同します。</p> <p>○ 90MHz 超～95MHz 以下 中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM方式の中継局の割当に際しては、それらの目的に応じた必要最小限の電力とされたい。 なお、当該電力の大きさについては、既存FM局等の意向を十分に尊重し、計画を策定していただきたい。</p> <p>○ 76MHz 超～90MHz 以下</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。</p> <p>都市型難聴については、11番の回答をご覧ください。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>中波放送の難聴対策に係るFM方式の中継局の周波数割当にあたっては、既存FM放送局に混信等の影響が生じないよう十分な事前調査、関係者調整などを行っていただきたい。</p> <p>【エフエム栃木】</p> | |
| 42 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下 賛同します。原則として別紙「地方ブロック向けマルチメディア放送の制度整備に係る基本的事項」に沿って、可及的速やかに制度案が策定されることを希望します。</p> <p>○ 95MHz超～99MHz以下 十分な幅のガードバンドを設ける案に賛同します。人口の多寡や地形的な特徴差にかかわらず、取得できる情報の量やその対価について、地域間格差が発生する事はあってはならないことです。この平等を確保することは民主主義の基本であり、メディアの使命であると考えます。電波の有効利用の観点を厳守しつつも、可能な限り世帯カバー率を上げることや、それに留まらず道路上や鉄道乗車中における不感を減らし、放送サービスの可用性を高める事はメディアの義務であります。混信解消のために必要最小限の範囲でガードバンドを活用し、地域間の不平等が生じないよう周波数を割り当てる方針は、国民のニーズに適ったものと考えます。</p> <p>○ 90MHz超～95MHz以下 中波放送の難聴対策、災害対策に利用することについては、以下の点を踏まえた上で実施されるべきです。</p> <p>①中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とするべきこと。</p> <p>②当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。</p> <p>③その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。</p> <p>④当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者(コミュニティ開</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。</p> <p>90MHz 超え 95MHz 以下については、35 番の回答をご覧ください。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>設を待機している事業者を含む)の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきこと。等です。</p> <p>また、中波事業者が都市型難聴解消のために、アナログFM方式の「中継局」を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべきです。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものですから、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用を図るべきです。</p> <p>○ 85MHz 超～90MHz 以下 中波放送の難聴対策に係るFM方式の中継局の周波数の割当にあたっては、既存のFM放送局に混信等の影響が生じないよう十分に事前調査と関係者への連絡調整などを行っていただきたい。</p> <p>○ 76MHz 超～90MHz 以下 中波放送の難聴対策に係るFM方式の中継局の周波数の割当にあたっては、既存のFM放送局に混信等の影響が生じないよう十分に事前調査と関係者への連絡調整などを行っていただきたい。</p> <p>【エフエム群馬】</p> | |
| 43 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下 賛同します。原則として別紙「地方ブロック向けマルチメディア放送の制度整備に係る基本的事項」に沿って、可及的速やかに制度案が策定されることを希望します。</p> <p>デジタルコミュニティ放送は、地域密着、国土強靱化に資する大変有効な手段となることが期待されており、すでに複数の自治体で実証実験も実施され、有効性が確認されております。</p> <p>直下型地震、東海 東南海 南海大地震とそれにより発生することが想定される大津波をはじめ、記録的集中豪雨により頻発する水害など大災害に対する減災対策は全国民の、かつ、喫緊の課題です。住民に対しては防災行政無線を補完し、自動車など移動体向けの緊急情報配信にも極めて有効な、デジタルコミュニティ放送については、「今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めていく」と記載されているとおり、可</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。</p> <p>デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めることとしており、御意見の点は、制度整備の段階で必要性を判断します。</p> <p>90MHz 超え 95MHz 以下につ</p> |

及的速やかに制度化されることを強く希望します。

○ 95MHz 超～99MHz 以下

十分な幅のガードバンドを設ける案に賛同します。人口の多寡や地形的な特徴差にかかわらず、取得できる情報の量やその対価について、地域間格差が発生する事はあってはならないことです。この平等を確保することは民主主義の基本であり、メディアの使命であると考えます。

電波の有効利用の観点を厳守しつつも、可能な限り世帯カバー率を上げることや、それに留まらず道路上や鉄道乗車中における不感を減らし、放送サービスの可用性を高める事はメディアの義務であります。混信解消のために必要最小限の範囲でガードバンドを活用し、地域間の不平等が生じないよう周波数を割り当てる方針は、国民のニーズに適ったものと考えます。

デジタルコミュニティ放送は、地域の安心安全情報を配信する上では、現代においては最適な手段です。開設を希望する自治体があれば、可能な限り周波数を割り当てていくことが、国民的要請です。隣接ブロックに近い自治体がデジタルコミュニティ放送の開設を希望した場合には、必然的に当該周波数を使用しなければ実現することができません。商用放送のガードバンドとして確保した当該周波数を積極的に活用し、国民のニーズに応えて、可能な限り数多くのデジタルコミュニティ放送の開設を図るべきです。

○ 90MHz 超～95MHz 以下

東京や大阪のような大都市周辺においては周波数が枯渇しているため、長らく新規のコミュニティ放送開設ができない状態にあった事実を鑑みると、当該周波数を新たに割り当てることにより、問題解消の道を拓いたものとして歓迎いたします。当該周波数を計画的に活用して、十分な数の開局が実現することを期待します。

また、大地震等の大災害が発生した際には、臨機に臨時災害FM局を多数開設する必要性が生じます。東京大阪等の大都市においては、予めこの需要を想定した周波数の割当をしておく必要があります。国民の生命財産の保護の観点から、必要以上の大電力の無線局を開設することで、臨時災害FM局の開設の可能性を閉ざすことは、絶対に行うべきではありません。

いては、35 番の回答をご覧ください。

| | | |
|----|--|--|
| | <p>東京や大阪の都心部において、中波放送が全く受信できない現状は、中波放送事業者自身がかねてより主張されている通りです。この不都合解消のためには、通信放送のオールデジタル化が完了した中ではあっても、当分の間、アナログFM方式により、当該周波数を暫定利用することに賛同いたします。</p> <p>ただし、電波は国民の限られた共有の資産であることから、今日の環境において、あえて「アナログ放送方式」に、「新たに」周波数を割り当てる以上、広く国民に情報を開示して、将来の日本の産業政策等も視野に入れた議論を重ね、国民の十分な理解を得たうえで活用すべきことは議論を待たないものです。最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべきです。</p> <p>すなわち、①中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とすべきこと、②当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。③その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。④当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者（コミュニティ開設を待機している事業者を含む）の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきこと。等です。</p> <p>また、中波事業者が都市型難聴解消のために、アナログFM方式の「中継局」を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべきです。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものですから、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきです。</p> <p>【エフエム東京】</p> | |
| 44 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下</p> <p>賛同します。別紙「地方ブロック向けマルチメディア放送の制度整備に係る基本的事項」に沿って、速やかに制度案が策定されることを希望します。</p> <p>デジタルコミュニティ放送は、すでに複数の自治体で実証実験も実施され、有効性が確認されております。</p> <p>直下型地震 東海 東南海 南海大地震、それにより発生することが想定される大津波、また記録的な集中豪雨による水害など、大災害に対する減災対策は喫緊の課題と考えます。</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。</p> <p>デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めることとしており、御意見の</p> |

住民に対しては自治体の同報無線を補完し、自動車など移動体向けの緊急情報配信にも極めて有効なデジタルコミュニティ放送については、「今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めていく」と記載されているとおり、可及的速やかに制度化されることを希望します。

○ 95MHz 超～99MHz 以下

十分なガードバンドを設ける案に賛同します。人口の多寡や地形的な特徴差にかかわらず、取得できる情報量やその対価について、地域間格差が発生する事は避けなければならない。

電波の有効利用の観点から厳守しつつも、可能な限り世帯カバー率を上げることや、それに留まらず道路上や鉄道乗車中における不感を減らし、放送サービスの可能性を高める事はメディアの義務でもあります。

混信回避のために必要最小限の範囲でガードバンドを活用し、地域間の不平等が生じないよう周波数を割り当てる方針は、国民のニーズに適っていると考えます。

デジタルコミュニティ放送は、地域の安心安全情報を配信する上で、現状、最も適した手段と考えます。開設を希望する自治体があれば、可能な限り周波数を割り当てていくことが、国民的要請と考えます。

隣接ブロックに近い自治体がデジタルコミュニティ放送の開設を希望した場合には、必然的に当該周波数を使用しなければ実現することができません。ガードバンドとして確保した当該周波数を積極的に活用し、国民のニーズに応えて、可能な限り数多くのデジタルコミュニティ放送の開設を図るべきです。

○ 90MHz 超～95MHz 以下

関東や関西のような大都市周辺においては周波数が枯渇しているため、長らく新規コミュニティ放送局の開設ができない状態にあった事を鑑みると、当該周波数を新たに割り当てることにより、問題解消への一歩として賛同します。当該周波数を計画的に活用して、十分な数の開局が実現することを期待します。

また、大規模な自然災害が発生した際には、臨時災害FM局を速やかに多数開設する必要が生じてきます。関東・関西等の大都市においては、予めこの需要を想定した周波数の割当をしておくべきと考えます。

国民の生命財産保護の観点から、必要以上の大電力の無線局を開設することで、臨時災害FM局の開設の

点は、制度整備の段階で必要性を判断します。

90MHz 超え 95MHz 以下については、35 番の回答をご覧ください。

| | | |
|----|---|---|
| | <p>可能性を閉ざすことは行うべきではないと考えます。</p> <p>東京や大阪の都心部において、中波放送が全く受信できない現状は、中波放送事業者がかねてより主張されている通りです。この問題解決のためには、通信放送のオールデジタル化が完了した中ではあっても、当分の間、アナログFM方式により、当該周波数を暫定利用することに賛同します。</p> <p>ただし、電波は国民の限られた共有の資産であることから、今日の環境下で、あえて「アナログ放送方式」に新たな周波数を割り当てる以上、広く国民に情報を開示して、議論を重ね、国民の十分な理解を得たうえで活用すべきと考えます。</p> <p>①中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とするべきこと。</p> <p>②当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。</p> <p>③その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。</p> <p>④当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者（コミュニティ開設を待機している事業者も含む）の、明示的な承諾を得た後に初めて周波数利用計画に反映されるべきこと。</p> <p>等を踏まえたうえで実施されるべきと考えます。</p> <p>また、中波事業者が都市型難聴解消のために、アナログFM方式の「中継局」を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、補完的措置であることを再確認すべきです。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」に役割を担うべきものですから、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきと考えます。</p> <p>【エフエムラジオ新潟】</p> | |
| 45 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下</p> <p>賛同します。原則として別紙「地方ブロック向けマルチメディア放送の制度整備に係る基本的事項」に沿って、可及的速やかに制度案が策定されることを希望します。</p> <p>デジタルコミュニティ放送は、地域密着、国土強靱化に資する大変有効な手段となることが期待されており、すでに複数の自治体で実証実験も実施され、有効性が確認されております。</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を</p> |

| | | |
|----|---|--|
| | <p>直下型地震、東海 東南海 南海大地震とそれにより発生することが想定される大津波をはじめ、記録的集中豪雨により頻発する水害など大災害に対する減災対策は全国民の、かつ、喫緊の課題です。</p> <p>住民に対しては防災行政無線を補完し、自動車など移動体向けの緊急情報配信にも極めて有効な、デジタルコミュニティ放送については、「今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めていく」と記載されているとおり、可及的速やかに制度化されることを強く希望します。</p> <p>○ 95MHz 超～99MHz 以下</p> <p>十分な幅のガードバンドを設ける案に賛同します。人口の多寡や地形的な特徴差にかかわらず、取得できる情報の量やその対価について、地域間格差が発生する事はあってはならないことです。この平等を確保することは民主主義の基本であり、メディアの使命であると考えます。電波の有効利用の観点を厳守しつつも、可能な限り世帯カバー率を上げることや、それに留まらず道路上や鉄道乗車中における不感を減らし、放送サービスの可用性を高める事はメディアの義務であります。</p> <p>混信解消のために必要最小限の範囲でガードバンドを活用し、地域間の不平等が生じないよう周波数を割り当てる方針は、国民のニーズに適ったものと考えます。</p> <p>【エフエム富山】</p> | <p>進めることとしており、御意見の点は、制度整備の段階で必要性を判断します。</p> |
| 46 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下</p> <p>賛同します。原則として(別紙)の「地方ブロック向けマルチメディア放送の制度整備に係る基本的事項」に沿って、制度案が早急に策定されることを希望します。</p> <p>○ 95MHz 超～99MHz 以下</p> <p>十分な幅のガードバンドを設ける案に賛同します。国民の共有財産である電波を利用して取得できる情報の量やその対価について、地域間格差が発生することはあってはならないことで、この平等を確保することが民主主義の基本であると考えます。</p> <p>また、新しいメディアの早期普及を図るうえでは、相応の世帯カバー率を確保することはもとより、高速道路を</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。</p> <p>90MHz 超え 95MHz 以下については、35 番の回答をご覧ください。</p> <p>なお、90MHz 以下の超短波放送用周波数については、まずは FM 放送の難聴対策や災害対策に係る放送局、コミュニティ FM</p> |

| | |
|---|--|
| <p>はじめとする主要道路を走行する自動車や鉄道の車内における不感を減らし、放送サービスの可用性を高めることが重要であります。</p> <p>電波の有効利用の観点からも、FM方式とISDB-Tsb方式の相互の干渉による電波障害が発生しないことを前提に、当該ガードバンドを地方ブロック向けマルチメディア放送に用いる方針は、地域間の平等を確保するうえで適切な方針であると考えます。</p> <p>○ 90MHz 超～95MHz 以下</p> <p>首都圏および関西圏などでみられる中波放送の都市型難聴については、平時はもとより、大災害が発生した際には国民の生命と財産の保護のために必要な情報を伝達するという放送事業者としての使命を果たすうえで可及的速やかに解決すべき問題であると考えます。</p> <p>当該周波数帯域において民間放送事業者の中波放送の都市型難聴の対策としてアナログ FM 方式の中継局に割り当てることは有効な手段であり賛同いたします。</p> <p>ただし、デジタル化による電波の効率的かつ高度な利用を推し進めるという周波数再編計画に則する上では、当該周波数帯域も将来的にはデジタル化されることを想定すべきで、アナログFM方式への割り当ては暫定的かつ難聴解消に必要な最小限度の範囲にとどめるべきと考えます。</p> <p>コミュニティ放送局は地域の安心安全情報を伝達する上で、現状最も効率的で有効な手段であると考えますが、首都圏および関西圏においては、従来のアナログFM方式の周波数が枯渇しており、新規のコミュニティ放送局の開局が見送られてきた状況下において、当該周波数帯域において開設されるであろう中波放送の都市型難聴解消のアナログFM方式中継局との整合性も踏まえ、大都市周辺のコミュニティ放送局に優先的に割り当てることで、当該周波数帯域に対応したFM受信機の普及が促進されるものと考えます。</p> <p>○ 76MHz 超～90MHz 以下</p> <p>従来よりアナログ FM 方式に割り当てられており、特に地方において比較的余裕がある当該周波数帯域については、コミュニティ放送を含む既存の FM 放送事業者の地理的・地形的難聴対策のための周波数確保を最優</p> | <p>局の開設等に加え、AM 放送の難聴(地理的・地形的難聴、外国波混信)対策に係る FM 方式の中継局(空中線電力が小さいものに限る)に割り当てるのが適当と考えます。</p> |
|---|--|

| | | |
|----|--|---|
| | <p>先にすべきであると考え、特段の配慮を希望します。</p> <p>さらに、国民の生命財産の保護の観点から、先の震災において被災地に開設された臨時災害FM局に対する被災住民のニーズの高さを鑑み、現在普及しているFM受信機で受信できる当該周波数帯域内に臨時災害FM局用の周波数を予め確保しておくことが必要であると考えます。</p> <p>【福井エフエム】</p> | |
| 47 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下 方針(案)に賛同します。 (別紙)の「地方ブロック向けマルチメディア放送の制度整備に係る基本的事項」に基づいた制度案が早急に制定されることを希望します。</p> <p>○ 95MHz 超～99MHz 以下 ガードバンドの設置に関して賛同いたします。また将来的に地方ブロック向けマルチメディア放送に係る放送局の置局時に混信等の回避策として周波数帯域を用いる方針に関しましても賛同いたします。</p> <p>○ 90MHz 超～95MHz 以下 都市部と中心とした地域でのコミュニティ放送局の周波数割り当て難の回避策として、本周波数帯域への割り当てに賛同いたします。また、中波放送の難聴対策に等に係わる割り当てに関しましては、コミュニティ放送とのD/U確保の面からも「空中線電力の大きいものについては基幹放送用数は数使用計画で定める」とありますが、コミュニティ放送が受信抑圧されぬよう、周波数及び送信出力に関して十分な配慮がなされることが必要であると考えます。</p> <p>【エフエム長野】</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> |
| 48 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下 当周波数帯域を地方ブロック向けマルチメディア放送に割り当てることについては下記注記部の意見を沿えて基本的に賛同します。</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。 デジタルコミュニティ放送につ</p> |

また、過去の災害時に音声放送の災害時同報性が常に認識されてきたことから、安心・安全端末へのサービスが想定されるデジタルコミュニティ放送の必然性は十分にあると考えます。尚、その機能を活用するために必要な日常聴取の習慣性については県域放送事業者が培ってきた報道番組制作の経験を活かし、放送区域は一の市町村の特定の一部の地域だけではなく、都道府県を単位とする自治体の範囲まで考える必要があります。

マルチメディア放送の実施にあたり、同一ブロック内の混信、他ブロック間の干渉・混信などにより、マルチメディア放送のサービスに支障がないこと、及び他の無線局にも障害を与えないことを十分に検討する必要があります。

○ 95MHz 超～99MHz 以下

マルチメディア放送に割り当てられる 99MHz～108MHz の帯域では各ブロック間やブロック内において相互干渉等の障害が想定されます。この障害回避対策として、また、FM 帯とのガードバンドとしての案に賛同しません。

また、この帯域を有効に利用し、安心安全を含めた地域情報を配信するために希望する自治体があれば、デジタルコミュニティ放送の開設にも活用すべきと考えます。

○ 90MHz 超～95MHz 以下

東京や大阪の都心部の中波放送難聴対策として、アナログ FM 方式の利用については理解しますが、全ての V-Low 帯域が国民の貴重な財産であることを前提とし、この帯域が国民の利益と認められるためには受信可能な FM 受信機の普及計画を十分に検討する必要があります。

尚、この帯域をFM放送で活用する場合、基本方針(案)にあるコミュニティFM放送局への割り当て以外に大都市以外の地域でも有効な利用方法として、小電力による高速道路の移動体向け送信の利用についても検討すべきと考えます。

いては、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めることとしており、御意見の点は、制度整備の段階で必要性を判断します。

受信端末の普及については、国としても必要な取組を適切に進めてまいります。

なお、小電力による高速道路の移動体向け送信については、99MHz 超え 108MHz 以下の地方ブロック向けマルチメディア放送におけるサービスの一例として検討されているところです。

| | | |
|----|---|---|
| | <p>○ 85MHz 超～90MHz 以下</p> <p>この周波数帯域を「超短波放送(コミュニティ放送を含む。)に係る放送局及び中波放送の難聴(地理的・地形的難聴、外国波混信)対策に係るFM 方式の中継局に割り当てる」ことについては賛同しますが、ラジオ放送は移動体における聴取比率が多く、高速道路においては最も重要な情報伝達メディアであることは今後も変わらないと考えますので、前記の帯域と合わせて高速道路の移動体向け送信の利用についても検討すべきと考えます。</p> <p>○ その他</p> <p>既存 FM 放送局及びコミュニティ FM 放送局に障害が発生することが無いように新たな周波数の割り当ては十分に検討し、障害が発生した場合は原因者がその解消に努めることとしていただきと考えます。</p> <p>また、全てのV-Low帯域が国民の貴重な財産であることを前提とし、この帯域が国民の利益と認められるためには受信可能な受信機の普及計画を十分に検討する必要があります。</p> <p>【静岡エフエム】</p> | |
| 49 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下</p> <p>デジタルコミュニティ放送は大災害において防災行政無線を補完し、住民に対しての緊急情報配信に非常に有効である。複数の自治体でも実証実験が実施されており、速やかに制度化されることを希望します。</p> <p>○ 95MHz 超～99MHz 以下</p> <p>デジタルコミュニティ放送が地方ブロック向けマルチメディア放送と隣接している地区で放送する場合は、この周波数帯を使用しないとできません。FM方式の中継局等とのガードバンドのみではなく、地方ブロック向けマルチメディア放送に係る放送局の置局における混信回避に使用できると明示されたことは今後のカバー率を上げる置局計画にとって大切であると考えます。</p> <p>○ 90MHz 超～95MHz 以下</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。</p> <p>デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めることとしており、御意見の点は、制度整備の段階で必要性を判断します。</p> <p>都市型難聴については、11 番の回答をご覧ください。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>親局の放送区域の一部を補完するものとあるので、災害対策として割り当てられる可能性のあるコミュニティ放送局への影響を考慮して、都市部難聴地区に対して必要最小限の出力にすべきと考えます。</p> <p>【エフエム愛知】</p> | |
| 50 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下 賛同します。「※1の別紙」に沿って、可及的速やかに制度案が策定されることを希望します。 デジタルコミュニティ放送は、複数の自治体で実証実験も実施されて、有効性が確認されております。災害において、住民に対しては防災行政無線を補完して、移動体(車)への緊急情報配信にも有効です。デジタルコミュニティ放送についても、可及的速やかに制度化されることを希望します。</p> <p>○ 95MHz 超～99MHz 以下 十分なガードバンドを設ける案に賛同します。 また、混信回避のためガードバンドを活用し、周波数を割り当てる方針に賛同します。</p> <p>○ 90MHz 超～95MHz 以下 必要以上の大電力の無線局を開設することは、コミュニティ放送や臨時災害 FM 局の開設を閉ざすことにもなりかねません。 新規のコミュニティ放送の開設や大災害時の臨時災害 FM 局の開設に、周波数を計画的に活用していただきたい。 中波放送の都市難聴については、事業者自身が検証し、それに基づいて判断されるべきです。そして、そのための中継局の出力は、中波の親局の補完として、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきです。</p> <p>【エフエム三重】</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。</p> <p>デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めることとしており、御意見の点は、制度整備の段階で必要性を判断します。</p> <p>90MHz 超え 95MHz 以下については、35 番の回答をご覧ください。</p> |
| 51 | <p>○ 90MHz超～95MHz以下 東京や大阪など大都市周辺においては周波数の枯渇により長らく新規のコミュニティ放送の開設ができなか</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| | <p>ったという事実鑑み、当該周波数利用についてはコミュニティ放送の新規開局に新たな道を拓いたものとして歓迎いたします。</p> <p>また難聴対策、災害対策として整備する中波放送の FM 方式の中継局においては既存の超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者への混信等の影響が無いように極めて慎重に調査検討すべきであると考えます。</p> <p>東京や大阪など都市部において中波放送が難聴状況にあることは、中波放送事業者がかねてより主張されている通りと思われ、当分の間アナログ FM 方式により当該周波数を暫定利用することに賛同いたします。</p> <p>ただし、電波は国民の限られた共有の資産であることから今日の環境において、あえてアナログ放送方式に新たに周波数を割り当てる以上、広く国民に情報を開示して将来の日本の産業政策等も視野に入れた議論を重ね、国民の十分な理解を得たうえで活用すべきことは議論を待たないものです。</p> <p>最低限以下の点を踏まえた上で実施されるべきと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 中波放送が大都市中心部において全く受信できないと事業者自身が主張している実態について自ら実証的に事実検証することを条件とするべきこと。 ② 当該都市型難聴の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。 ③ その上で中継局の出力は都市型難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。 ④ 当該電力の大きさについては超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者(コミュニティ放送開設を待機している事業者を含む)の明示的な承諾を得た後に初めて周波数利用計画に反映されるべきこと。 <p>また、中波事業者が都市型難聴解消のためにアナログ FM 方式の中継局を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべきと考えます。大電力の中波方式で広域をカバーする親局の「補完」の役割を担うべきものですので既存の FM 放送事業者の親局とは性質を異にするもので、電力は将来的にも難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用を図るべきと考えます。</p> <p>【エフエム滋賀】</p> | <p>都市型難聴については、11 番の回答をご覧ください。</p> <p>90MHz 超え 95MHz 以下については、35 番の回答をご覧ください。</p> |
| 52 | <p>○ 99MHz 超～108MHz 以下</p> <p>賛同します。原則として別紙「地方ブロック向けマルチメディア放送の制度整備に係る基本的事項」に沿っ</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。</p> |

て、可及的速やかに制度案が策定されることを希望します。

デジタルコミュニティ放送は、地域密着、国土強靱化に資する大変有効な手段となることが期待されており、すでに複数の自治体で実証実験も実施され、有効性が確認されております。

今後想定される大災害に対する減災対策は全国民の喫緊の課題です。住民に対しては防災行政無線を補完し、自動車など移動体向けの緊急情報配信にも極めて有効なデジタルコミュニティ放送について「今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めていく」と記載されているとおり、速やかに制度化されることを強く望みます。

○ 95MHz超～99MHz以下

十分な幅のガードバンドを設ける案に賛同します。人口の多寡や地形的な特徴差にかかわらず、取得できる情報の量やその対価について、地域間格差が発生する事があってはならないことです。この公平性を確保することはメディアの使命であると考えます。

電波の有効利用の観点厳守しつつ、可能な限り世帯カバー率を上げ、道路上や鉄道乗車中における不感を減らし、放送サービスの可用性を高める事はメディアの義務でもあります。混信解消のために必要最小限の範囲でガードバンドを活用し、地域間の不平等が生じないよう周波数を割り当てる方針は、国民のニーズに適ったものと考えます。

現在において、デジタルコミュニティ放送は地域の安心安全情報を配信する最適な手段です。開設を希望する自治体があれば、可能な限り周波数を割り当てていくことが国民的要請です。隣接ブロックに近い自治体がデジタルコミュニティ放送の開設を希望した場合には、必然的に当該周波数を使用しなければ実現することができません。商用放送のガードバンドとして確保した当該周波数を積極的に活用し、国民のニーズに応えて、可能な限りデジタルコミュニティ放送の開設を図るべきと考えます。

○ 90MHz超～95MHz以下

東京や大阪のような大都市周辺においては周波数が枯渇しているため、長らく新規のコミュニティ放送開設

デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めることとしており、御意見の点は、制度整備の段階で必要性を判断します。

90MHz 超え 95MHz 以下については、35 番の回答をご覧ください。

ができませんでした。当該周波数を新たに割り当てることにより、問題解消の道を拓いたものとして歓迎いたします。当該周波数を計画的に活用して、十分な数の開局が実現することを期待します。

また、大地震等の大災害が発生した際には、臨機に臨時災害FM局を多数開設する必要性が生じます。東京大阪等の大都市においては、予めこの需要を想定した周波数の割当をしておく必要があります。国民の生命財産の保護の観点から、必要以上の大電力の無線局を開設することは臨時災害FM局の開設の可能性を閉ざすことになり絶対に行うべきでないと考えます。

東京や大阪の都心部において、中波放送が全く受信できない現状は、中波放送事業者自身がかねてより主張されている通りです。この不都合解消のために当分の間、アナログ FM 方式により、当該周波数を暫定利用することに賛同いたします。

ただし、電波は国民の限られた共有の資産であることから、今日の環境において、あえて「アナログ放送方式」に、「新たに」周波数を割り当てる以上、広く国民に情報を開示して、将来の日本の産業政策等も視野に入れた議論を重ね、国民の十分な理解を得た上で活用すべきで、最低限以下の点を踏まえて実施されるべきです。

- ①中波放送が「大都市中心部において全く受信できない」と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とすべき。
- ②当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべき。
- ③その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべき
- ④当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者(コミュニティ開設を待機している事業者を含む)の承諾を得た上で、周波数利用計画に反映されるべき等です。

また、中波事業者が都市型難聴解消のために、アナログFM方式の「中継局」を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様であることを再確認すべきです。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局のあくまでも「補完」であるということを再認識し、既存のFM放送事業者の親局とは性質が異なり、出力に関しては、将来的にも難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきです。

| | | |
|----|--|---|
| | 【エフエム大阪】 | |
| 53 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下 賛同します。原則として別紙「地方ブロック向けマルチメディア放送の制度整備に係る基本的事項」に沿って、可及的速やかに制度案が策定されることを希望します。</p> <p>デジタルコミュニティ放送は、地域密着、国土強靱化に資する大変有効な手段となることが期待されており、すでに複数の自治体で実証実験も実施され、有効性が確認されております。</p> <p>直下型地震、東海 東南海 南海大地震とそれにより発生することが想定される大津波をはじめ、記録的集中豪雨により頻発する水害など大災害に対する減災対策は国民の、かつ、喫緊の課題です。住民に対しては防災行政無線を補完し、自動車など移動体向けの緊急情報配信にも極めて有効な、デジタルコミュニティ放送については、「今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めていく」と記載されているとおり、可及的速やかに制度化されることを強く希望します。</p> <p>○ 95MHz 超～99MHz 以下 十分な幅のガードバンドを設ける案に賛同します。人口の多寡や地形的な特徴差にかかわらず、取得できる情報の量やその対価について、地域間格差が発生する事はあってはならないことです。この平等を確保することは民主主義の基本であり、メディアの使命であると考えます。</p> <p>電波の有効利用の観点を厳守しつつも、可能な限り世帯カバー率を上げることや、それに留まらず道路上や鉄道乗車中における不感を減らし、放送サービスの可用性を高める事はメディアの義務であります。混信解消のために必要最小限の範囲でガードバンドを活用し、地域間の不平等が生じないよう周波数を割り当てる方針は、国民のニーズに適ったものと考えます。</p> <p>デジタルコミュニティ放送は、地域の安心安全情報を配信する上では、現代においては最適な手段です。開設を希望する自治体があれば、可能な限り周波数を割り当てていくことが、国民的要請です。隣接ブロックに近い自治体がデジタルコミュニティ放送の開設を希望した場合には、必然的に当該周波数を使用しなければ実現することができません。商用放送のガードバンドとして確保した当該周波数を積極的に活用し、国民のニーズに</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。</p> <p>デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めることとしており、御意見の点は、制度整備の段階で必要性を判断します。</p> <p>90MHz 超え 95MHz 以下については、35 番の回答をご覧ください。</p> |

応えて、可能な限り数多くのデジタルコミュニティ放送の開設を図るべきです。

○ 90MHz超～95MHz以下

東京や大阪のような大都市周辺においては周波数が枯渇しているため、長らく新規のコミュニティ放送開設ができない状態にあった事実を鑑みると、当該周波数を新たに割り当てることにより、問題解消の道を拓いたものとして歓迎いたします。当該周波数を計画的に活用して、十分な数の開局が実現することを期待します。

また、大地震等の大災害が発生した際には、臨機に臨時災害FM局を多数開設する必要性が生じます。東京大阪等の大都市においては、予めこの需要を想定した周波数の割当をしておく必要があります。国民の生命財産の保護の観点から、必要以上の大電力の無線局を開設することで、臨時災害FM局の開設の可能性を閉ざすことは、絶対に行うべきではありません。

東京や大阪の都心部において、中波放送が全く受信できない現状は、中波放送事業者自身がかねてより主張されている通りです。この不都合解消のためには、通信放送のオールデジタル化が完了した中ではあっても、当分の間、アナログFM方式により、当該周波数を暫定利用することに賛同いたします。

ただし、電波は国民の限られた共有の資産であることから、今日の環境において、あえて「アナログ放送方式」に、「新たに」周波数を割り当てる以上、広く国民に情報を開示して、将来の日本の産業政策等も視野に入れた議論を重ね、国民の十分な理解を得たうえで活用すべきことは論を俟たないものです。最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべきです。

すなわち、①中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とするべきこと、②当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと、③その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと、④当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者（コミュニティ開設を待機している事業者を含む）の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきこと。等です。

また、中波事業者が都市型難聴解消のために、アナログFM方式の「中継局」を設置することは、地理的・地

| | | |
|----|--|--|
| | <p>形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべきです。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものですから、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきです。</p> <p>【エフエム山陰】</p> | |
| 54 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下 賛同します。</p> <p>○ 95MHz超～99MHz以下 十分な幅のガードバンドを設ける案に賛同します。人口の多寡や地形的な特徴差にかかわらず、取得できる情報の量やその対価について、地域間格差が発生する事はあってはならないことです。 混信解消のために必要最小限の範囲でガードバンドを活用し、地域間の不平等が生じないよう周波数を割り当てる方針は、国民のニーズに適ったものと考えます。</p> <p>○ 90MHz超～95MHz以下 東京や大阪のような大都市周辺においては周波数が枯渇しているため、長らく新規のコミュニティ放送開設ができない状態にあった事実を鑑みると、当該周波数を新たに割り当てることにより、問題解消の道を拓いたものとして歓迎いたします。当該周波数を計画的に活用して、十分な数の開局が実現することを期待します。 また、大地震等の大災害が発生した際には、臨機に臨時災害FM局を多数開設する必要が生じます。東京大阪等の大都市においては、予めこの需要を想定した周波数の割当をしておく必要があります。国民の生命財産の保護の観点から、必要以上の大電力の無線局を開設することで、臨時災害FM局の開設の可能性を閉ざすことは、絶対に行うべきではありません。 東京や大阪の都心部において、中波放送が全く受信できない現状は、中波放送事業者自身がかねてより主張されている通りです。 しかしながら、電波は国民の限られた共有の資産であることから、今日の環境において、あえて「アナログ放</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。</p> <p>90MHz 超え 95MHz 以下については、35 番の回答をご覧ください。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| | <p>送方式」に、「新たに」周波数を割り当てる以上、広く国民に情報を開示して、将来の日本の産業政策等も視野に入れた議論を重ね、国民の十分な理解を得たうえで活用すべきことは当然です。最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべきと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とする ② 当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきである。 ③ その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきである。 ④ 当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者(コミュニティ開設を待機している事業者を含む)の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきである。 <p>また、中波事業者が都市型難聴解消のために、アナログFM方式の「中継局」を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべきです。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものですから、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきです。</p> <p>【岡山エフエム】</p> | |
| 55 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下 賛同します。原則として別紙「地方ブロック向けマルチメディア放送の制度整備に係る基本的事項」に沿って、可及的速やかに制度案が策定されることを希望します。</p> <p>○ 95MHz 超～99MHz 以下 十分な幅のガードバンドを設ける案に賛同します。人口の多寡や地形的な特徴差にかかわらず、取得できる情報の量やその対価について、地域間格差が発生する事はあってはならないことです。この平等を確保することは民主主義の基本であり、メディアの使命であると考えます。</p> <p>電波の有効利用の観点厳守しつつも、可能な限り世帯カバー率を上げることや、それに留まらず道路上や</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。</p> <p>90MHz 超え 95MHz 以下については、35 番の回答をご覧ください。</p> |

鉄道乗車中における不感を減らし、放送サービスの可用性を高める事はメディアの義務であります。混信解消のために必要最小限の範囲でガードバンドを活用し、地域間の不平等が生じないよう周波数を割り当てる方針は、国民のニーズに適ったものと考えます。

○ 90MHz超～95MHz以下

瀬戸内海沿岸周辺においてはFM帯周波数が枯渇しているため、新規のコミュニティ放送開設が難しい状態にあった事実を鑑みると、当該周波数を新たに割り当てることにより、問題解消の道を拓いたものとして歓迎いたします。当該周波数を計画的に活用して、十分な数の開局が実現することを期待します。

また、大地震等の大災害が発生した際には、臨機に臨時災害FM局が多数開設される事が考えられます。瀬戸内海沿岸周辺においては、予めこの需要を想定した周波数の割当をしておく必要があります。国民の生命財産の保護の観点から、必要以上の大電力の無線局を開設することで、臨時災害FM局の開設の可能性を閉ざすことは、絶対に行うべきではありません。

中波放送が受信しにくくなってきた現状は、中波放送事業者自身が主張されている通りと考えられます。この不都合解消のためには、通信放送のオールデジタル化が完了した中ではあっても、当分の間、アナログ FM方式により、当該周波数を暫定利用することに賛同いたします。

ただし、電波は国民の限られた共有の資産であることから、今日の環境において、あえて「アナログ放送方式」に、「新たに」周波数を割り当てる以上、広く国民に情報を開示して、将来の日本の産業政策等も視野に入れた議論を重ね、国民の十分な理解を得たうえで活用すべきことは議論を待たないものです。最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべきです。

すなわち、①中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とするべきこと、②当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。③その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。④当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者(コミュニティ開設を待機している事業者を含む)の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波

| | | |
|----|--|--|
| | <p>数利用計画に反映されるべきこと。等です。</p> <p>また、中波事業者が都市型難聴解消のために、アナログFM方式の「中継局」を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべきです。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものですから、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきです。</p> <p>【広島エフエム】</p> | |
| 56 | <p>○ 全体</p> <p>基本的方針(案)は、V-Lowマルチメディア放送との両立を前提に、民放事業者の中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM中継局に対し、V-Low帯の一部およびFM帯の周波数が割当てられたものであると理解する。</p> <p>引き続き、V-Lowマルチメディア放送の早期実施に向けて制度整備を推進するよう要望するとともに、今後の放送ネットワークの強靱化に係る周波数割当て・制度整備の検討にあたって、次の通り要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM中継局の周波数割当てやFM放送の難聴対策に係る親局の諸元変更などに際しては、既存民放事業者の意向を十分尊重していただきたい。併せて、既存局等に混信妨害が生じることがないよう、事前調査や関係者間の調整などを丁寧に行っていただきたい。 ・放送ネットワークの強靱化を促進するため、FM中継局やバックアップ設備等への整備への国庫補助や税制支援などを行っていただきたい。 <p>今後の検討とされた国内放送を行う短波放送の扱いについて、可能な限り速やかに検討を行っていただきたい。</p> <p>【エフエム徳島】</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。</p> <p>放送ネットワークの強靱化に関する支援措置については、必要な施策を検討し、対応してまいります。</p> |
| 57 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下</p> <p>賛同します。原則として別紙「地方ブロック向けマルチメディア放送の制度整備に係る基本的事項」に沿って、可及的速やかに制度案が策定されることを希望します。</p> <p>デジタルコミュニティ放送は、地域密着、国土強靱化に資する大変有効な手段となることが期待されており、</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。</p> <p>デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技</p> |

すでに複数の自治体で実証実験も実施され、有効性が確認されております。

直下型地震、東海 東南海 南海大地震とそれにより発生することが想定される大津波をはじめ、記録的集中豪雨により頻発する水害など大災害に対する減災対策は全国民の、かつ、喫緊の課題です。住民に対しては防災行政無線を補完し、自動車など移動体向けの緊急情報配信にも極めて有効な、デジタルコミュニティ放送については、「今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めていく」と記載されているとおり、可及的速やかに制度化されることを強く希望します。

○ 95MHz 超～99MHz 以下

十分な幅のガードバンドを設ける案に賛同します。人口の多寡や地形的な特徴差にかかわらず、取得できる情報の量やその対価について、地域間格差が発生する事はあってはならないことです。この平等を確保することは民主主義の基本であり、メディアの使命であると考えます。

電波の有効利用の観点厳守しつつも、可能な限り世帯カバー率を上げることや、それに留まらず道路上や鉄道乗車中における不感を減らし、放送サービスの可用性を高める事はメディアの義務であります。混信解消のために必要最小限の範囲でガードバンドを活用し、地域間の不平等が生じないよう周波数を割り当てる方針は、国民のニーズに適ったものと考えます。

デジタルコミュニティ放送は、地域の安心安全情報を配信する上では、現代においては最適な手段です。開設を希望する自治体があれば、可能な限り周波数を割り当てていくことが、国民的要請です。隣接ブロックに近い自治体がデジタルコミュニティ放送の開設を希望した場合には、必然的に当該周波数を使用しなければ実現することができません。商用放送のガードバンドとして確保した当該周波数を積極的に活用し、国民のニーズに応えて、可能な限り数多くのデジタルコミュニティ放送の開設を図るべきです。

○ 90MHz超～95MHz以下

大都市周辺や瀬戸内海沿岸部においては周波数が枯渇しているため、長らく新規のコミュニティ放送開設ができない状態にあった事実を鑑みると、当該周波数を新たに割り当てることにより、問題解消の道を拓いたも

術基準その他の制度の検討を進めることとしており、御意見の点は、制度整備の段階で必要性を判断します。

90MHz 超え 95MHz 以下については、35 番の回答をご覧ください。

| | | |
|----|--|--------------|
| | <p>のとして歓迎いたします。当該周波数を計画的に活用して、十分な数の開局が実現することを期待します。</p> <p>また、大地震等の大災害が発生した際には、臨機に臨時災害FM局を多数開設する必要が生じます。現状でも周波数割り当てが困難な地域においては、予めこの需要を想定した周波数の割当をしておく必要があります。国民の生命財産の保護の観点から、必要以上の大電力の無線局を開設することで、臨時災害FM局の開設の可能性を閉ざすことは、絶対に行うべきではありません。</p> <p>東京や大阪の都心部において、中波放送が全く受信できない現状は、中波放送事業者自身がかねてより主張されている通りです。この不都合解消のためには、通信放送のオールデジタル化が完了した中ではあっても、当分の間、アナログ FM 方式により、当該周波数を暫定利用することに賛同いたします。</p> <p>ただし、電波は国民の限られた共有の資産であることから、今日の環境において、あえて「アナログ放送方式」に、「新たに」周波数を割り当てる以上、広く国民に情報を開示して、将来の日本の産業政策等も視野に入れた議論を重ね、国民の十分な理解を得たうえで活用すべきことは議論を待たないものです。最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべきです。</p> <p>すなわち、①中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とするべきこと、②当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。③その上で、中継局の出力は、都市型難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。④当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者(コミュニティ開設を待機している事業者を含む)の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきこと。等です。</p> <p>また、中波事業者が都市型難聴解消のために、アナログFM方式の「中継局」を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべきです。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものですから、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきです。</p> <p>【エフエム香川】</p> | |
| 58 | ○ 99MHz超～108MHz以下 | 本方針案に概ね賛同の御意 |

賛同します。原則として別紙「地方ブロック向けマルチメディア放送の制度整備に係る基本的事項」に沿って、可及的速やかに制度案が策定されることを希望します。

デジタルコミュニティ放送は、地域密着、国土強靱化に資する大変有効な手段となることが期待されており、すでに複数の自治体で実証実験も実施され、有効性が確認されております。

直下型地震、東海 東南海 南海大地震とそれにより発生することが想定される大津波をはじめ、記録的集中豪雨により頻発する水害など大災害に対する減災対策は全国民の、かつ、喫緊の課題です。住民に対しては防災行政無線を補完し、自動車など移動体向けの緊急情報配信にも極めて有効な、デジタルコミュニティ放送については、「今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めていく」と記載されているとおり、可及的速やかに制度化されることを強く希望します。

○ 95MHz 超～99MHz 以下

十分な幅のガードバンドを設ける案に賛同します。人口の多寡や地形的な特徴差にかかわらず、取得できる情報の量やその対価について、地域間格差が発生する事はあってはならないことです。この平等を確保することは民主主義の基本であり、メディアの使命であると考えます。

電波の有効利用の観点を厳守しつつも、可能な限り世帯カバー率を上げることや、それに留まらず道路上や鉄道乗車中における不感を減らし、放送サービスの可用性を高める事はメディアの義務であります。混信解消のために必要最小限の範囲でガードバンドを活用し、地域間の不平等が生じないよう周波数を割り当てる方針は、国民のニーズに適ったものと考えます。

デジタルコミュニティ放送は、地域の安心安全情報を配信する上では、現代においては最適な手段です。開設を希望する自治体があれば、可能な限り周波数を割り当てていくことが、国民的要請です。隣接ブロックに近い自治体がデジタルコミュニティ放送の開設を希望した場合には、必然的に当該周波数を使用しなければ実現することができません。商用放送のガードバンドとして確保した当該周波数を積極的に活用し、国民のニーズに応えて、可能な限り数多くのデジタルコミュニティ放送の開設を図るべきです。

見として承ります。

デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めることとしており、御意見の点は、制度整備の段階で必要性を判断します。

90MHz 超え 95MHz 以下については、35 番の回答をご覧ください。

○ 90MHz超～95MHz以下

東京や大阪のような大都市周辺においては周波数が枯渇しているため、長らく新規のコミュニティ放送開設ができない状態にあった事実を鑑みると、当該周波数を新たに割り当てることにより、問題解消の道を拓いたものとして歓迎いたします。当該周波数を計画的に活用して、十分な数の開局が実現することを期待します。

また、大地震等の大災害が発生した際には、臨機に臨時災害FM局を多数開設する必要性が生じます。東京大阪等の大都市においては、予めこの需要を想定した周波数の割当をしておく必要があります。国民の生命財産の保護の観点から、必要以上の大電力の無線局を開設することで、臨時災害FM局の開設の可能性を閉ざすことは、絶対に行うべきではありません。

東京や大阪の都心部において、中波放送が全く受信できない現状は、中波放送事業者自身がかねてより主張されている通りです。この不都合解消のためには、通信放送のオールデジタル化が完了した中ではあっても、当分の間、アナログFM方式により、当該周波数を暫定利用することに賛同いたします。

ただし、電波は国民の限られた共有の資産であることから、今日の環境において、あえて「アナログ放送方式」に、「新たに」周波数を割り当てる以上、広く国民に情報を開示して、将来の日本の産業政策等も視野に入れた議論を重ね、国民の十分な理解を得たうえで活用すべきことは議論を待たないものです。最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべきです。

すなわち、①中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とするべきこと、②当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。③その上で、中継局の出力は、都市型難聴発生地域の解消に必要最低限の電力割当案が策定されるべきこと。④当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者（コミュニティ開設を待機している事業者を含む）の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきこと。等です。

また、中波事業者が都市型難聴解消のために、アナログFM方式の「中継局」を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべきです。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものですから、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異に

| | | |
|----|---|---|
| | <p>するもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきです。</p> <p>【エフエム愛媛】</p> | |
| 59 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下</p> <p>賛同します。原則として別紙「地方ブロック向けマルチメディア放送の制度整備に係る基本的事項」に沿って、可及的速やかに制度案が策定されることを希望します。</p> <p>デジタルコミュニティ放送は、地域密着、国土強靱化に資する大変有効な手段となることが期待されており、すでに複数の自治体で実証実験も実施され、有効性が確認されております。</p> <p>直下型地震、東海、東南海、南海大地震とそれにより発生することが想定される大津波をはじめ、記録的集中豪雨により頻発する水害など大災害に対する減災対策は全国民のかつ、喫緊の課題です。住民に対しては防災行政無線を補完し、自動車など移動体向けの緊急情報発信にも極めて有効なデジタルコミュニティ放送については、「今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めていく」と記載されているとおり、可及的速やかに制度化されることを強く希望します。</p> <p>○ 95MHz 超～99MHz 以下</p> <p>十分な幅のガードバンドを設ける案に賛同します。人口の多寡や地形的な特徴差にかかわらず、取得できる情報の量やその対価について、地域間格差が発生することはあってはならないことことです。この平等を確保することは民主主義の基本であり、メディアの使命であると考えます。</p> <p>電波の有効利用の観点を厳守しつつも、可能な限り世帯カバー率を上げることや、それに留まらず道路上や鉄道乗車中における不感を減らし、放送サービスの可能性を高めることはメディアの義務であります。混信解消のために必要最小限の範囲でガードバンドを活用し、地域間の不平等が生じないよう周波数を割り当てる方針は、国民のニーズに適ったものと考えます。</p> <p>デジタルコミュニティ放送は、地域の安心安全情報を配信する上では、現代においては最適な手段です。開設を希望する自治体があれば、可能な限り周波数を割り当てていくことが、国民的要請です。隣接ブロックに近い自治体がデジタルコミュニティ放送の開設を希望した場合には、必然的に当該周波数を使用しなければ実現</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。</p> <p>デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めることとしており、御意見の点は、制度整備の段階で必要性を判断します。</p> <p>90MHz 超え 95MHz 以下については、35 番の回答をご覧ください。</p> |

することができません。

商業放送用のガードバンドとして確保した当該周波数を積極的に活用し、国民のニーズに応えて、可能な限り数多くのデジタルコミュニティ放送の開設を図るべきです。

○ 90MHz超～95MHz以下

東京や大阪のような大都市周辺においては周波数が枯渇しているため、長らく新規のコミュニティ放送開設ができない状態にあった事実を鑑みると、当該周波数を新たに割り当てることにより、問題解消の道を拓いたものとして歓迎いたします。当該周波数を計画的に活用して、十分な数の開設が実現することを期待します。

また、大地震等の大災害が発生した際には、臨機に臨時災害FM局を多数開設する必要が生じます。東京・大阪等の大都市においては、予めこの需要を想定した周波数の割当をしておく必要があります。国民の生命財産の保護の観点から、必要以上の大電力の無線局を開設することで、臨時災害FM局の開設の可能性を閉ざすことは、絶対に行うべきではありません。

東京や大阪の都心部において、中波放送が全く受信できない現状は、中波放送事業者自身がかねてより主張されている通りです。この不都合解消のためには、通信放送のオールデジタル化が完了した中ではあっても、当分の間、アナログFM方式により、当該周波数を暫定利用することに賛同いたします。

ただし、電波は国民の限られた共有の資産であることから今日の環境において、あえて「アナログ放送方式」に、「新たに」周波数を割り当てる以上、広く国民に情報を開示して、将来の日本の産業政策等も視野に入れた議論を重ね、国民の十分な理解を得たうえで活用すべきことは論を待たないものです。最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべきです。

すなわち、①中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証をすることを条件とするべきこと、②当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと、③その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要最低限の電力割当案が策定されるべきこと、④当該電力の大きさについては、超短波事業者、コミュニティ放送事業者（コミュニティ開設を待機している事業者を含む）の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数

| | | |
|----|--|--|
| | <p>利用計画に反映されるべきこと、等です。</p> <p>また、中波事業者が都市難聴解消のために、アナログFM方式の「中継局」を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべきです。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものですから、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきです。</p> <p>【エフエム高知】</p> | |
| 60 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下 賛同いたします。 今後、速やかに制度案が策定されることを希望します。</p> <p>○ 95MHz 超～99MHz 以下 十分な幅のガードバンドを設ける案に賛同いたします。</p> <p>○ 90MHz超～95MHz以下 大地震等の大災害が発生した際には臨時災害FM局を多数開設する必要が生じることなどを考え合わせ、「中波放送の難聴対策や、災害対策に係るFM方式の中継局、及びコミュニティ放送局に割り当てる」ことに賛同いたします。</p> <p>ただし、今日の環境において、あえて「アナログ放送方式」に、周波数を割り当てる以上、国民の十分な理解を得たうえで活用すべきだと思います。</p> <p>また、中波事業者が都市型難聴解消のために、アナログFM方式の「中継局」を設置することは、親局の「補完」の役割を担うべきものと考えます。既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきです。</p> <p>【エフエム福岡】</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。</p> <p>90MHz 超え 95MHz 以下については、35 番の回答をご覧ください。</p> |
| 61 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>デジタルコミュニティ放送は、地域密着、国土強靱化に資する大変有効な手段となることが期待されており、すでに複数の自治体で実証実験も実施され、その有効性や将来性が確認されております。デジタルコミュニティ放送については「今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めていく」と記載されているとおり、可及的速やかに制度化されることを強く希望します。</p> <p>○ 90MHz 超～95MHz 以下</p> <p>東京や大阪の都心部において、中波放送が全く受信出来ない現状は、中波放送事業者自身がかねてより主張されている通りです。</p> <p>この不都合解消のためには通信放送のオールデジタル化が完了した中ではあっても、当分の間アナログFM方式により暫定利用することに賛同致します。</p> <p>ただし、電波は国民の限られた共有資産であることから、今日の環境下において、あえて「アナログ放送方式」に新たに周波数を割り当てる以上、広く国民に情報を開示して、将来の日本の産業政策等も視野に入れた議論を重ね、国民の十分な理解を得た上で活用を行うべきものと考えます。</p> <p>【エフエム佐賀】</p> | <p>見として承ります。</p> <p>デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めることとしており、御意見の点は、制度整備の段階で必要性を判断します。</p> |
| 62 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下</p> <p>賛同します。原則として別紙「地方ブロック向けマルチメディア放送の制度整備に係る基本的事項」に沿って、可及的速やかに制度案が策定されることを希望します。</p> <p>デジタルコミュニティ放送は、地域密着、国土強靱化に資する大変有効な手段となることが期待されており、すでに複数の自治体で実証実験も実施され、有効性が確認されております。</p> <p>直下型地震、東海 東南海 南海大地震とそれにより発生することが想定される大津波をはじめ、記録的集中豪雨により頻発する水害など大災害に対する減災対策は全国民の、かつ、喫緊の課題です。住民に対しては防災行政無線を補完し、自動車など移動体向けの緊急情報配信にも極めて有効な、デジタルコミュニティ放送については、「今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めていく」と記載されているとおり、可及的速やかに制度化されることを強く希望します。</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。</p> <p>デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めることとしており、御意見の点は、制度整備の段階で必要性を判断します。</p> <p>90MHz 超え 95MHz 以下については、35 番の回答をご覧ください。</p> |

| | |
|--|------------|
| <p>○ 95MHz 超～99MHz 以下</p> <p>十分な幅のガードバンドを設ける案に賛同します。人口の多寡や地形的な特徴差にかかわらず、取得できる情報の量やその対価について、地域間格差が発生する事はあってはならないことです。この平等を確保することは民主主義の基本であり、メディアの使命であると考えます。</p> <p>電波の有効利用の観点厳守しつつも、可能な限り世帯カバー率を上げることや、それに留まらず道路上や鉄道乗車中における不感を減らし、放送サービスの可用性を高める事はメディアの義務であります。混信解消のために必要最小限の範囲でガードバンドを活用し、地域間の不平等が生じないよう周波数を割り当てる方針は、国民のニーズに適ったものと考えます。</p> <p>デジタルコミュニティ放送は、地域の安心安全情報を配信する上では、現代においては最適な手段です。開設を希望する自治体があれば、可能な限り周波数を割り当てていくことが、国民的要請です。隣接ブロックに近い自治体がデジタルコミュニティ放送の開設を希望した場合には、必然的に当該周波数を使用しなければ実現することができません。商用放送のガードバンドとして確保した当該周波数を積極的に活用し、国民のニーズに応えて、可能な限り数多くのデジタルコミュニティ放送の開設を図るべきです。</p> <p>○ 90MHz 超～95MHz 以下</p> <p>東京や大阪のような大都市周辺においては周波数が枯渇しているため、長らく新規のコミュニティ放送開設ができない状態にあった事実を鑑みると、当該周波数を新たに割り当てることにより、問題解消の道を拓いたものとして歓迎いたします。当該周波数を計画的に活用して、十分な数の開局が実現することを期待します。</p> <p>また、大地震等の大災害が発生した際には、臨機に臨時災害FM局を多数開設する必要性が生じます。東京大阪等の大都市においては、予めこの需要を想定した周波数の割当をしておく必要があります。国民の生命財産の保護の観点から、必要以上の大電力の無線局を開設することで、臨時災害FM局の開設の可能性を閉ざすことは、絶対に行うべきではありません。</p> <p>東京や大阪の都心部において、中波放送が全く受信できない現状は、中波放送事業者自身がかねてより</p> | <p>さい。</p> |
|--|------------|

| | | |
|----|---|---|
| | <p>主張されている通りです。この不都合解消のためには、通信放送のオールデジタル化が完了した中ではあっても、当分の間、アナログ FM 方式により、当該周波数を暫定利用することに賛同いたします。</p> <p>ただし、電波は国民の限られた共有の資産であることから、今日の環境において、あえて「アナログ放送方式」に、「新たに」周波数を割り当てる以上、広く国民に情報を開示して、将来の日本の産業政策等も視野に入れた議論を重ね、国民の十分な理解を得たうえで活用すべきことは議論を待たないものです。最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべきです。</p> <p>すなわち、①中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とするべきこと、②当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。③その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。④当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者（コミュニティ開設を待機している事業者を含む）の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきこと。等です。</p> <p>また、中波事業者が都市型難聴解消のために、アナログFM方式の「中継局」を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべきです。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものですから、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とし、電波の有効利用をはかるべきです。</p> <p>【エフエム長崎】</p> | |
| 63 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下</p> <p>賛同します。原則として別紙「地方ブロック向けマルチメディア放送の制度整備に係る基本的事項」に沿って、可及的速やかに制度案が策定されることを希望します。</p> <p>デジタルコミュニティ放送は、地域密着、国土強靱化に資する有効な手段となることが期待され、すでに複数の自治体で有効性を確認するための実証実験も実施されております。</p> <p>直下型地震、東海 東南海 南海大地震とそれにより発生することが想定される大津波をはじめ、記録的集中豪雨により頻発する水害など大災害に対する減災対策は、全国民、喫緊の課題です。住民に対しては防災</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。</p> <p>デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めることとしており、御意見の点は、制度整備の段階で必要</p> |

行政無線を補完し、自動車など移動体向けの緊急情報配信にも極めて有効であることから、デジタルコミュニティ放送が、「今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めていく」と記載されているとおり、可及的速やかに制度化されることを強く希望します。

○ 95MHz 超～99MHz 以下

十分な幅のガードバンドを設ける案に賛同します。人口の多寡や地形的な特徴差にかかわらず、取得できる情報の量やその対価に地域間格差が発生することはあってはならないことです。この平等の確保は、民主主義の基本であると同時に、メディアの使命であると考えます。

電波の有効利用の観点を厳守しつつ可能な限り世帯カバー率を上げることや、それに留まらず道路上や鉄道乗車中における不感を減らして放送サービスの可用性を高めることは、メディアの義務です。混信解消のために必要最小限の範囲でガードバンドを活用し、地域間の不平等が生じないよう周波数を割り当てる方針は、国民のニーズに適ったものと考えます。

現代において、デジタルコミュニティ放送は、地域の安心安全情報を配信する上で最適な手段です。開設を希望する自治体には、可能な限り周波数を割り当てていくことが、国民的要請です。隣接ブロックに近い自治体がデジタルコミュニティ放送の開設を希望した場合、必然的に当該周波数を使用しなければ実現することができません。商用放送のガードバンドとして確保した当該周波数を積極的に活用し、国民のニーズに応じて、可能な限り数多くのデジタルコミュニティ放送の開設を図るべきです。

○ 90MHz 超～95MHz 以下

東京や大阪のような大都市周辺では周波数が枯渇しているため、長らく新規のコミュニティ放送開設ができない状態にあった事実を鑑みると、当該周波数を新たに割り当てることで、問題解消の道を拓いたものとして歓迎いたします。当該周波数を計画的に活用して、十分な数の開局が実現することを期待します。

また、大地震等の大災害が発生した際には、臨機に臨時災害FM局を多数開設する必要性が生じます。東京・大阪等の大都市においては、予めこの需要を想定した周波数の割当をしておく必要があります。然るに国民の

性を判断します。

90MHz 超え 95MHz 以下については、35 番の回答をご覧ください。

| | | |
|----|--|---|
| | <p>生命財産の保護の観点からすると、必要以上の大電力の無線局開設により、臨時災害FM局の開設の可能性を閉ざすことは、絶対に行うべきではありません。</p> <p>東京や大阪の都心部において、中波放送が全く受信できない現状は、中波放送事業者自身がかねてより主張されている通りです。この不都合解消のため、通信放送のオールデジタル化が完了した中であっても、当分の間、アナログFM方式により、当該周波数を暫定利用することに賛同いたします。</p> <p>ただし、電波は国民の限られた共有の資産であることから、今日の環境において、あえてアナログ放送方式に、新たに周波数を割り当てる以上、広く国民に情報を開示して、将来の日本の産業政策等も視野に入れた議論を重ね、国民の十分な理解を得たうえで活用すべきことは議論を待ちません。最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべきです。</p> <p>すなわち、①中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自らの実証的な事実検証を条件とするべきこと、②当該都市型難聴の実態について、その具体的調査結果に基づいて判断されるべきこと、③その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと、④当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者(コミュニティ開設を待機している事業者を含む)の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきこと、等です。</p> <p>また、中波事業者が都市型難聴解消のために、アナログFM方式の中継局を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべきです。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の補完の役割を担うべきものであることから、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にし、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限度とすることによって、電波の有効利用をはかるべきです。</p> <p>【エフエム熊本】</p> | |
| 64 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下 本件、賛同いたします。 弊社は九州在局のローカルFM単営社ですが、V-Lowマルチメディア放送については、非常に期待してお</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。 90MHz 超え 95MHz 以下につい</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>ります。</p> <p>自然災害においては地震だけではなく、大分県では水害も深刻であります。</p> <p>放送ネットワークの強靱化に係る効果も大きく速やかに制度整備が進むようお願いいたします。</p> <p>○ 90MHz 超～95MHz 以下</p> <p>難聴対策として周波数を割り当てる場合には、事前に事実検証することとし、これを公表するようお願いしたい。</p> <p>また、災害時においては、災害エフエム局が多くの周波数を必要とすることから、不必要に大電力で送信することなく、必要最小限の放送エリアにとどめるべきと考えます。</p> <p>中波事業者がFMの中継局を設置するのは、あくまでも難聴対策であるから、既存エフエム親局と性質が違うことを確認していただきたい。</p> <p>【エフエム大分】</p> | <p>ては、35 番の回答をご覧ください。</p> |
| 65 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下</p> <p>賛同します。原則として別紙「地方ブロック向けマルチメディア放送の制度整備に係る基本的事項」に沿って、可及的速やかに制度安が策定されることを希望します。</p> <p>デジタルコミュニティ放送は、地域密着、国土強靱化に資する大変効果的な手段となることが期待されており、すでに複数の自治体で実証実験も実施され、有効性が確認されております。</p> <p>直下型地震、東海 東南海 南海大地震とそれにより発生することが予想される大津波をはじめ、記録的集中豪雨により頻発する水害など大災害に対する減災対策は全国民の、かつ、喫緊の課題です。住民に対しては防災行政無線を補完し、自動車など移動体向けの緊急情報配信にも極めて有効な、デジタルコミュニティ放送については、「今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めていく」と記載されているとおり、可及的速やかに制度化されることを強く希望します。</p> <p>○ 95MHz 超～99MHz 以下</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。</p> <p>デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めることとしており、御意見の点は、制度整備の段階で必要性を判断します。</p> <p>90MHz 超え 95MHz 以下については、35 番の回答をご覧ください。</p> |

十分な幅のガードバンドを設ける案に賛同します。人口の多寡や地形的な特徴差にかかわらず、取得できる情報の量やその対価について、地域間格差が発生する事はあってはならないことです。この平等を確保することは民主主義の基本であり、メディアの使命であると考えます。

電波の有効利用の観点から厳守しつつも、可能な限り世帯カバー率を上げることや、それに留まらず道路上や鉄道乗車中における不感を減らし、放送サービスの可用性を高めることはメディアの義務であります。混信解消のために必要最小限の範囲でガードバンドを活用し、地域間の不平等が生じないよう周波数を割り当てる方針は、国民のニーズに適ったものと考えます。

デジタルコミュニティ放送は、地域の安心安全情報を配信する上では、現代においては最適な手段です。開設を希望する自治体があれば、可能な限り周波数を割り当てていくことが、国民的要請です。隣接ブロックに近い自治体がデジタルコミュニティ放送の開設を希望した場合には、必然的に当該周波数を使用しなければ実現することが出来ません。商用放送のガードバンドとして確保した当該周波数を積極的に活用し、国民のニーズに応じて、可能な限り数多くのデジタルコミュニティ放送の開設を図るべきです。

○ 90MHz 超～95MHz 以下

東京や大阪のような大都市周辺においては周波数が枯渇しているため、長らく新規のコミュニティ放送開設ができない状態にあった事実を鑑みると、当該周波数を新たに割り当てることにより、問題解消の道を拓いたものとして歓迎いたします。当該周波数を計画的に活用して、十分な数の開局が実現することを期待します。

また、大地震等の大災害が発生した際には、臨機に臨時災害FM局を多数開設する必要性が生じます。東京大阪等の大都市においては、予めこの需要を想定した周波数の割り当てをしておく必要があります。国民の生命財産の保護の観点から、必要以上の大電力の無線局を開設することで、臨時災害FM局の開設の可能性を閉ざすことは、絶対に行うことではありません。

東京や大阪の都心部において、中波放送が全く受信できない現状は、中波放送事業者自身がかねてより主張されているとおりです。この不都合解消のためには、通信放送のオールデジタル化が完了した中ではあっても、当分の間、アナログFM方式により、当該周波数を暫定利用することに賛同いたします。

| | | |
|----|---|--|
| | <p>ただし、電波は国民の限られた共有の資産であることから、今日の環境において、あえて「アナログ放送方式」に、「新たに」周波数を割り当てる以上、広く国民に情報を開示して、将来の日本の産業政策等も視野に入れた議論を重ね、国民の十分な理解を得たうえで活用すべきことは議論を待たないものです。最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべきです。</p> <p>すなわち、①中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とするべきこと。②当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。③その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要な最低限の電力割当案が策定されるべきこと。④当該電力の大きさについては、超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者(コミュニティ放送局開設を待機している事業者を含む)の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきこと等です。</p> <p>また、中波放送事業者が都市型難聴解消のなめに、アナログFM方式の「中継局」を開設することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再認識すべきです。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものですから、既存のFM放送異業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限とし、電波の有効利用をはかるべきです。</p> <p>【エフエム宮崎】</p> | |
| 66 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下</p> <p>デジタルコミュニティ放送は、地域密着、国土強靱化に資する大変有効な手段となることが期待されており、すでに複数の自治体で実証実験も実施され、有効性が確認されております。</p> <p>直下型地震、東海・東南海・南海大地震とそれにより発生することが想定される大津波をはじめ、記録的集中豪雨により頻発する水害など大災害に対する減災対策は国民の喫緊の課題です。住民に対しては防災行政無線を補完し、自動車など移動体向けの緊急情報配信にも極めて有効なデジタルコミュニティ放送については「今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めていく」とあるとおり可及的速やかに制度化されることを希望します。</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。</p> <p>デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めることとしており、御意見の点は、制度整備の段階で必要性を判断します。</p> <p>90MHz 超え 95MHz 以下につ</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>○ 90MHz 超～95MHz 以下</p> <p>電波は国民の限られた共有の資産であることから今日の環境においてあえてアナログ放送に新たな周波数を割り当てる以上、広く国民に情報を開示して将来の日本産業政策等も視野に入れた議論を重ね、国民の十分な理解を得た上で活用すべきで、そのためには以下の点を踏まえた上で実施すべきと考えます。</p> <p>①難聴の実態については具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。</p> <p>②中継局の出力は難聴対策として必要最小限の電力割当て案が策定されるべきこと。</p> <p>③出力については超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者(開設準備中の事業者を含む)の明示的な承諾を得た後に初めて周波数利用計画に反映されるべきこと。</p> <p>さらに、難聴解消のためにアナログFM方式で中継局を設置することは補完的措置であり、その出力は難聴解消に必要な最小限のものであるべきです。大災害等により想定される臨時災害FMの開設には多くの周波数が必要にことを想定し、その観点からも必要以上の大電力の無線局を開設することで臨時災害FMの開設に支障が出ないように割当てされることを希望します。</p> <p>【エフエム鹿児島】</p> | <p>いては、35 番の回答をご覧ください。</p> |
| 67 | <p>○ 99MHz 超～108MHz 以下</p> <p>賛同します。原則として別紙「地方ブロック向けマルチメディア放送の制度整備に係る基本的事項」に沿って、可及的速やかに制度案が策定されることを希望します。</p> <p>デジタルコミュニティ放送は、地域密着、国土強靱化に資する大変有効な手段となることが期待されており、すでに複数の自治体で実証実験も実施され、有効性が確認されております。</p> <p>直下型地震、東海 東南海 南海大地震とそれにより発生することが想定される津波をはじめ、記録的集中豪雨により頻発する水害など大災害に対する減災対策は国民の、かつ、喫緊の課題です。住民に対しては防災行政無線を補完し、自動車などの移動体向けの緊急情報配信にも極めて有効な、デジタルコミュニティ放送については、「今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めていく」と記載されているとおり、可及的速やかに制度化されることを強く希望します。</p> | <p>本方針案に概ね賛同の御意見として承ります。</p> <p>デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めることとしており、御意見の点は、制度整備の段階で必要性を判断します。</p> <p>90MHz 超え 95MHz 以下については、35 番の回答をご覧ください。</p> |

○ 95MHz 超～99MHz 以下

十分な幅のガードバンドを設ける案に賛同します。人口の多寡や地域的な特徴差にかかわらず、取得できる情報の量やその対価について、地域間格差が発生する事はあってはならないことであり、これはメディアの使命であると考えます。

電波の有効利用の観点厳守しつつも、可能な限り世帯カバー率を上げることや、それに留まらず道路上における不感を減らし、放送サービスの可用性を高める事はメディアの義務であります。混信解消のために必要最小限の範囲でガードバンドを活用し、地域間の不平等が生じないよう周波数を割り当てる方針は、国民のニーズに適ったものと考えます。

デジタルコミュニティ放送は、地域の安心安全情報を配信する上では、現代においては最適な手段です。開設を希望する自治体があれば、可能な限り周波数を割り当てていくことが、国民的要請です。隣接ブロックに近い自治体がデジタルコミュニティ放送の開設を希望した場合には、必然的に当該周波数を使用しなければ実現することができません。商用放送のガードバンドとして確保した当該周波数を積極的に活用し、国民のニーズに応えて、可能な限り数多くのデジタルコミュニティ放送の開設を図るべきです。

○ 90MHz 超～95MHz 以下

東京や大阪のような大都市周辺においては周波数が枯渇しているため、長らく新規のコミュニティ放送開設ができない状態にあった事実を鑑みると、当該周波数を新たに割り当てることにより、問題解消の道を拓いたものとして歓迎いたします。当該周波数を計画的に活用して、十分な数の開局が実現することを期待します。

また、大地震等の大災害が発生した際には、臨機に臨時災害FM局を多数開設する必要性が生じます。東京大阪等の大都市においては、予めこの需要を想定した周波数の割当をしておく必要があります。国民の生命財産の保護の観点から、必要以上の大電力の無線局を開設することで、臨時災害FM局の開設の可能性を閉ざすことは、絶対に行うべきではありません。

東京や大阪の都心部において、中波放送が全く受信できない現状は、中波放送事業者自身がかねてより主張されている通りです。この不都合解消のためには、通信放送のオールデジタル化が完了した中ではあって

| | | |
|----|---|---|
| | <p>も、当分の間、アナログFM方式により、当該周波数を暫定利用することに賛同いたします。</p> <p>ただし、電波は国民の限られた共有の資産であることから、今日の環境において、あえて「アナログ放送方式」に、「新たに」周波数を割り当てる以上、広く国民に情報を開示して、将来の日本の産業政策等も視野に入れた議論を重ね、国民の十分な理解を得たうえで活用すべきことは議論は待たないものです。最低限、以下の点を踏まえた上で実施されるべきです。</p> <p>すなわち、①中波放送が大都市中心部において全く受信できない、と事業者自身が主張している実態について、自ら実証的に事実検証することを条件とすべきこと、②当該「都市型難聴」の実態については、その具体的な調査結果に基づいて判断されるべきこと。③その上で、中継局の出力は、都市難聴発生地域の解消に必要最低限の電力割当案が策定されるべきこと。④当該電力の大きさについては超短波放送事業者、コミュニティ放送事業者(コミュニティ開設を待機している事業者を含む)の、明示的な承諾を得た後に初めて、周波数利用計画に反映されるべきこと。等です。</p> <p>また、中波事業者が都市型難聴解消のために、アナログFM方式の「中継局」を設置することは、地理的・地形的難聴や外国波混信の解消と同様、追補的措置であることを再確認すべきです。大電力の中波方式で広域をカバーし続ける親局の「補完」の役割を担うべきものですから、既存のFM放送事業者の親局とは性質を異にするもので、出力は将来的にも、難聴解消に必要な最小限とし、電波の有効利用をはかるべきです。</p> <p>【エフエム沖縄】</p> | |
| 68 | <p>○ 周波数の割当・制度整備に関する基本方針</p> <p>基本方針には、中波放送の難聴対策等によるFM方式の中継局利用について、その定義を具体的かつ明確にしていきたいと思えます。</p> <p>○ 中波放送の難聴対策等に係るFM方式の中継局</p> <p>中波放送の難聴対策等に係るFM方式の中継局の放送内容は、対策を講じる中波放送と同一放送であることを明記していただきたいと思えます。</p> | <p>周波数の割当てについては、1 番の回答をご覧ください。</p> <p>90MHz 超え 95MHz 以下については、35 番の回答をご覧ください。</p> <p>更に、90MHz 超え 95MHz 以下における民放の AM 放送の難聴対策等に係る FM 方式の中継</p> |

| | | |
|----|--|---|
| | <p>○ 90MHz超～95MHz以下、85MHz超～90MHz以下、76MHz超～90MHz以下 「3」「4」「5」の中波放送の難聴対策に係るFM方式の中継局への周波数割当は、コミュニティFM局への割当が完了した後に行うべきと考えます。 災害時における住民と行政の情報伝達手段の強化等、さらなる放送の強靱化を図るため、コミュニティFM局の開設を推進する必要があると考えます。</p> <p>○ 90MHz超～95MHz以下 「空中線電力が大きいもの」とは、具体的な数値として、何ワットからを想定しているのでしょうか。また、その上限は何ワットでしょうか。 この周波数の条件に該当する中波放送局とは、難聴が発生している親局であり、同局のFM方式による中継局は、予め空中線電力が大きくなることを想定しているように読めますが、空中線電力は難聴対策という意味合いから考えると、該当する中波放送局の放送区域内の既存FM親局未済であるものと考えます。 この周波数について、「民間放送事業者の中波放送」としているのは何故でしょうか。また、同中波放送の難聴として、「都市型難聴」が加わっているのは何故でしょうか。 「都市型難聴」に該当する都市とは、具体的に何処を想定しているのでしょうか。</p> <p>○ その他 今後検討するとしているNHKの中波放送の難聴対策等に割り当てる周波数を、90-95MHzと限定している理由をお聞かせください。 【J-WAVE】</p> | <p>局について、具体的な要件等に関しては、基幹放送用周波数使用計画等の整備を進める際に検討して参ります。</p> |
| 69 | <p>○ 周波数の割当・制度整備に関する基本方針 基本方針に述べられている用語の定義を明確にしていきたい。</p> <p>○ 中波放送の難聴対策等に係るFM方式の中継局</p> | <p>周波数の割当てについては、1番の回答をご覧ください。 90MHz 超え 95MHz 以下については、35 番の回答をご覧ください</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>中波放送の難聴対策等に係るFM方式の中継局は、中波放送を補完するものであり放送内容は、同一(サイマル)であることを定義に明記していただきたい。</p> <p>○ 90MHz超～95MHz以下、85MHz超～90MHz以下、76MHz超～90MHz以下 「3」「4」「5」の中波放送の難聴対策に係るFM方式の中継局への周波数割当は、現FM放送局の難聴対策とコミュニティFM局の要望を優先すべきと考える。</p> <p>○ 90MHz超～95MHz以下 「空中線電力が大きいもの」について、それぞれの地域において放送エリアの規模と空中線電力の数値を明確にしていきたい。</p> <p>①現FM放送でも難聴対策が必要とされる地域があると考えられるので、90MHz以下で置局不可能な場合はこの周波数帯域を使えるようにしていきたい。</p> <p>②「都市型難聴」に該当する都市を、明記していただきたい。</p> <p>また、「都市型難聴」「地理的・地形的難聴」について、それぞれがどのような数値的要件を満たした場合に、FM方式の中継局の申請が可能であるか明記していただきたい。</p> <p>【横浜エフエム】</p> | <p>い。</p> <p>90MHz 超え 95MHz 以下における民放の AM 放送の難聴対策等に係る FM 方式の中継局について、具体的な要件等に関しては、基幹放送用周波数使用計画等の整備を進める際に検討して参ります。</p> |
| 70 | <p>○ 全体</p> <p>基本的方針(案)では、V-Low の帯域及び従来の超短波放送の帯域(76MHz 超え 90MHz 以下)において、中波放送の難聴対策に係るFM方式中継局の周波数を割当てるとしているが、既存局等に混信妨害が生じることのないように、十分に事前調査を実施して関係者間の調整を行っていただきたい。</p> <p>また、放送ネットワークの強靱化を促進するため、中波放送局の難聴対策だけでなく、FM放送局の難聴対策に係る親局の緒元変更やバックアップ設備等の整備にも国庫補助や税制支援など行っていただけるように要望いたします。</p> <p>【FM802】</p> | <p>76MHz 超え 90MHz 以下において、外国波混信対策又は地理的・地形的難聴対策に係る FM 方式の中継局(空中線電力が小さいものに限る)を置局する場合は、必要があれば、既存の FM 放送事業者又はコミュニティ FM と調整を行う等して、混信が発</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | | <p>生しない場合に限り周波数を割り当てることとします。</p> <p>放送ネットワークの強靱化に関する支援措置については、必要な施策を検討し、対応してまいります。</p> |
| 71 | <p>○ その他</p> <p>中波局への周波数割当てに際しては、基本的方針(案)で「今後、検討」とされた国内短波放送局も含め、各放送局が希望する FM 中継局の置局計画が実現するよう、早急に割当てを行っていただきたい</p> <p>今回示された基本的方針(案)では、地方ブロック向けマルチメディア放送局、難聴対策・災害対策に係る中波局の FM 中継局、コミュニティ放送局については、それぞれ割当てする周波数帯域が明示されました。しかしながら、国内の短波放送の扱いについては、6その他の項目の中で「今後、FM 中継局及びコミュニティ放送局の置局状況を考慮し、検討を行う」という表現にとどまっています。</p> <p>周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針は、ラジオ会社が経営強靱化に向けて自社の経営計画を立案し、事業を推進していく上で大前提となるものですが、短波放送についてのみ期限を明示しない形で結論が先送りされることは、経営上、大きな障害となります。短波についても速やかに検討し、結論を出していただきたい。</p> <p>人口が集中している都市部、とりわけリスナーの最も多い東京都を中心とするエリアでは、建物の鉄筋化、堅牢化による電波の減衰や、情報機器、電子機器によるノイズ発生などにより、「都市型難聴」が深刻化しています。特に堅牢な建物内部では、短波は FM、中波より電界強度の減衰が著しいため、受信しにくいケースが目立ちます。</p> <p>国内で短波による全国放送を行っている日経ラジオ社は、短波特有の電波特性に起因する難聴については、短波を使って多様な対策をとってきています。しかし、短波を使って都市型難聴に対処するのは極めて困</p> | <p>災害発生時における AM 放送等の各地域における災害情報、安否情報等の提供に果たす役割も踏まえ、先ずは 90MHz 超え 95MHz 以下における AM 放送の難聴対策、災害対策に係る FM 方式の中継局及びコミュニティ放送局への割当てを行うものです。</p> <p>このため、国内向け短波放送については、今後、民放の AM 放送の FM 方式による中継局及びコミュニティ放送局の置局状況を考慮し、検討を行うこととしています。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>難であり、FM 中継局の設置以外に有効な方策が見当たらないのは中波局と同様です。</p> <p>従って FM 中継局及びコミュニティ放送局の置局状況を考慮しつつも、中波局と同じタイミングで、短波局の希望する FM 中継局置局のための周波数の割当てを実施するよう、要望します。</p> <p>【日経ラジオ】</p> | |
| 72 | <p>○ 制度整備全般</p> <p>現在の福島県では、震災と原発事故により県内外に避難する多くの人びとが、元の生活を取り戻すための必要な情報が、早く正確に伝えられる方法と手段が求められている。</p> <p>特にいわき市内では、難を逃れ2年半に及ぶ避難生活によりコミュニティの維持も限界に来ていると言われている。共に避難する各行政機関も又同じである。高齢者等、インターネットの利活用になじめない人々も含めて、一斉放送型の情報伝達手段である V-Low マルチメディア放送は、多重の行政、住民サービスを可能にするので、大いに期待される。</p> <p>○ 基幹放送局設備提供事業に係る制度整備</p> <p>1. V-Low マルチメディア放送の開始には大きな設備投資が必要なことは承知している。福島県の被災地のように、経済基盤どころか生活基盤さえも大きく損壊し、V-Low マルチメディア放送の維持・運営のための収益が見込みにくい地域がその採算性を理由に切り捨てられることにならないか、参入が大幅に遅れないかという事を懸念している。</p> <p>一方、被災地の市町村には、震災の教訓として、防災行政無線を補完する冗長性を確保したいという思いが強くなる。地域の放送局にとっては、行政からあるいは市民からの情報を、思い通りに被災者に届ける事が出来ていない現状へのあせりや、忸怩たる思いもある。被災地にはサービスに対する明確なニーズは多く存在している。単に商業的な採算性だけからの判断ではなく、公共のニーズを加味した事業計画を立てる事業者が参入できて、被災地に対する公的支援等も活用しながら、地域メディアが再生し貢献してゆく努力に、行政が後押しされるよう大いに期待したい。</p> <p>2. 総務省の公表資料によれば、福島県は、東北ブロックの中にあり、東北ブロックでは仙台を中心とした事</p> | <p>V-Low マルチメディア放送の制度化に賛成の御意見として承ります。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| | <p>業が先々に計画されるやに見えるが、福島県にとって「今」が大事なのであって「先々」の計画ではない。制度設計の遅れから、住民間のコミュニケーションが十分でない現実が、地域再生をますます難しくし、被災者の離散を大きくしている。地域再生の手段としてV-Lowマルチメディア放送が活かし得るものならば、その利用が被災地福島県、とくに大勢の被災者が共に暮らしてゆく地域での、速やかな利活用が可能になるよう、行政側の工夫と配慮を特にお願したい。</p> <p>【いわき市民コミュニティ放送】</p> | |
| 73 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下 デジタルコミュニティ放送に係わる放送局への割り当てについて大賛成です。 デジタル放送によるより安定した放送が出来るようになれば、防災情報や地域情報等が必要とするエリアに充分、かつ、的確な伝達体制がとれることになるからです。 早期に実現出来るようお願いします。</p> <p>○ 90MHz超～95MHz以下 コミュニティ放送局に割り当てるとありますが、賛成しつつも出来るならば、デジタルコミュニティ放送に特化して開放して頂きたい。</p> <p>【水戸コミュニティ放送】</p> | <p>デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めることとしており、御意見の点は、制度整備の段階で必要性を判断します。</p> <p>コミュニティFM局については、未だ開設されていない市区町村における開設要望を踏まえ、90MHz以下に加え、90MHz超え95MHz以下の周波数についてもコミュニティFM局の開設等に利用可能とすることが適当と考えます。</p> |
| 74 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下 デジタル・コミュニティ放送に割り当てることに対して、賛成です。 地域メディアがデジタル化をすることにより、これまで以上の情報を当該地域と連携して届けることは、防災のみならず、観光や地域活性化に資するものと思われれます。</p> | <p>デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めることとしており、御意見の</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>昨今の局地化する災害においては、ますます地域の情報が高度化することが求められてきます。</p> <p>そのためには、デジタル・コミュニティ放送が一定の共通する広さの範囲において存在し、情報の共有化や補完体制がとり得ることが重要と考えます。</p> <p>その為には、必要とするエリア・必要とする地域にデジタル・コミュニティ放送の周波数の割り当てがされることが重要と考えます。</p> <p>加えて、より早く実現ができるよう、制度整備を希望します。</p> <p>○ 95MHz超～99MHz以下</p> <p>「地方ブロック向けマルチメディア放送に係る放送局の置局を行う過程で、混信または混信の可能性が発生し、これを回避するために真に必要な場合には、当該周波数帯域を用いることとする」とありますが、デジタル・コミュニティ放送局の置局においても、同様の御配慮いただくことを希望します。</p> <p>○ 90MHz超～95MHz以下</p> <p>この周波数帯を受信可能な受信機が、日本国内において、流通している市販品が少ない現状で、従来のアナログFM放送を希望する新規開設局は少ないと考えられます。有効利用の観点からも、デジタル・コミュニティ放送局との併用利用が可能な制度を希望します。</p> <p>○ 85MHz超～90MHz以下</p> <p>有効利用の観点から、一日も早い旧アナログテレビ放送用ガードバンドの解除を希望します。</p> <p>【前橋シティエフエム】</p> | <p>点は、制度整備の段階で必要性を判断します。</p> <p>コミュニティFM局については、未だ開設されていない市区町村における開設要望を踏まえ、90MHz以下に加え、90MHz超え95MHz以下の周波数についてもコミュニティFM局の開設等に利用可能とすることが適当と考えます。</p> |
| 75 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下</p> <p>デジタル・コミュニティ放送に割り当てることに対して、賛成です。</p> <p>地域メディアがデジタル化をすることにより、これまで以上の情報を当該地域と連携して届けることは、防災のみならず、観光や地域活性化に資するものと思われれます。</p> | <p>デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めることとしており、御意見の</p> |

| | |
|---|--|
| <p>昨今の局地化する災害においては、ますます地域の情報が高度化することが求められてきます。</p> <p>そのためには、デジタル・コミュニティ放送が一定の共通する広さの範囲において存在し、情報の共有化や補完体制がとり得ることが重要と考えます。</p> <p>その為には、必要とするエリア・必要とする地域にデジタル・コミュニティ放送の周波数の割り当てがされることが重要と考えます。</p> <p>加えて、より早くの実現ができるように制度整備を希望します。</p> <p>○ 95MHz超～99MHz以下</p> <p>「地方ブロック向けマルチメディア放送に係る放送局の置局を行う過程で、混信または混信の可能性が発生し、これを回避するために真に必要な場合には、当該周波数帯域を用いることとする」とありますが、デジタル・コミュニティ放送局の置局においても、同様の御配慮いただくことを希望します。</p> <p>○ 90MHz超～95MHz以下</p> <p>この周波数帯を受信する受信機が、日本国内においては、数として流通しておらず、加えて、車載にいたっては皆無であることを鑑みると、受信機の確保がなされない限りは、一般的な需要に応えるものと考えにくいと思います。</p> <p>特に、コミュニティ放送局の場合は、受信機がない状況での開局は難しく、仮にアナログのコミュニティ放送の需要が満たない場合は、周波数が無駄になると考えます。</p> <p>したがって、需要満たない場合は、デジタル・コミュニティ放送に開放していただくことが、周波数の有効利用となると考えます。</p> <p>【フラワーコミュニティ放送】</p> | <p>点は、制度整備の段階で必要性を判断します。</p> <p>コミュニティ FM 局については、未だ開設されていない市区町村における開設要望を踏まえ、90MHz以下に加え、90MHz超え 95MHz 以下の周波数についてもコミュニティ FM 局の開設等に利用可能とすることが適切と考えます。</p> |
|---|--|

| | | |
|-----------|---|---|
| <p>76</p> | <p>○ 地方ブロック向けマルチメディア放送の制度整備に係る基本的事項 周波数及びセグメント配分について再考をお願いします</p> <p>別添、本文では、「デジタルコミュニティ放送」は「99MHz 超え 108MHz 以下」に割り当てるとしてはいますが、別紙によると、この周波数帯域全てを使い、9セグメントを2面設けて「マルチメディア放送」の7つの地方ブロックに割り当てるとしてはいます。</p> <p>この別紙の基本事項に従えば、「デジタルコミュニティ放送」には、1つのセグメントも割り当てず、ホワイトスペースを使うことを前提としているものと考えられます。</p> <p>地方ブロックの「マルチメディア放送」がどの程度の空中線電力になるのかは不明ですが、地方ブロックの境界では、数10Kmの幅で、ホワイトスペースが適応できない地域が出来ることは明白です。特に沿岸地域を含む場合、海上伝播を考慮すれば、100Km以上の幅で非適応地域が出来ると予想されます。</p> <p>弊社は、相模湾に於ける津波の減災の拠点としての「デジタルコミュニティ放送」の事業化を検討し実証実験を行ってまいりましたが、相模湾沿岸での放送は出力等が大きく制約されることが予想され、本来の使命を果たせないだけでなく、事業運営も立ち行かないことが懸念されます。</p> <p>コミュニティ放送は、その創成期から過剰な規制を強いられ、弊社も発足当時は0.25Wという空中戦電力の割り当てを受けて、厳しい事業経営を迫られた経験があり、同じ轍を踏むのは避けたいと考えています。</p> <p>今回の実証実験では、20Wの送受信機を試作し実験に臨みましたが、20Wという電力が、最低限のサービスエリアを確保し、コスト的にも適応可能なバランスを得た最適な出力であると考えており、それが確保できるよう以下の対策を希望します。</p> <p><対策案1></p> <p>地方ブロック毎のセグメント9の内、使用未定とされる3セグメントを除外し、6セグメントを2面として「マルチメディア放送」に当て、残る6セグメントを、「デジタルコミュニティ放送」に割り当てる。</p> <p><対策案2></p> | <p>デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めることとしており、御意見の点は、制度整備の段階で必要性を判断します。</p> <p>御意見は、今後のデジタルコミュニティ放送の制度の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> |
|-----------|---|---|

| | | |
|----|---|---|
| | <p>現在基本方針で、ガードバンドとしている「95MHz 超え 99MHz 以下」の一部を、ブロック境界線付近の非適応地帯の「デジタルコミュニティ放送」に割り当てる。</p> <p>【逗子・葉山コミュニティ放送】</p> | |
| 77 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下</p> <p>デジタル・コミュニティ放送が制度の中に、明確に位置付けられたことに対して、賛成です。</p> <p>地域に根差したメディアにあってデジタル化が実現することは、地域振興や防災面において、地方自治体をはじめとした地域住民に対して、新しい情報の伝達方法を得ることであり、取りも直さず質の高い情報を届けることが可能となり、従来以上のハイレベルなニーズにも応えることができると思われます。</p> <p>そのためには、デジタル・コミュニティ放送が、伝統的に生活基盤を共有する一定の広がりを持った範囲をカバーできることが有用な途であると確信しています。</p> <p>そのようなデジタル・コミュニティ放送の周波数の割り当てであると同時に、より早い制度整備を望みます。</p> <p>○ 95MHz超～99MHz以下</p> <p>地方ブロック向けマルチメディア放送に係る放送局の置局の過程で、混信を回避するために真に必要な場合には、当該周波数帯域を用いることとする、とありますが、デジタル・コミュニティ放送局の置局に際しても、同様の措置をお願いします。デジタル・コミュニティ放送局の空白地域が生じないことが必須ではないでしょうか。</p> <p>○ 90MHz超～95MHz以下</p> <p>この周波数帯については、受信機の実情に合わせて、デジタル・コミュニティ放送用の新規の周波数帯として開放していただくことを望みます。</p> <p>【えふえむエヌワン】</p> | <p>デジタルコミュニティ放送については、今後の導入に向けて技術基準その他の制度の検討を進めることとしており、御意見の点は、制度整備の段階で必要性を判断します。</p> <p>御意見は、今後のデジタルコミュニティ放送の制度の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>コミュニティ FM 局については、未だ開設されていない市区町村における開設要望を踏まえ、90MHz以下に加え、90MHz超え 95MHz 以下の周波数についてもコミュニティ FM 局の開設等に利用可能とすることが適当と考えます。</p> |

| | | |
|-----------|--|--|
| <p>78</p> | <p>○ 90MHz超～95MHz以下、その他</p> <p>○ 難聴対策に係るFM方式の中継局への周波数割り当てについて</p> <p>「90MHz超え95MHz以下」の周波数の、中波放送の都市型難聴対策に係るFM方式の中継局への割り当てについては、民放のみに認められ、NHKについては、民放のFM方式による中継局及びコミュニティ放送局の置局状況を考慮し、検討を行うとされています。</p> <p>しかし、民放が中波放送の都市型難聴対策のためにFM方式による補完的な置局を行う際には、同じ地域でNHKの中波放送、特にNHKの音声放送の基幹波であるラジオ第1放送も同様の置局を行うことが聴取者の利便性確保の観点から望ましいと考えます。</p> <p>特に、非常災害時においては、現在NHKは、ラジオ第1放送で全国向けの緊急報道を行い、FM放送で県域向けの帰宅困難情報やライフライン情報を届ける体制を整えており、中波放送の難聴地域においてラジオ第1放送の情報がFM受信機で聴けるようになることは、国民の安心安全の点からも有用であると考えています。</p> <p>したがって、NHKも同様の置局を行うことが可能となるような周波数の割り当てが行われることは必須と考えていますので、配慮を要望します。</p> <p>○ 津波等の災害対策に係るFM方式の中継局への周波数割り当てについて</p> <p>低地にある中波放送の送信所に津波による浸水被害が想定されることは、「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」でも共通の認識となっているところです。</p> <p>今回示された基本的方針(案)では、中波放送の津波等の災害への対策に係るFM方式の中継局への割り当ては「90MHz超え95MHz以下」の周波数のみで、しかも民放のみに認められ、NHKについては、民放のFM方式による中継局及びコミュニティ放送局の置局状況を考慮し、検討を行うとされています。</p> <p>しかし、南海トラフ巨大地震等による中波放送の送信所への被害想定は、NHKの送信所も例外ではありません。特に、ラジオ第1放送は、人々の生命や暮らしを守る「安心ラジオ」として、いかなる場合でも放送を継</p> | <p>NHKの中波放送の難聴対策等への周波数の割り当ては、NHKの中波放送局の電力は民放よりも大きく、またFM放送を既に行っていることも踏まえ、民間放送事業者の中波放送のFM方式による中継局及びコミュニティ放送局の置局状況等を考慮し、検討することとしています。</p> |
|-----------|--|--|

続することが重要です。

したがって、NHKが公共放送として、また災害対策基本法上の国の指定公共機関としての使命を果たすため、中波放送の津波等の災害対策のために、必要に応じて、FM方式による中継局の置局が可能となるよう要望します。

○ 85MHz超～90MHz以下、76MHz超～90MHz以下

○ 難聴対策に係るFM方式の中継局への周波数割り当てについて

NHKは公共放送として、これまでも中波放送の難聴改善に努めてきましたが、FM方式の中継局の置局は離島における外国波混信対策のみに認められてきました。

今回示された基本的方針(案)で、FM方式の中継局の置局の目的として、従来の中波放送の外国波混信対策に加えて、地理的・地形的難聴対策が新たに含まれていることは、今後、NHKについても、離島以外の地域において中波放送の難聴対策のためにFM方式の中継局を置局することを可能にするものとして賛成します。

○ 津波等の災害対策に係るFM方式の中継局への周波数割り当てについて

中波放送の津波等の災害対策に係るFM方式の中継局には、「90MHz超え95MHz以下」の周波数のみを割り当てる方針案となっていますが、空中線電力の小さい中継局については、他の目的の放送局への周波数割り当てに及ぼす影響が比較的小さいことから、受信端末の普及状況を考慮し、地域の周波数事情に応じて、「76MHz超え90MHz以下」の周波数の割り当ても可能となるよう措置されることを要望します。

【NHK】

| | | |
|----|---|---|
| 79 | <p>○ 全体</p> <p>AM 放送の難聴対策や災害対策のための FM 波の利用について、早急な制度整備を求めてきた。今回の方針案はそのための第一歩として評価する。</p> <p>FM方式の中継局は難聴・災害対策に利することが期待される一方で、現行AM放送とのサイマル放送の負担がラジオ各社の経営を圧迫する懸念もある。</p> <p>FM中継局やバックアップ設備の整備、災害時における放送継続機能の整備に対して、国庫補助や税制支援などを希望する。</p> <p>放送ネットワークの強靱化については、今後「放送政策に関する調査研究会」で検討することだが、引き続きラジオ各社の「経営強靱化」に資するような制度整備の検討をすすめていただきたい。</p> <p>○ 周波数割当基本方針案</p> <p>都市難聴や災害対策に係る FM 放送式の中継局の割り当ては「90Mhz 超え 95Mhz 以下」とされているが、周波数に余裕があれば、事業者の希望により「85Mhz 超え 90Mhz 以下」の帯域を利用できるよう要望する。</p> <p>中継局免許の申請受け付けにあたっては、早々に締め切ることせず、ある程度時間的な猶予を持たせたものとしていただきたい。</p> <p>【日本テレビ】</p> | <p>本方針案に基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>周波数の割当てについては、1 番の回答をご覧ください。</p> |
| 80 | <p>○ 90MHz超～95MHz以下、85MHz超～90MHz以下</p> <p>従前からケーブルテレビ局では、テレビの自主放送チャンネルの運営において、自治体と防災協定を結び、地域情報の一部として防災や被災時の緊急情報を扱う局が多く存在します。</p> <p>また平成23年の東日本大震災以降は、停電時にも情報提供が可能なメディアとして、弊社グループでもラジオのコミュニティ放送の設立・運営の相談を受けることが増えております。またケーブルテレビ業界全体では、テレビに加えラジオのコミュニティ放送を運営するケーブルテレビ局も多く存在します。</p> <p>しかし、主に都市部を営業区域とする弊社のようなケーブルテレビ局では、周波数の逼迫により割り当てる周波数がなく、開局の検討自体が難しい状況でした。</p> | <p>本方針案に基本的に賛同の御意見として承ります。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>今回の制度整備は、その状況の改善に非常に有効であり、ケーブルテレビが多様な地域メディアとして、都市部でも「地域力」の向上に貢献できる可能性を広げるものであると考えます。</p> <p>○ 基幹放送局設備提供事業に係る制度整備</p> <p>これまで、無線の電波による有線サービスへの混信については電波法上明確な既定が無いため、ともすれば責任の所在が不明確になりがちでしたが、今回の基本方針(案)では、有線テレビジョン放送に対する影響を考慮すべき記載をいただいたことは、大きな進歩と考えます。</p> <p>平成24年にマルチメディア放送が開始された際、マルチメディア放送事業者を中心に、業界団体も交えた混信の調査や費用負担を検討いただいたことで、視聴者の混乱もなく対応ができていたという前例もありますので、今後開設される放送局におかれても、今回の方針に基づき前例に倣った事前の取り組みをいただくことで、無用な混乱が避けられると考えます。</p> <p>【ジュピターテレコム】</p> | |
| 81 | <p>○ 99MHz超～108MHz以下</p> <p>この帯域を地方ブロック向けマルチメディア放送及びデジタルコミュニティ放送に割り当てることについて賛同をいたします。</p> <p>地方ブロック向けマルチメディア放送の制度化が可及的速やかに行われ早期に本放送が開始されることを望みます。</p> <p>但し、デジタルコミュニティ放送については、補足として「(一の市町村の一部の地域等特定の一部の地域を放送対象とする)」と記述がございますが、この点に関して地域住民の生活に即した範囲に可能な限りあわせて割り当てていただくことを希望いたします。</p> <p>職住分離が進む中、市民の移動も市内の一部の地域だけではなくてきております。ケーブルテレビ事業、コミュニティ FM 事業をする事業者の放送範囲も当初、一の市町村を基本とされておりましたが、住民の生活圏、文化圏を鑑み、近隣市町村も含めた放送エリアとされる事例が多くなってきております。今後の導入に向けて技術基準、その他の制度検討をされていくなかで、実態に応じた放送範囲により、市民から利活用がされ</p> | <p>本方針案に基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>今後のデジタルコミュニティ放送の制度の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> |

やすいものとなる制度をご検討いただき、柔軟にご対応をいただけるよう強く希望します。

また、弊社では以前より、地域住民の安心・安全の情報には特に注力をしており、より一層の即時性と、情報伝達の最大化を図りたいという願望から、V-Low マルチメディア放送には多大なる期待をして、実証実験にも取り組んでまいりました。

災害時の情報伝達は地方自治体から発出される情報(避難勧告・避難指示・避難所情報)や自分が住む地域の被害情報をいち早く放送することが必要です。それと同時に身近にある同じ文化圏の近隣自治体情報も合わせて放送することが一番重要であると考えております。

弊社が中心となって行った、近畿 V-Low 実証実験協議会加古川実験では、多数の災害情報の中から、当該地域の情報だけを抽出し、確実に必要な人へ情報伝達する事と、自治体の防災担当者の災害時における業務軽減を図ることを念頭に実験を行いました。

情報の信頼性と確実性を高めるために安全安心公共コモンズを活用し、端末に一度入力するだけで、様々な情報伝達手段への入力が同時に出来るとともに、自治体職員が ISDB-Tsb 方式の V-Low マルチメディア放送波を使って、指定区域にある端末だけを自動起動させ情報伝達出来る他、デジタルサイネージ端末への表示やスマートフォン・タブレット端末への wifi を活用したダウンロード等出来る仕組みを構築いたしました。

その一連の作業に関わる時間は情報入力から8秒～12秒と市町村防災行政無線とも遜色の無い結果を得ることが出来ました。

災害対策基本法にも災害発生時には市町村が主軸を担うとうたわれておりますように、地方自治体がそこに住む人たちにいち早く、普段活用をしている放送受信機が自動起動する事によって、おかれている状況を知らせ、住民を避難させることが出来る、唯一の手段になりうるものであると確信をいたしております。また、この仕組みを単一の自治体だけでなく、複数の市町村により運営をすることで費用も抑えられ、公共の福祉にも寄与できると考えております。

また、平常時の情報伝達もそこに住む人たちが、そこに住む人たちへ向け、そこに住む人たちの必要とする住民本位のメッシュ的な放送が可能になるものであると考えます。

V-Low マルチメディア放送は、平時においても、災害時においても有益な情報伝達手段です。しかし、地方都

市圏の放送事業者としてはブロック単位だけでは広すぎ、一の市町村の一部地域とするのであれば狭すぎると考えております。デジタルコミュニティ放送は住民が利活用出来やすい、同一文化圏の複数市町村程度を範囲としていただけるよう望みます。

デジタルコミュニティ放送は今後、地域活性化やふるさと意識の醸成、また非常時の輻湊のない情報伝達手段として有益であり、それだけの能力がある上、地域経済にとっても起爆剤となりうるものです。セグメントの利用数、放送可能範囲など、それぞれの地域事情や地理特性に応じて、その都度柔軟にご対応いただけるような制度整備を強く希望します。

○ 95MHz超～99MHz以下

マルチメディア放送に係る放送局と中波放送の難視聴に係る FM 方式の中継局との相互干渉により電波干渉が発生しないよう、ガードバンドとすることに賛同いたします。

但し、「地方ブロック向けマルチメディア放送に係る放送局の置局を行う過程で混信または混信の可能性が発生し、これを回避するために真に必要な場合は当該周波数帯域を用いることとする」とされておりますが、これをデジタルコミュニティ放送にも該当していただけるよう強く希望します。

現在の方針ではマルチメディア放送に割り当てられる周波数帯域は地方ブロック向けのものが2種類であり、地方ブロックの境界にあたる地域は双方のブロックが同時受信できると推測されます。この場合、99MHz 超え 108MHz 以下の帯域に空き周波数がなくなってしまう、デジタルコミュニティ局向けの割り当てが困難となる事が考えられます。

この場合、デジタルコミュニティ局を希望する事業者があるにもかかわらず、ブロックの区分けによる地理的要因により、人口や文化圏、都市構造にかかわらず断念せざるをえない事業者が多数出てくることも想定がされます。

デジタルコミュニティ局にも、混信が想定される範囲で割り当てが可能になるよう間口を広げていただき、ブロックの区分けに起因する地理的要因により、地域間格差が発生してしまうようなことがないよう、公平な制度としていただきたいと強く要望をいたします。

○ 90MHz超～95MHz以下

この帯域をコミュニティ放送局に割り当てることに対しては賛同いたします。

また、民間放送事業者の中波放送の難聴対策、津波対策等の災害への対策に係る FM 方式の中継局に割り当てることに関しては異論ございません。

兵庫県南東部を含む大阪市及びその周辺地域と東京 23 区及びその周辺地域では周波数逼迫のため、コミュニティ放送局の参入は困難とされておりました。今回の方針決定により新たにコミュニティ放送局に参入を希望される方々へ間口を広げていただいたことに関し、喜ばしく思っております。

災害時にはコミュニティ放送局や臨時災害放送局が、被災された方々が必要とされる情報や番組の放送を行い、被災者の心の支えになる事が絶対に必要と考えております。東日本大震災でも多数の臨時災害放送局が立ち上げられ、被災者の方々に寄り添った放送を、昼夜を問わず献身的にされておられました。その放送が多くの方々の心を勇気づけられているということも伺っております。この事例からも、民間放送事業者の中波放送の FM 方式中継局を置局検討される際、災害時に臨時災害放送局が数局立ち上げることが出来るほどの余裕をもった周波数割り当てがなされることを希望いたします。

この帯域を受信できるラジオ受信機は以前よりあるものの、普及しているとはいえません。コミュニティ放送局は放送範囲が限定されるため、もともと財政基盤が強固ではない局が多く、ましてや新規参入する局は端末普及まで負担する事は不可能であると考えます。また、臨時災害放送局は被災された方向けの放送局で、その時に一瞬にして普及させることも困難であると考えます。そのため、臨時災害放送局が立ちあがった際までの備えと、新たにコミュニティ放送局を立ち上げられる方々の為に、何らかの行政支援が行われる仕組みが構築されることを望みます。

○ 76MHz超～90MHz以下

超短波放送局に係る放送局に割り当てることについては賛同をいたします。

また、中波放送局の難聴対策に係る FM 方式の中継局に割り当てることに関しては異論ございません。

| | | |
|----|--|--|
| | <p>ただし、置局される際、出力の小さいコミュニティ放送局との混信が無いよう、充分なご検証をいただくとともに、混信が想定される際は出力の大小、事業者の規模に係らず既設放送局が優先されるよう、強く要望をいたします。</p> <p>また、周波数逼迫地域以外で新たにコミュニティ放送局の立ち上げを希望される方や臨時災害放送局向けの周波数が設けられるよう、余裕をもった周波数割り当てがなされることを希望いたします。</p> <p>○ その他</p> <p>NHK の中波放送の難視聴対策等及び国内放送を行う短波放送の扱いについては、コミュニティ放送局の置局状況を考慮し検討を行うとしたことに対しては、コミュニティ放送局を優先されたことについて賛同します。また、FM 方式による中継局についても優先度を高くされたことについても賛成をいたします。</p> <p>【BAN-BANネットワークス】</p> | |
| 82 | <p>○ 全体</p> <p>この方針には、中波放送(AM)の難聴対策、災害対策に係るFM波の活用と、地方ブロック向けマルチメディア放送が共に成立する周波数の割当て案が示されており、基本的に支持する。</p> <p>○ 90MHz超～95MHz以下</p> <p>方針では、注記事項として、「空中線電力が大きいものについては、周波数等を基幹放送用周波数計画で定める」と記されている。具体的に周波数や空中線電力を設定する際には、中継局が難聴解消や災害対策の役割をしっかりと果たせるよう、設置希望者の要望に対し、十分に配慮して欲しい。</p> <p>○ その他</p> <p>地上テレビ放送のデジタル化に当たっては、制作設備・送受信設備の固定資産税や不動産取得税の軽減などの特例措置、新設中継局の免許申請の簡素化など、さまざまな支援措置が講じられた。難聴対策や災害対策に係るFM波の活用に当たっても、中継局設備の構築等に関して、同様の支援措置が講じられることを要望</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>放送ネットワークの強靱化に関する支援措置については、必要な施策を検討し、対応してまいります。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>する。</p> <p>【TBS ホールディングス】</p> | |
| 83 | <p>○ 全体</p> <p>AM放送の難聴対策、災害対策のためのFM波の利用について早急な制度整備を求めてきたが、今回、この(案)が提示されたことはその第一歩として評価する。引き続きラジオ送信所やバックアップ設備の整備、災害時における放送継続機能の整備等についても、それぞれの放送事業者の地域性を考慮しつつ、国庫補助や税制支援などを含め、適切な制度整備を行っていただきたい。</p> <p>○ 周波数割当基本方針案</p> <p>民放中波放送の都市型難聴対策と、津波等の災害対策に係るFM中継局が、「90MHz 超え 95MHz 以下」に割り当てられているが、周波数に余裕があり 90MHz 以下の周波数が割り当て可能な地域においてまでそのようにする合理的な理由はない。反対に災害時のラジオ放送の役割を削ぐものであり、地域の周波数事情に応じて 90MHz 以下の周波数を使えるようにしていただきたい。</p> <p>【日本テレビネットワーク協議会】</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>周波数の割当てについては、1 番の回答をご覧ください。</p> <p>放送ネットワークの強靱化に関する支援措置については、必要な施策を検討し、対応してまいります。</p> |
| 84 | <p>○ 全体</p> <p>基本的方針(案)は、V-Lowマルチメディア放送との両立を前提に、民放事業者の中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM中継局に対し、V-Low帯の一部およびFM帯の周波数が割当てられたものであると理解する。</p> <p>引き続き、V-Lowマルチメディア放送の早期実施に向けて制度整備を推進するよう要望するとともに、今後の放送ネットワークの強靱化に係る周波数割当て・制度整備の検討にあたって、次のとおり要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中波放送の難聴対策・災害対策に係るFM中継局の周波数割当てやFM放送の難聴対策に係る親局の | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>放送ネットワークの強靱化に関する支援措置については、必要な施策を検討し、対応してまいります。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| | <p>諸元変更などに際しては、既存民放事業者の意向を十分尊重していただきたい。併せて、既存局等に混信妨害が生じることがないように、事前調査や関係者間の調整などを丁寧に行っていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送ネットワークの強靱化を促進するため、FM中継局やバックアップ設備等の整備への国庫補助や税制支援などを行っていただきたい。 ・ 今後の検討とされた国内放送を行う短波放送の扱いについて、可能な限り速やかに検討を行っていただきたい。 <p>【日本民間放送連盟】</p> | |
| 85 | <p>○ 強靱化検討会関係</p> <p>＜災害放送用周波数を予め設ける＞</p> <p>コミュニティ放送局の周波数帯を原則として76.1-76.5MHzと定められたように1周波数(全国統一)を災害放送用周波数を予め設けておく。</p> <p>臨時災害放送局を設置するにしても周波数調査を簡略化でき、即放送が出来る体制をつくる。災害時に即、放送を行うにも周波数測定が必要です。安価なFM放送受信器は、アナログ選局であり周波数告知をしないと受信できません。専用周波数はほとんどがローパワーでありガードバンドに近い割り当て周波数帯の末端に決めておけば、混信の問題もなく周波数告知や安価受信機でも即受信できる。(統一周波数例90.0MHz)</p> <p>＜コミュニティ放送局置局の公平さ＞</p> <p>東京目黒区地域をターゲットにコミュニティ放送局の設立を計画中です。平成8年に東京23区、大阪市周辺地域においては周波数逼迫のため開設制限が加えられ、新たな置局が認められていませんでした。全国あまねく地域に置局を目標とした当初の思惑は変化し一部地域において公平さを欠いた状態が続いていました。ここにおいて周波数の有効利用が計られ、全国くまなく地域コミュニティ放送局が簡易に置局される制度の見直しは歓迎するものです。現在全国市区町村の数は1719。内コミュニティ放送の運営社は275局に留まっています。コミュニティ放送においては地域を担うメディアとして、全国的には一つの産業として拡大・発展を願います。</p> <p>【コミュニティ・メディア・ネットワーク】</p> | <p>コミュニティ FM 局については、未だ開設されていない市区町村における開設要望を踏まえ、90MHz以下に加え、90MHz 超え 95MHz 以下の周波数についてもコミュニティ FM 局の開設等に利用可能とすることが適当と考えます。</p> |

| | | |
|-----------|--|---|
| <p>86</p> | <p>○ 90MHz超～95MHz以下、85MHz超～90MHz以下、76MHz超～90MHz以下</p> <p>1. ラジオ放送の難聴対策は、多数の国で導入されているインターネットラジオで実現し、難聴対策に係る中継局等の費用(150億円見込み)に電波利用料を充当するべきではない</p> <p>電波利用料の見直しに関する検討会(平成25年7月26日)において、今回の意見募集対象である中波放送の難聴対策に係るFM方式の中継局等の費用(150億円見込み)を、電波利用料財源から充当する案が示されましたが、ラジオ放送の中継局整備等に電波利用料を充当するべきではないと考えます。</p> <p>ラジオの国内出荷台数は減少傾向にあり、放送ネットワークの強靱化に関する検討会資料によると平成12年度は約2,200万台でしたが、平成23年度は半数の約1,200万台となっており、減少の一途であると考えます。</p> <p>一方、パソコンやスマートフォンで同じコンテンツが視聴出来るインターネットラジオ(IPサイマル放送)のユーザーは1,300万人を超え普及しており、また、視聴可能なエリアも増加し、今後ますます市場が拡大することが考えられます。</p> <p>インターネットラジオは、ラジオで流れた楽曲を購入可能な機能等新たな広告ビジネスやインターネットを活用したサービスの充実が図られています。また、国際的にも欧米・アジア諸国等多数の国で既にインターネットラジオが導入されています。</p> <p>従って、ラジオ放送は、受信機普及やユーザー利便、国際動向の観点からもインターネットラジオを難聴対策に活用し、ラジオ放送の中継局整備等に電波利用料を充当するべきではないと考えます。</p> <p>2. ラジオ放送の難聴対策はインターネットラジオにより解消可能であり、V-Low帯の周波数(90～108MHz)は従来通りマルチメディア放送用途に使用すべきである</p> <p>FMラジオ放送・コミュニティ放送の周波数は、これまで76～90MHzとされていたところ、今回の意見募集では周波数を利用拡大し、AM放送の難聴対策・津波等の対策としてFM方式の中継局及びコミュニティ放送局の周波数を90～95MHzに割り当て、ガードバンドを95～99MHzとする案が示されていますが、現在のラジオ放送の難聴対策はインターネットラジオにより解消する方向にあることも踏まえ、周波数を利用拡大するほどの需要が見込まれないと考えます。</p> <p>従って、地デジ化により空いたV-Low帯の周波数(90～108MHz)は従来通りマルチメディア放送用途に使</p> | <p>放送ネットワークの強靱化に関する支援措置については、必要な施策を検討し、対応してまいります。</p> <p>V-Low帯の周波数の一部をAM放送の難聴対策等に用いることは、「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」中間取りまとめの提言等を踏まえたものです。</p> |
|-----------|--|---|

| | | |
|----|--|--|
| | <p>用すべきであると考えます。地域的に周波数が必要である場合、コミュニティ放送はホワイトスペースを利用すべきであると考えます。</p> <p>【ソフトバンクモバイル・テレコム・BB】</p> | |
| 87 | <p>○ 90MHz超～95MHz以下、85MHz超～90MHz以下</p> <p>練馬区では、これまでもコミュニティFMの活用に向けて、FM帯潜在電界調査や都内のコミュニティFM局の視察など、情報収集や検討を進めてまいりましたが、東日本大震災において、災害時のラジオによる情報発信の効果が実証され、大変有効な情報発信手段の一つとして評価しております。</p> <p>また、コミュニティFMは、日頃から地域のコミュニティづくりや産業振興等に資する、きめ細やかな情報発信が可能であることや、区民参加による番組放送などコミュニケーションツールとしての活用も考えられ、行政としては、大変魅力のあるメディアの一つとして捉えております。</p> <p>こうしたことから、練馬区といたしましては、今回の「V-Low マルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本方針(案)」の内容については、賛成する立場であります。</p> <p>今後、練馬区内にコミュニティFM局が開局されることを強く望んでおり、区として運営主体に対する支援等についての協議を、区内の事業者を中心に始めていく方向でおります。</p> <p>つきましては、練馬区内において混信のない聴取可能な周波数の割当てへのご配慮をお願いいたします。</p> <p>【練馬区】</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> |
| 88 | <p>今回の周波数割り当て・制度整備に関する基本方針(案)の(4)及び(5)は、中波放送の難聴・混信対策として、従来の外国波混信対策に加え、新たに地理的・地形的難聴対策にもFM中継局の周波数を割り当てる画期的なもので、地理的・地形的難聴問題を抱える当町としてはこの方針を高く評価します。</p> <p>平成23年の新潟・福島豪雨で甚大な被害を蒙った当町では、住民から「防災対策としてラジオを聞けるようにしてほしい」との切実な要望が寄せられ、ラジオの聴取環境改善を復興計画に盛り込んだところです。</p> <p>今後は、7月17日に公表されました《「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」中間取りまとめ(案)」に対する意見募集において提出された御意見及び御意見に対する考え方》の番号64「ラジオによる自治体情報提</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>放送ネットワークの強靱化に関する支援措置については、必要な施策を検討し、対応してまいります。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>供の推進」に示されました考え方が速やかに制度化され、災害発生時には市町村等が独自に自治体情報を住民に提供できる割込み可能な受信障害対策中継局設置に向けての仕組み作りが実現される事を切望します。</p> <p>更に、住民が安心整備に対し、国庫補助等の積極的な財政支援を行って頂きたいと考えます。</p> <p>【福島県金山町】</p> | |
| 89 | <p>アナログFMのバンドが95MHzまでひろがるということですが、アナログテレビ放送が廃止されてFMラジオにはV-Lowバンドを削除した機種がふえつつあります。</p> <p>正式に95MHzまでひろがったばあい、日本製のFMラジオは95MHzまでしか受信できないガラパゴス仕様のもものとなってしまう、V-LowバンドでFM放送をおこなっている韓国や台湾に旅行に行く際、日本製のラジオが使い物にならないという事態がうまれかねません。</p> <p>そうならないよう、メーカー各社に対しては108MHzまでカバーできるラジオを生産しつづけるよう要請してほしいです。</p> <p>【個人】</p> | <p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |
| 90 | <p>本件別紙III.の認定に当たっての基本事項として、「視覚障害者、聴覚障害者等に対する配慮のための具体的計画」を加えるべきだと思います。</p> <p>【個人】</p> | <p>放送法(第4条第2項)では、テレビ放送について、視聴覚障害者に係る規定を設けていません。御意見につきましては、今後の放送行政の参考とさせていただきます。</p> |
| 91 | <p>88MHzから108MHz帯全体域をFMラジオとしても利用できるよう、整備できませんでしょうか。例えば、デジタルラジオエリアから干渉しない範囲離れたエリアでは、FMアナログラジオでの利用もOKとするのはどうでしょうか。そして、デジタルラジオ等が利用されているエリアでは、現行案でガードバンドをとるのはどうでしょう。</p> <p>世界標準のラジオ受信機では、FM放送は88MHzから108MHzで行われており、海外製スマートフォンにはラジオが聞けるものがあります。基盤に標準搭載されているものです。海外でも広く使われている周波数であれば、対応端末の数も広く見込めるかと思えます。日本だけの機能を載せるとなると、海外輸出時には要らない</p> | <p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>機能が載ってしまっている製品となって、具合が悪いですが、「88MHzから108MHz帯のラジオ」であれば、たとえ国産スマホに搭載したとしても、海外に輸出する際も、海外で利用できる魅力的な機能になるはずです。</p> <p>遅延もないですし、皆が持ち歩いている携帯電話やゲーム機などにFMラジオが標準搭載されるようになれば、災害時にもし通信網が破壊されても情報提供をFMラジオで遠くまで飛ばすことで国民の命が守れるとおもいます。加えて、アナログテレビ放送の中継局を転用できるとおもいます。</p> <p>以上のことから、「88MHzから108MHz帯全体域をFMラジオとして”も”利用できる」ように制度設計されるべきと考えます。</p> <p>【個人】</p> | |
| 92 | <p>「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針(案)」に対する意見を述べる。</p> <p>国民の財産である電波の資源は有限である。その限りある資産の「電波の有効利用」、「周波数の有効利用」を可能とする技術的な方策を以下に提案する。</p> <p>基本的方針(案)記載の中波放送(今後、検討されるNHK及び短波放送も含む)の難聴対策、津波等の災害への対応に係る「FM方式の中継局」に関しては、従前のFM放送、超短波放送局とは異なる、別途の「技術方式」及び「置局基準」を設ける事を提案する。</p> <p>具体的には、「FM方式の中継局」に係る「放送品質(音声)」に関しては「モノラル放送」に限る事を提案する。</p> <p>主な事由としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「FM方式の中継局」設置の目的は、中波放送の親局の放送区域の一部を補完する事である。従って、「FM方式の中継局」に係る技術的な要求条件における「放送声品質(音声)」は、中波放送の親局程度と判断出来る。 <p>「FM方式の中継局」を中波放送の親局の「放送品質(音声)」相当の「モノラル放送」に限る事で、「ステレオ放送」を可能とした場合に比較して「周波数の有効利用」に大きく寄与する事が可能である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 放送サービスの面からは、過去において多数の民放中波放送局(親局)において「AMステレオ」を運用し | <p>AM放送の難聴対策や災害対策に係るFM方式の中継局の技術的条件に関しては、90MHz 超え 95MHz 以下における今後の受信器の普及促進の観点を踏まえることが必要と考えます。</p> |

ていたが、現在では一部の中波放送局(親局)を除き、廃止されている。中波放送局の中継局における「AMステレオ」の運用実績は無い。また、NHKは「AMステレオ」の運用実績は無い。

一方、現時点で一般的に容易に入手が可能、かつ量販されている「AMステレオ用受信機」は、市場には無い。

この経緯から、中波放送における「ステレオ放送」サービスに関しては、中波放送事業者、及び受信者である国民のニーズは、殆ど無いとの判断が出来る。

3 「FM方式の中継局」を「モノラル放送」に限った場合は、その放送区域内の所要電界強度は「 $34\text{dB}\mu\text{V}/\text{m}$ 」となり、現行のFM放送の値「 $48\text{dB}\mu\text{V}/\text{m}$ 」に比較して、 14dB 低い値となる。

この差は、放送区域内をカバーするのに必要な空中線電力が、約 $1/10$ 以下となる事を示している。

よって、より近い局間の距離や、より近い周波数での中継局の置局が可能となり、結果的には、より多くの中継局の置局を可能とする。

4. 「FM方式の中継局」を「モノラル放送」に限った場合、現行のFM放送に比較して、例えば同一周波数の混信保護比は約 10dB 程度緩和(モノラル放送の方が、妨害排除能力が高い)される。

よって、より近い局間の距離や、より近い周波数での中継局の置局が可能となり、結果的には、より多くの中継局の置局を可能とする。

また、 95MHz 越え 99MHz 以下に設定されている「ガードバンド」に関しては、「FM方式の中継局」を「モノラル放送」に限った場合は、混信保護比が大幅に緩和(モノラル放送の方が、妨害排除能力が高い)されるので、より少ない「ガードバンド」の周波数帯域幅となり、ガードバンドの削減となる。

5. 「FM方式の中継局」を「モノラル放送」に限った場合、現行のFM放送の占有帯域幅「 200KHz 」を、 $1/2$ の「 100KHz 」にする事が可能である。

現在、VHF帯域のモノラル放送用番組伝送や素材伝送は、占有帯域幅「 100KHz 」のFM方式で運用されている。

よって、より近い局間の距離や、より近い周波数での中継局の置局が可能となり、結果的には、より多くの中継局の置局を可能とする。

| | | |
|----|---|---|
| | <p>以上の事由より、 今回の「FM方式の中継局」を、従前のFM放送、超短波放送局とは異なる「技術方式」及び「置局基準」を設けて「モノラル放送」に限定した場合は、現行のFM局の「ステレオ放送」と単純に比較した場合でも、約20倍（空中線電力比1/10、占有帯域幅比1/2とした場合）程度の「周波数の有効利用」を可能とする。</p> <p>また、今後より詳細な検討をした場合には、最大で約200倍（空中線電力比1/10、占有帯域幅比1/2、混信保護比1/10とした場合）程度の「周波数の有効利用」の想定も可能となる。</p> <p>なお、上記の数値は、日本も参加している「国際電気通信連合」のFM放送に係る勧告、「ITU-R BS.412」を参照した。</p> <p>【個人】</p> | |
| 93 | <p>コミュニティ放送は災害対策の観点から、その必要性が高まっているので、災害対策を第一線で担う各市町村区には、必ず開設されるように放送普及計画に明記して、その置局が実現できるよう周波数使用計画を定めておくのが望ましい。</p> <p>限られた周波数帯で、その置局を実現するためには、モノラル方式に依ることが適当であり、中波放送の中継局についても、中波放送がモノラルであることを考慮すると、モノラル方式が望ましい。</p> <p>したがって、90MHz以上のFM局は、モノラル方式に限定すべきである。</p> <p>【個人】</p> | <p>AM放送の難聴対策や災害対策に係るFM方式の中継局の技術的条件に関しては、90MHz 超え 95MHz 以下における今後の受信器の普及促進の観点を踏まえることが必要と考えます。</p> |
| 94 | <p>○ 90MHz 超～95MHz 以下</p> <p>VHF-Low 帯への ISDB-Tsb ベースのマルチメディア放送の割り当てに対して反対の意見を述べます。</p> <p>(1) VHF-High 帯 のマルチメディア放送が 2012 年4月から開始されておりますが、開始後1年4ヶ月経つにもかかわらず、帯域の4割しか使用されておらず、新規放送事業者が参入する動きもないのが現状です。放送事業者レベルでは、新規参入を促すための施策も打たれているようですが、現在の放送業界の状況を鑑みると、せっかく割り当てた 33 セグメントがすべて埋まることは、非常に疑問に思わざるを得ません。</p> <p>現在の VHF-High 帯のマルチメディア放送は、ようやく 100 万加入を越えたところですが、これとても、合併の親会社であるドコモ社の強力な販売促進施策によって、販売台数の多い携帯電話に搭載され、機種交換の</p> | <p>V-Low 帯をマルチメディア放送に使用することについては、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」等の懇談会・研究会で検討され、各地で実証実験も行われているところですが、また、参入希望調査の結果からも一定の二</p> |

際にインセンティブを付けるなどした結果と考えられます。携帯電話に組み込むための受信機開発、ソフトウェア開発は、従来の他の新システムなどと同様に、ドコモ社と携帯開発メーカーが開発費やリソースを出し合って協力して作ってきたと考えられます。

一方で、VHF-Low 帯を主導する既存FM局をはじめとした団体は、そのような力があるとは思えません。具体的には、携帯メーカーを巻き込む動きもいまだになさそうであり、ラジなどを作っているメーカーとの開発の動きも聞こえてきません。

さらに、V-LOW は波長が長いのでアンテナが長くなり、携帯電話への搭載は技術的に向いておりません。想定されるのは、家庭用のラジオや車載用機器といったところだと思われそうですが、このジャンルで、果たしてどれだけの需要が見込めるのか、メーカーがちゃんと参入する見込みがあるのか、参入したとして普及するほどの出荷数が見込めるのか、などを十二分に再考すべきです。そうしなければ、VHF-High 帯以上に利用者が増加せず、死んだ帯域となりかねません。

FM放送の音質で不満を持つ人がどのくらいいるのかは、CDの音質改善に対するSACDの普及率や、昨今の圧縮音源の再生プレーヤーの普及状況を見れば、それほど多いとは思えません。実質的にFM放送程度で十分と考えられます。

FM放送で出来ないコンテンツ配信などは、わざわざ放送波に載せなくても、法整備をした上でインターネットを兼用することで十分可能と考えられます。

それでも不足であれば、FM放送の可聴帯域外のデータ放送の拡張も再検討の価値は十分にあると考えられます。

受信機が普及しなくて衰退してしまった AM ステレオ、同様に受信機が普及せず民放には広がらなかったアナログ波の緊急警報放送、生半可に有料化してしまったためにユーザーニーズを掴みきれなかった DVB-H や MediaFLO、放送事業者の一方的な思い入れで試験を始めた VHF 7ch のデジタルラジオ試験放送のようにはならず、貴重な VHF-Low 帯を割り当てるに当たっては、国民の公益に寄与するものにしなければなりません。

(2) VHF-Low 帯も、まだ使えるアナログ受像機の廃棄を強いてアナログテレビの帯域の解放を行ったとい

ーズがあるところです。

う、国民の多大な資産価値の犠牲によって得られた帯域であります。安易な割り当ては慎まれるべきです。

(1) 項で述べたように、ISDB-Tsb ベースのマルチメディア放送がその犠牲を越えた公益に寄与するとは思えません。

(3) 帯域内に事実上 4MHz ものガードバンドを置するのは、貴重な帯域の無駄遣いであります。新規のシステムにするのであれば、そのようなガードバンドがなくても済むような無線システムを使用することが強く望まれます。

技術的に考えると、FM波→マルチメディア放送 の干渉よりは、マルチメディア放送→FM波への干渉の方が支配的と考えられます。そうであれば、仮にガードバンドを設置するとしても、ガードバンドの帯域には、干渉を受けても影響の軽微な、小電力コミュニティFMなどへ積極的に使用の方が望ましいと考えられます。

あるいは、現時点で適する無線システムがないなら、マルチメディア放送の帯域は、リザーブとしておき、国民のニーズの強い AM 局の FM サイマル放送／コミュニティFM の認可だけでも先に割り当てるべきと考えられます。

(4) 以上の説明から、ISDB-Tsb ベースのマルチメディア放送を行いたい事業者がいるのであれば、法改正の上、VHF-High 帯の空きセグメントに同居するような施策を国として打つべきであると考えます。

一方で、AM局のサイマル放送や地域コミュニティFM局などへの割り当ては、国民のニーズにも、防災に対する強靱化の施策にも合い、適切であると考えます。

東日本大震災を経て、今後、東南海沖の連動型地震やそれに伴う大津波の予測がされており、また今夏はあちこちで局所的な豪雨での災害も発生しております。このような中で、防災に期するための放送ネットワークの強靱化の必要性は、誰もが認めるところであり、災害時の基幹放送の継続、地域内向きの災害放送／コミュニティ放送の短期立ち上げに寄与するコミュニティFM局への施策は積極的に行うべきであると考えます。

一方で、ISDB-Tsb ベースのマルチメディア放送は、単に放送の高度化に過ぎず、防災や強靱化とは直接リンクしないものであると考えられます。既に防災情報の提供は、UHF 帯のワンセグや緊急警報放送、携帯電話のエリアメール等で十分であり、今以上の防災観点の高度化を図るのであれば、放送のような単方向ではなく通信を使用した双方向の仕組みが有効であると考えます。単方向でよいようなものであるなら、すでにインフラ

| | | |
|----|--|--|
| | <p>の整っている VHF-High 帯やワンセグの高度化などに、その周波数的、技術的、インフラ的、資本的リソースを集中すべきです。</p> <p>またもし ISDB-Tsb ベースのマルチメディア放送を推進することになるのであれば、(2) 項の国民の犠牲に対する配慮がされるべきです。VHF-High 帯の時と同様に、端末もしくは利用者数の年次ごとの目標数を設定し、到達できない場合のペナルティや追加施策なども検討すべきと考えます。</p> <p>【個人】</p> | |
| 95 | <p>中波放送の難聴対策、災害対策に係る FM 方式の中継局に割り当てられる周波数帯域が決定されるということは妥当であると考えます。</p> <p>アンケート結果によると、これを希望する社は予想されたより少ないという。とはいえ、希望する社がこれを実施し、数年後に良好な結果が出た場合、希望社が急激に増加することが考えられる。このことから、限られた帯域の中で、できるだけ多くの局を置局できるように制度整備をすることが必要だと考える。</p> <p>これらの局は、あくまで主電波の補完のためのものであるから、主電波による音声品質を超える必要はない。中波放送でステレオ放送を実施している局もあるようであるが、実施していた局の多くは休止していると聞く。これは、中波放送によるステレオ放送の需要が無く、また供給側にも継続する必然性が無いからと判断できる。</p> <p>FM 放送というとステレオが当然のようであるが、上記の理由でこれらの放送はモノラルによる運用に限定すべきである。</p> <p>モノラル運用によるメリット。</p> <p>占有周波数幅が狭帯域で良いので多くの局を置局できる。良好な受信に必要な電界強度が低くてよいことから、低電力で運用できる。当然ながら、同電力であれば良好に受信できるエリアが広がる。このことから設備投資及び運用費用が安くなる。混信排除能力もステレオ運用より高いと考えられる。このことから、現在考えられているガードバンド幅を狭くすることも可能か。</p> <p>【個人】</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>AM 放送の難聴対策や災害対策に係る FM 方式の中継局の技術的条件に関しては、90MHz 超え 95MHz 以下における今後の受信器の普及促進の観点から踏まえることが必要と考えます。</p> |

| | | |
|-----------|---|---|
| <p>96</p> | <p>1,中波放送の FM 方式による超短波放送の中継については、あくまでも中波放送の補助的なサービスとして運用することを明確化し、中波放送そのものについては廃止させないことを前提に新たな中継局の免許の交付と周波数の割り当てを求めます。</p> <p>中波放送は電氣的なノイズに弱い点がありますが、放送エリアが広いという点や山岳地帯など超短波放送では受信が難しい地域において受信が可能という利点があります。特に大規模局のような広い放送エリアを持つ放送局で中波放送の廃止と超短波放送への移行を行った場合、中波放送と同等の放送エリアを保つには本局の他に複数の中継局が必要となるため、放送局への負担が高くなります。</p> <p>また、中波放送から超短波放送への移行により新たな受信困難地域が発生すると危惧しています。さきほども説明したとおり、中波放送は放送エリアが広いと聴取者数も多いと考えた場合、超短波放送への移行によって受信状態が悪化することで難聴取者が増える可能性が考えられます。この状態では災害等の緊急事態が起きた場合、ラジオ放送での情報収集が難しく混乱が起きる危険があります。</p> <p>以上のことから、中波放送の FM 方式による超短波放送の中継は限定的な目的のみに留め、将来の中波放送の終了に導くような中継放送の認可に強く反対します。</p> <p>2.新たに割り当てられる FM 方式の超短波放送の周波数帯については、受信機の性能及びスプラディック E 層などの異常伝搬に対して適切な対策を講じることを前提に割り当てることを求めます。</p> <p>FM 放送を受信できるスーパーヘテロダイン方式の受信機では、受信機の感度を良くするため 10.7MHz を加算した周波数変換が行われます。その際、既設局の送信周波数が 76MHz から 85MHz 前後に設定されていると新たに設定された周波数帯にイメージ混信を起こす可能性が考えられます。この混信は受信機内で発生する混信であり、受信レベルが低い場合は聞きづらくなるという問題があります。</p> <p>また新たに割り当てる周波数帯において、特に 88MHz から 95MHz までの間については外国で FM 放送の周波数帯として割り当てられております。そのためスプラディック E 層などの異常伝搬によって外国局との間で一時的な混信が起き、放送が聞きづらくなります。特に送信出力の低い局において異常伝搬の発生中には放送が聞けなくなる恐れがあります。</p> <p>受信機のイメージ混信については、放送局及び受信機の製造メーカーに対して改善を求めるよう指導を行</p> | <p>本方針案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>民放の AM 放送の難聴対策、災害対策に係る FM 方式の中継局は、AM 放送の放送区域を補完することを前提に周波数を割り当てるものです。</p> |
|-----------|---|---|

| | | |
|--|--|--|
| | <p>い、混乱なく放送を受信できる工夫を求めます。また、異常伝搬対策については予防を前提に送信出力及び周波数の割り当てを望みます。</p> <p>3.現在 FM 放送で割り当てられている周波数帯(76MHz から 90MHz まで)については、都市部において FM 放送局の乱立により隣接周波数による混信が発生しております。新たに周波数帯を割り振るだけでなく、現在放送している FM 放送局の送信周波数の変更を実施し、混信の軽減と空きの周波数の確保に努めてほしい。</p> <p>【個人】</p> | |
|--|--|--|